

# 多摩川河川維持管理計画

【国土交通大臣管理区間編】

令和4年3月

国土交通省関東地方整備局  
京浜河川事務所

# 多摩川河川維持管理計画【国土交通大臣管理区間編】目次

1. 河川の概要	1
1.1 多摩川の諸元	1
1.2 流域の自然的・社会的特性	2
1.2.1 流域の自然的特性	2
1.2.2 流域の社会的特性	2
1.3 河道特性	3
1.3.1 概況	3
1.3.2 河床勾配・河床材料	5
1.3.3 水害と治水事業の沿革	6
1.3.4 河道内樹木の状況	9
1.4 土砂移動特性	10
1.5 河川環境の状況	11
1.5.1 水利用特性	11
1.5.2 河川水質	11
1.5.3 河川景観	12
1.5.4 河川空間利用	12
1.5.5 自然環境	13
2. 河川の区間区分	14
2.1 計画対象区間	14
2.2 区間区分	15
2.3 出張所管理区間	16
3. 河川維持管理上留意すべき事項等	17
3.1 河道管理における現状の課題	17
3.1.1 土砂堆積状況、河床高の変化状況	17
3.1.2 現況流下能力の状況	18
3.1.3 滲筋の変化、構造物周辺の洗掘状況	19
3.1.4 河床縦断形状の変化	20
3.1.5 下流部の河床高維持	20
3.1.6 河岸維持管理法線による河道管理の状況	20
3.2 施設管理における現状の課題	21

3.2.1	堤防の整備状況	21
3.2.2	水門、樋管の施設	21
3.2.3	重要水防箇所、危険箇所の状況	22
3.2.4	高潮堤防の老朽化	22
3.2.5	河川横断構造物の予防保全	22
3.2.6	観測施設、電気通信施設	23
3.2.7	防災施設の機能確保	23
3.2.8	許可工作物（河川法 26 条）	23
<b>3.3</b>	<b>河川利用の現状と課題</b>	<b>24</b>
3.3.1	不法行為	24
3.3.2	河川敷利用	24
3.3.3	河川空間管理	24
<b>3.4</b>	<b>その他</b>	<b>25</b>
3.4.1	日常の維持管理・点検	25
3.4.2	危機管理	25
<b>4.</b>	<b>河川維持管理目標</b>	<b>26</b>
4.1	洪水、高潮、津波等による災害の防止	26
4.2	河川区域等の適正な利用	26
4.3	河川環境の整備と保全	26
<b>5.</b>	<b>河川の状態把握</b>	<b>27</b>
5.1	一般（基本的考え方）	27
5.2	基本データの収集	28
5.2.1	水文・水理等観測	28
5.2.2	測量	29
5.2.3	河道の基本データ	31
5.2.4	河川環境の基本データ	33
5.2.5	観測施設、機器の点検観測施設、機器の点検	34
5.3	堤防点検等のための環境整備	35
5.4	河川巡視	36
5.4.1	平常時の河川巡視	36
5.4.2	出水時の河川巡視	37
5.4.3		37

5.5	点検	38
5.5.1	出水期前、台風期、出水中、出水後の点検	38
5.5.2	地震後の点検	41
5.5.3	親水施設等の点検親水施設等の点検	42
5.5.4	機械設備を伴う河川管理施設の点検	43
5.5.5	許可工作物の点検	44
5.6	河川カルテ	45
5.7	河川の状態把握の分析、評価	46
6.	具体的な維持管理対策	47
6.1	河道の維持管理対策	47
6.1.1	河道流下断面の確保・河床低下対策	47
6.1.2	河岸の対策	48
6.1.3	樹木の対策	49
6.1.4	河口部の対策	50
6.2	施設の維持管理対策	51
6.2.1	河川管理施設一般	51
6.2.2	堤防	54
6.2.3	護岸	62
6.2.4	根固工	65
6.2.5	水制工	66
6.2.6	樋管・水門	67
6.2.7	床止め・堰	70
6.2.8	陸閘	76
6.2.9	防災対策施設の管理	77
6.2.10	災害対策用機械・関係車両等	78
6.2.11	情報収集・提供システム	79
6.2.12	河川管理施設の操作	80
6.2.13	許可工作物	81
6.3	河川区域内等の維持管理対策	82
6.3.1	一般	82
6.3.2	不法行為への対策	85
6.3.3	河川の適正な利用	89
6.4	河川環境の維持管理対策	92
6.5	水防等のための対策	95

6.5.1	水防のための対策	95
6.5.2	水質事故対策	97
<b>7.</b>	<b>地域連携等</b>	<b>98</b>
7.1	河川管理者と市区等で連携して行うべき事項	98
7.1.1	水防連絡会・災害情報協議会	98
7.1.2	関東地方水質汚濁対策連絡協議会	98
7.1.3	多摩川流域協議会	98
7.1.4	多摩川の河道管理に関する連絡会	98
7.1.5	多摩川・鶴見川・相模川大規模氾濫減災協議会	98
7.1.6	共同点検	99
7.2	河川管理者と市区、NPO・市民団体等が連携している、又は行う予定がある事項	100
7.2.1	川の安全利用点検	100
7.2.2	リバーシビックマネージャー (RCM)	100
7.2.3	流域懇談会	100
7.2.4	河川相談室	100
7.2.5	自然保護団体等への工事情報等の提供について	100
7.2.6	ニヶ領せせらぎ館	100
7.2.7	大師河原干潟館	101
7.2.8	河川協力団体制度	101
<b>8.</b>	<b>効率化・改善に向けた取り組み</b>	<b>102</b>
8.1	地域協働	102
8.1.1	水門の操作委託	102
8.1.2	環境モニタリング	102
8.2	施設の老朽化に備えた長寿命化対策	102
8.3	サイクル型維持管理	103

# 1. 河川の概要

## 1.1 多摩川の諸元

多摩川は、その源を山梨県甲州市の笠取山（標高 1,953m）に発し、途中多くの支流を合わせながら、東京都の西部から南部を流下し、東京都と神奈川県の間を流れ、東京湾に注ぐ、幹川流路延長 138km、流域面積 1,240km<sup>2</sup> の一級河川である。

その流域は、細長い羽状形を呈し、首都圏の南西部にあたる山梨県、東京都及び神奈川県の 1 都 2 県にまたがり、流域内の人口は、約 403 万人（平成 27 年度国勢調査に基づく算定値）で流域面積の約 3 分の 1 を占める中・下流の平野部に集中し、首都圏における社会、経済、文化等の基盤をなすとともに、都市地域における貴重な自然空間を有している。

国土交通大臣管理区間（以下「国管理区間」という）は、図 1-1 に示す多摩川 64.3km、支川浅川 13.2km 及び大栗川 1.1km、計 78.6km となっている。

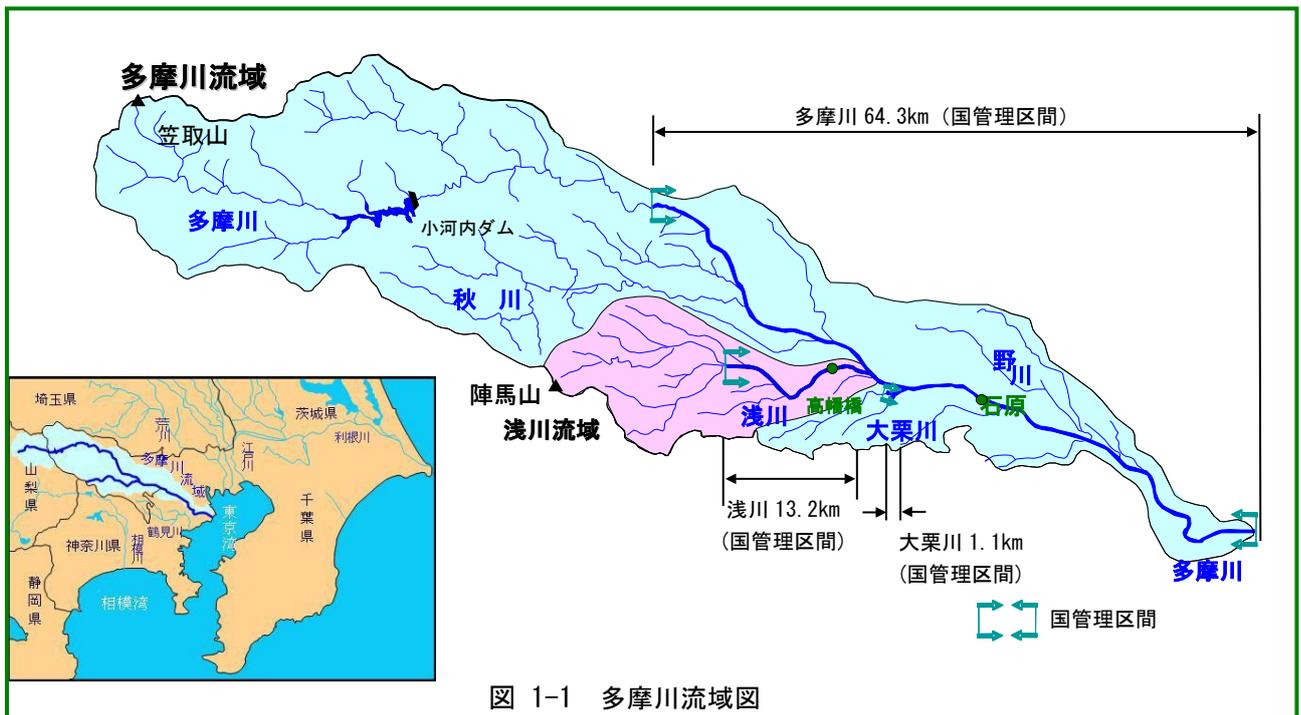


図 1-1 多摩川流域図

表 1-1 多摩川の諸元

項目	諸元
流域面積（集水面積）	1,240km <sup>2</sup>
幹川流路延長	138km
流域内人口	約 403 万人（平成 27 年度国勢調査に基づく算定値）
想定はん濫区域面積	約 134.5km <sup>2</sup>
想定はん濫区域内人口	198 万人
想定はん濫区域内資産額	38 兆 3,912 億円
主な流域市区町村	川崎市、大田区、世田谷区、狛江市、調布市、三鷹市、武蔵野市、小金井市、府中市、国分寺市、小平市、国立市、立川市、稲城市、多摩市、日野市、八王子市、昭島市、武蔵村山市、福生市、瑞穂町、羽村市、青海市、日の出町、あきる野市、檜原村、奥多摩町、小菅村、丹波山村、甲州市

## 1.2 流域の自然的・社会的特性

### 1.2.1 流域の自然的特性

#### (1) 地形・地質

多摩川は、首都圏を流れ東京湾に注ぐ一級河川の中では、勾配が比較的急な河川であり、中流部でも扇状地的な特性を残している。

上流部にあたる西部の山地の地質は、秩父系古生層と中生層で構成され、最上流部には、花崗岩類が分布している。山地の東側の丘陵及び台地は、広く関東ローム層に覆われている。低地部は、三角州の堆積物や海浜堆積物から成っている。

多摩川中流部、支川浅川では、河床付近に新第三紀層（粘土及びシルトが固結した層：土丹）の露出する箇所が見られる。

#### (2) 流域の自然環境

上流部は、御岳溪谷や秋川溪谷に代表される山岳溪谷美に富んだ清流となっており、そのほとんどは秩父多摩甲斐国立公園に指定され、溪流巡りや山歩きなどの場として首都圏の住民に親しまれている。

山間溪谷部を抜けた羽村取水堰付近から調布取水堰までの中流部は、瀬、淵及び中州が存在している。河川敷には、オギやツルヨシなどの群落がみられる。また、礫河原にはカワラノギクなど河原特有の植物やセグロセキレイなどの鳥類がみられる。近年、河川敷にはハリエンジュの繁茂もみられる。また、都市に残された貴重な散策、レクリエーションなどの場として、多くの人々に利用されている。

感潮区間である下流部は、大きく蛇行し、ゆるやかな流れとなっている。広々とした河川敷は、公園やグラウンド等としてスポーツ・レクリエーション等に幅広く利用されている。

河口付近は、河岸近くにヨシ原が広がり、ゴカイなどが生息しシギ類などの採餌の場となっている。干潟が形成されている一方、多くの埋め立てが行われ、日本の高度成長を支えた京浜工業地帯が立地している。

土地利用の変遷

### 1.2.2 流域の社会的特性

#### (1) 人口

流域人口は、約403万人（平成27年国勢調査に基づく算定値）であり、多摩川流域の人口密度は1km<sup>2</sup>当り約3,282人と、全国平均379人に比べて稠密である。

#### (2) 土地利用

多摩川流域の土地利用は、明治後期～大正初期までは水田を主体とした農地利用がなされ、中流の山麓地帯及び盆地における桑畑が広がるなど、流域の農業主体であった。その後、経済の高度成長に伴う東京圏への人口、産業の集中と、多摩川下流域での京浜工業地帯の発展を受け、昭和30年頃には下流域における宅地化が急速に進行し、農地の減少に明確に現れるようになった。昭和40年代に入ってから、宅地化の速度が一層速まるとともに、農地においては水田から畑地への転用が行われるなど、水田は流域全体で残り少ない状況となっている。さらに現在では、多摩ニュータウンの開発により多摩地域の緑地の殆どが失われ市街地化している。

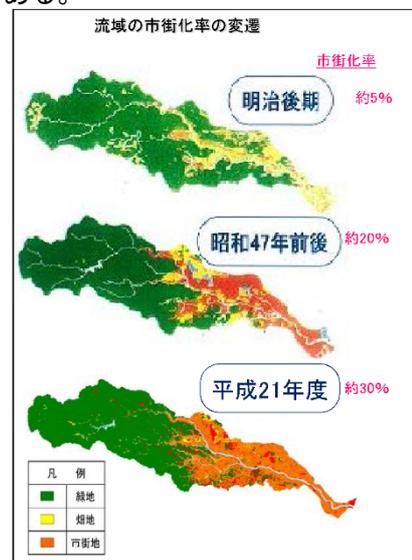


図 1-2 土地利用の変遷

かつて多摩川の氾濫原であり、近年まで水田もしくは未利用地であった沿川の低地は、地域社会からの要請により本格的な堤防が築かれ、洪水被害が少なくなるとともに近年の都市化の波を受け、高密度利用地へと変化してきている。明治期には市街地がほとんどみられなかった多摩川沿川の中下流域は、現在では最も都市化が進んだ地域となっている。

### (3) 交通

流域の陸路交通は、青梅を境に上流域と下流域では大きく異なり、上流域ではほぼ東西に流域を縦貫する交通が発達し、それより下流では東京都心部を中心として放射状に発達した交通網及びそれらを横断的に連結する環状交通網が整備されており、東名高速道路、中央自動車道、東海道新幹線など東京と関西方面を結ぶ幹線交通機関は、すべて多摩川を横架している。

## 1.3 河道特性

### 1.3.1 概況

#### 【上流部：万年橋～羽村取水堰】

国管理区間上流部の多摩川は、渓谷部から平野部へ流出し、武蔵野台地の南縁に沿って瀬と淵を織り成し、密集した市街地の中を抜け東京湾に注いでいる。その醸し出す風情は、山間渓谷部から河口まで刻々と姿を変え、都市空間の一部を形成しているとともに、その流れは人々に憩いと安らぎを与え、首都圏を代表する河川として広く愛されている。

四季折々の色合いを呈する上流部（写真1-1）は、川の両側が切り立った崖となり樹林と河川が一体となった良好な景観を呈している。魚類ではヤマメやカジカ等が生息し、水量も豊富である。良好な自然環境を利用した河原遊びや釣り等も盛んである。

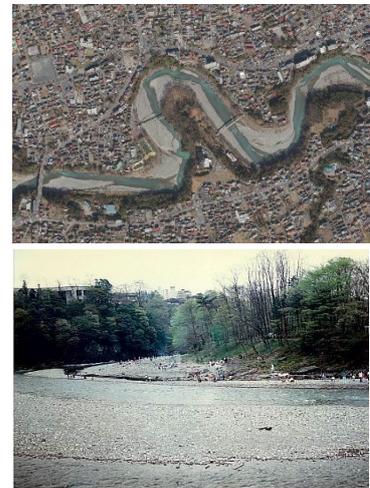


写真 1-1 多摩川上流部（60km 付近）

#### 【中流部：羽村取水堰～調布取水堰】

山間渓谷部を抜け青梅市を過ぎたあたりから調布取水堰までの中流部（写真1-2、1-3）は、連続した瀬と淵及び中洲が存在している。河川敷にはオギやツルヨシ等の群落が、また、礫河原にはカワラノギク等河原特有の植物やセグロセキレイ等の鳥類がみられる。近年、高水敷にはハリエンジュの繁茂もみられる。また、都市に残された貴重な散策、レクリエーション等の場として、多くの人々に利用されている。



写真 1-2 土丹層が露出する多摩川中流部（42km 付近）



写真 1-3 砂州が見られる多摩川中流部（29km 付近）

#### 【下流部：調布取水堰～河口】

感潮区間である下流部（写真1-4、1-5）は、大きく蛇行し、ゆるやかな流れとなっている。広々とした高水敷は、公園やグラウンド等としてスポーツ・レクリエーション等に幅広く利用されている。また、河口付近は、多くの埋め立てが行われ、日本の高度成長を支えた京浜工業地帯が立地しているが、川岸近くには、ヨシ原が広がり、さらにゴカイ等が生息する干潟はシギ類等の採餌の場となっている。



写真1-4 複断面河道となる多摩川下流部（13km付近）



写真1-5 ヨシ・干潟が見られる多摩川下流部（4km付近）

#### 【右支川浅川】

多摩川右支川の浅川（写真1-6）は、八王子市の陣馬山（標高867m）を源に発し、扇状地状に開けた八王子市、日野市の市街中心部を東流したのち日野市落合にて多摩川に合流する幹川流路延長30km、流域面積156km<sup>2</sup>の一級河川である。

国管理区間の浅川は河床勾配1/100～1/230と急流であり、流域の八王子市や日野市が急速に市街化したことと合わせ、洪水の勢いが激しい河川である。上流の八王子市では掘込み河道であり、高水敷が狭く、河道の大部分は洪水による変動が激しい礫河原となっているほか、豊富な湧水があることが特徴である。



写真 1-6 高水敷が狭く礫河原が広がる浅川

### 1.3.2 河床勾配・河床材料

多摩川の国管理区間の河床勾配は、level $\sim$ 1/200 となっている。河床材料（粒径加積曲線）は、昭和 52 年、平成 10 年度、平成 13 年度、及び平成 17 年度に大きな変化はない。

浅川の国管理区間の河床勾配は、1/240 $\sim$ 1/170 となっている。河床材料（粒径加積曲線）は、平成 7 年度、及び平成 17 年度に大きな変化はない。

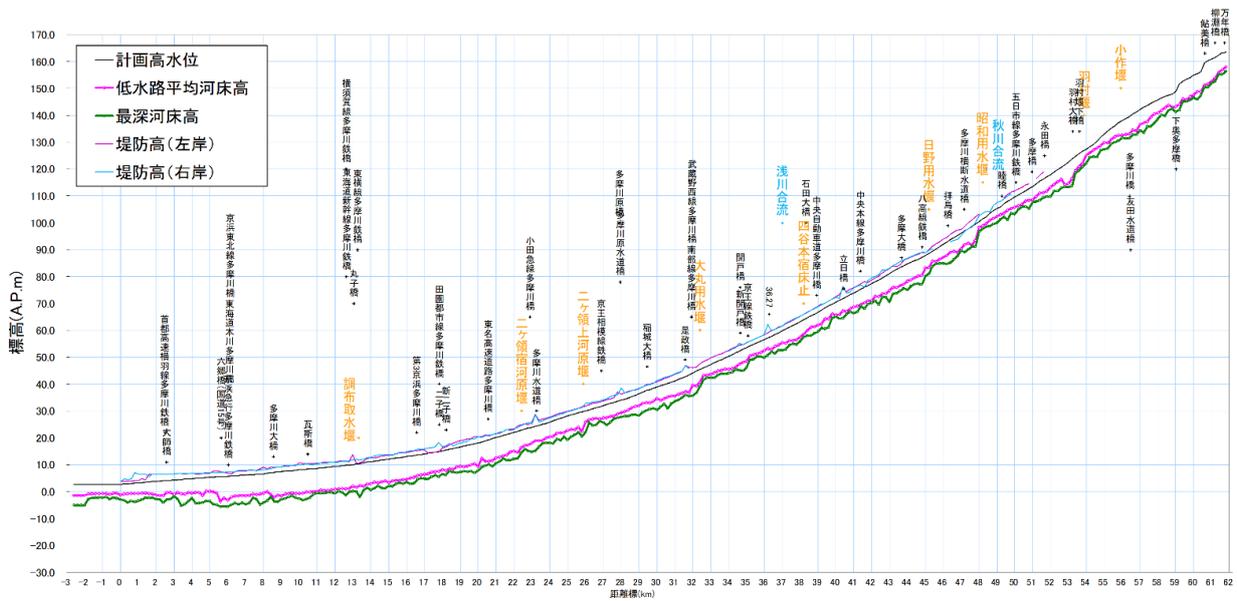


図 1-3 多摩川・浅川平均河床高縦断面図

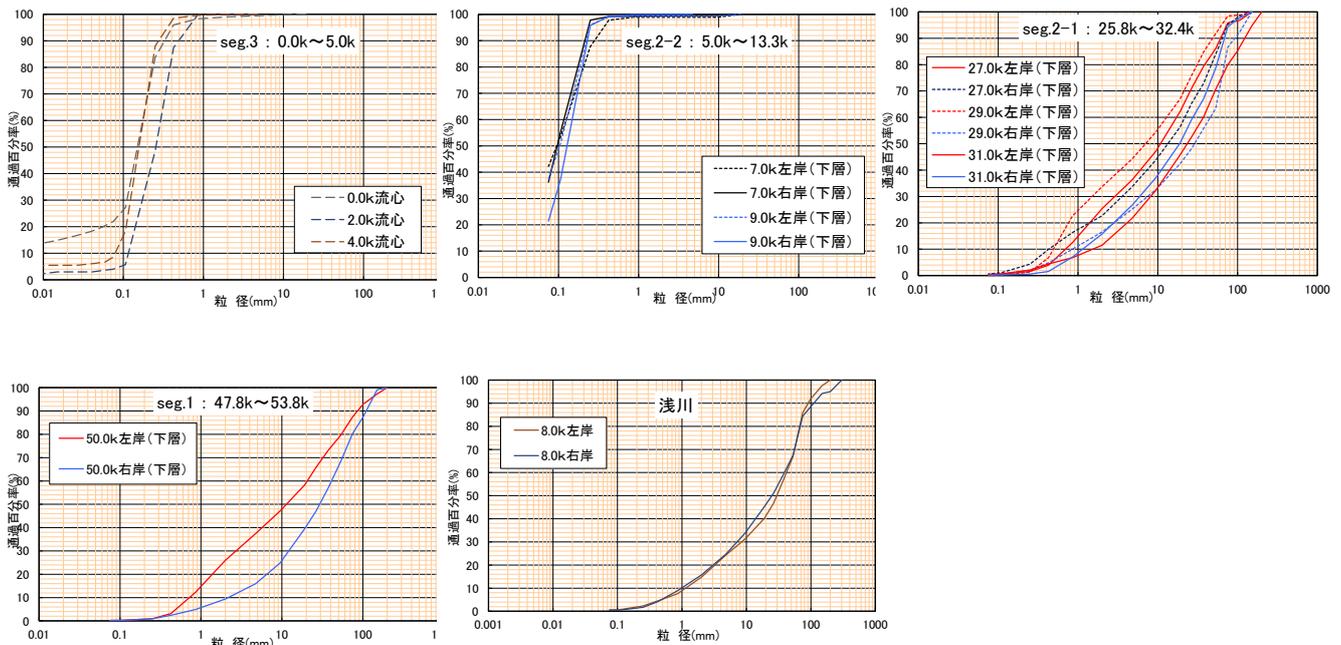


図 1-4 多摩川・浅川河床材料調査による粒径加積曲線（令和 2 年度）

### 1.3.3 水害と治水事業の沿革

多摩川の治水事業は低地水防に端を発し、用水路開削による新田開発と密接に関係しながら、江戸時代に至ってより急速に推進された。近世以来の水害の頻発は、明治期に至ってますます深刻化し、抜本的な水害対策が進まぬまま水害激化の方向をたどった。

そのため、築堤の要望が市民の間に高まり、大正3年には、川崎市の村民500余名が多摩川築堤のため「アミガサ」をかぶり、神奈川県庁に大挙し陳情を行った「アミガサ事件」が起きている。この事件を経て、大正7年に内務省直轄事業として、多摩川改修工事が着手された。これは、浅川合流点下流の計画高水流量を4,170m<sup>3</sup>/s（明治43年洪水を参考）とする河口から二子橋地先の区間についての改修工事であって、昭和8年に竣工している。この事業では、築堤、掘削、浚渫ならびに水衝部の護岸等を実施した。さらに舟運のための六郷水門、河口水門等を設置し、多摩川改修工事の竣工後も引き続き多摩川維持工事が実施されている。

また、昭和7年からは、日野橋地先から二子橋地先の区間および支川浅川の高幡地先から下流の区間について、直轄事業としての多摩川上流改修工事に着手した。これは、日野橋地点における計画高水流量を3,330m<sup>3</sup>/sとし、旧堤増強を主として、川幅の広大な区間の河道固定のための築堤、無堤地の築堤を行うとともに、水衝部の護岸水制工等を実施している。

なお、多摩川維持工事と多摩川上流改修工事は昭和28年から多摩川改修事業に統合された。さらに昭和34年の伊勢湾台風を契機として、河口部の高潮対策を実施した。

昭和39年の新河川法の制定に伴い、昭和41年3月に多摩川は一級水系に指定され、従来からの多摩川改修事業区間に加えて、当初五日市線橋梁地先まで、その後追加で万年橋地先まで国管理区間とし、従来、工事は直轄、管理は都県とされていたが、工事・管理とも直轄で実施することとなった。昭和41年6月に「多摩川水系工事実施基本計画」が策定され、従来の計画基準、日野橋地点下流3,330m<sup>3</sup>/s、浅川合流点下流4,170m<sup>3</sup>/sを引き継ぐとともに、新たに河口より六郷橋地先区間を高潮区間とした水系一貫の計画が策定された。浅川については、合流点から高幡橋高幡橋地先までの2.0km区間を国管理とし、さらに昭和44年には流域の産業の発展及び宅地開発が著しく進行してきたため、南浅川合流点までの13.2km区間を国管理区間として工事の実施を図ってきた。次いで、昭和47年に大栗川の本川合流点から1.1km区間が国管理区間に指定され逐次工事を実施した。

昭和30年代頃より流域内の開発が急速に進んできたことや昭和22年9月洪水及び昭和49年9月台風16号洪水は計画高水流量に匹敵する洪水（戦後最大規模）であったことから、昭和50年4月には、工事実施基本計画の改訂が行われた。なお、昭和49年洪水では、狛江地区で堤防決壊が発生し家屋等19棟が流される被害が生じ大きな社会的関心を集めた。その計画の主な内容は、石原基準地点の基本高水を8,700m<sup>3</sup>/sとし、このうち上流ダム群により2,200m<sup>3</sup>/sを調節し、河道への配分を6,500m<sup>3</sup>/sとするものである。このとき、支川浅川の高幡橋地点の流量を1,800m<sup>3</sup>/sとした。

さらに、多摩川において破堤氾濫が発生した場合、壊滅的な被害が予想され経済社会活動に甚大な影響を与えることが懸念されるため、超過洪水対策として昭和63年3月に工事実施基本計画に高規格堤防の整備を位置づけた。

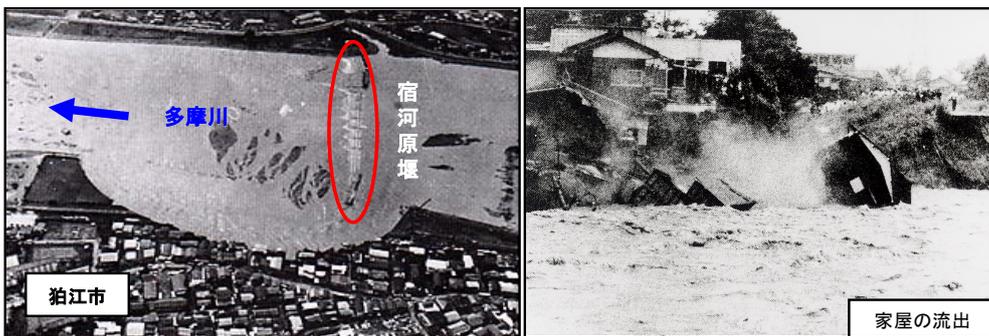
平成9年の河川法改正を受け、平成12年12月には工事実施基本計画にかわって、河川整備の基本となる「多摩川水系河川整備基本方針」が策定された。平成13年3月には、今後20～30年間の具体的な河川整備を示す「多摩川水系河川整備計画」が策定され、平成29年3月には、高潮区間の施行場所に関する変更を実施した。

河川整備計画に基づく河道断面の確保対策として、堰の改築及び床止の撤去を実施してきており、多摩川本川では、二ヶ領宿河原堰（平成11年）及び四谷本宿堰・四谷下堰の改築（床止化）（平成15年）、二ヶ領上河原堰（平成24年）、浅川では、百草床固（平成11年）、長沼床固（平成14年）、西平山床固（平成16年）の改築及び新井床固（平成13年）、石田床固（平成14年）

の撤去を実施した。また、平成 15 年度から「多摩川堤防侵食集中対策プロジェクト」として水衝部対策を実施した。

また、令和元年東日本台風(台風 19 号)により、多摩川流域では甚大な被害が発生したため、今後の治水対策の方向性として、国、都、県、市区が連携し、①被害の軽減に向けた治水対策の推進(河川における対策)、②地域が連携した浸水被害軽減対策の推進(流域における対策)、③減災に向けた更なる取組の推進(ソフト対策)の3つの取り組みを実施していくことで「社会経済被害の最小化」を目指す「多摩川緊急治水対策プロジェクト」を令和2年1月にとりまとめ、令和6年度にかけて対策を実施していくことになった。

さらには、河川・下水道管理者等による治水対策に加え、多摩川の本川、支川、上流、下流などの多摩川流域全体を俯瞰し、多摩川流域全体で水害を軽減させる「流域治水」への転換が重要であるとの認識に基づき、多摩川流域協議会での議論を通じて、あらゆる関係者(国・都道府県・市町村・企業・住民等)が協働して流域全体で実施すべき対策の全体像を「多摩川水系流域治水プロジェクト」としてとりまとめ、令和3年3月に公表し、取り組みが進められている。



・堤防決壊 260m  
・流出家屋 19戸

図 1-5 昭和 49 年 9 月洪水の状況



日野市新井橋上流部の堤防侵食状況(浅川)



水防活動状況(世田谷区玉川一丁目 下流から上流を望む)

図 1-6 平成 3 年 9 月洪水(台風 18 号)

図 1-7 平成 19 年 9 月洪水(台風 9 号)



多摩川左岸 39.9 付近 日野橋(立川市錦町地先)

図 1-8 令和元年 10 月洪水(台風 19 号)

表 1-2 主要洪水と洪水被害

洪水年月日	降雨要因	洪水被害
明治40年 8月	台風	約20箇所堤防決壊 現在の調布市など被害面積50町村 約4,474町歩
明治43年 8月 8日	台風	ほぼ全川にわたって破堤 現在の川崎市など被害面積55町村 約10,500町歩
大正 2年 8月	台風	六郷(50m)、羽田堤防決壊 現在の大田区周辺で浸水面積300ha, 浸水400余戸
大正 3年 8月	台風	東京砂利鉄道線一時閉鎖 アミガサ事件の契機となった出水
昭和22年 9月14日	カスリーン台風 (台風第9号)	浸水98,691戸、冠水耕地2,769ha
昭和49年 9月 1日	台風第16号	堤防決壊により狛江市地先で民家19棟が流出 浸水1,270戸、冠水耕地12.3ha
昭和57年 8月 2日	台風第10号	川崎市などで床上・床下浸水163戸、漏水2箇所 護岸17箇所、計3,710m
昭和57年 9月12日	台風第18号	川崎市などで床上・床下浸水60戸 護岸11箇所、計1,520m
平成11年 8月15日	熱低豪雨	川崎市幸区戸手地先浸水 床上浸水57戸、床下浸水12戸
平成19年 9月7日	台風第9号	二ヶ領上河原堰上流において水位がHWLを超過 二子玉川地先の無堤地区では、避難勧告が発令され土 嚢約2,000袋を設置する水防活動実施
平成27年 9月7日	台風第18号	本川下流部の田園調布(上)ではん濫注意水位、中流部 の石原で水防団待機水位、支川の浅川の浅川橋で避難判 断水位を超過
平成28年 8月21日	台風第9号	本川下流部の田園調布(上)ではん濫注意水位、中流部 の石原と日野橋で水防団待機水位、支川の浅川の浅川橋 で避難判断水位を超過
令和元年 10月11日~13日	令和元年東日本台風 (台風第19号)	本川下流部の田園調布(上)と中流部の石原、支川浅川 の浅川橋において計画高水位を超過 溢水により面積0.7ha・家屋約40戸が浸水したほか、 各地で内水被害が発生

表 1-3 改修事業の経緯

明治40年8月	台風により約20箇所堤防決壊
明治43年8月	台風によりほぼ全川にわたって破堤
大正 3年	住民による陳情運動が発生。(編笠事件)
大正 7年	多摩川改修計画の策定(多摩川改修工事に着手)
昭和22年9月	カスリーン台風により甚大な被害発生
昭和39年	新河川法の制定
昭和41年3月	多摩川一級河川に指定
6月	多摩川水系工事実施基本計画の策定
昭和49年9月	台風16号により堤防決壊。
昭和50年4月	多摩川水系工事実施基本計画の改定
平成 9年	河川法改正
平成12年12月	多摩川水系河川整備基本方針の策定 基本高水 8,700m <sup>3</sup> /s (石原地点)
平成13年 3月	多摩川多水系河川整備計画の策定 整備計画目標流量 4,500m <sup>3</sup> /s (石原地点)
平成29年 3月	多摩川水系河川整備計画(変更) 高潮堤防整備区間一部追加(左岸 1.1~1.5k)

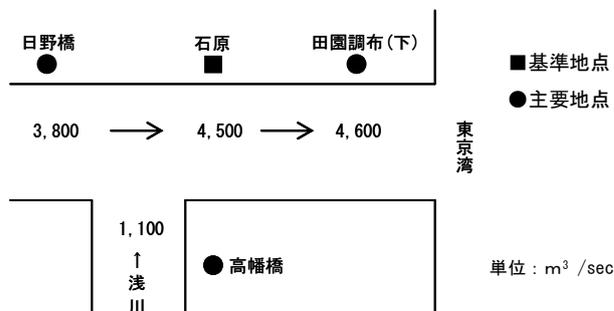


図 1-9 多摩川水系河川整備計画目標流量

#### 1.3.4 河道内樹木の状況

洪水・河川改修等に起因する多摩川の河道形状変化や、植物の変遷等の自然そのものが変化してきている。現在、多摩川の中・上流域においては、陸地化した高水敷の冠水頻度が低下し、中州や高水敷に樹木が繁茂している。

この結果、繁茂した高水敷の樹木により死水域の増大や高水敷粗度の増大を引き起こしている。また、高水敷に繁茂した樹木は外来種がほとんどであることから、在来種の生息、生育、繁殖への影響が懸念されている。



施工前



施工後

図 1-10 多摩川右岸 54.6 k 付近の樹木伐採前後の状況

### 1.4 土砂移動特性

河道領域は、堰の上流等で土砂堆積が生じている。河床変化量は、過去に比べて相対的に小さくなっているが、河口～20.0k 付近、大丸用水堰上流～昭和用水堰上流、昭和用水堰上流で堆積傾向が継続している。その他の区間は、わずかながら低下傾向している。河口部は、砂州はなく地形は安定しており、河岸には干潟が形成されている。

浅川では、緊急改修事業の実施箇所において、堰の切り下げや撤去により低下傾向が見られる。浅川上流部では平均河床が変動しており、活発な土砂移動が発生していると推察される。

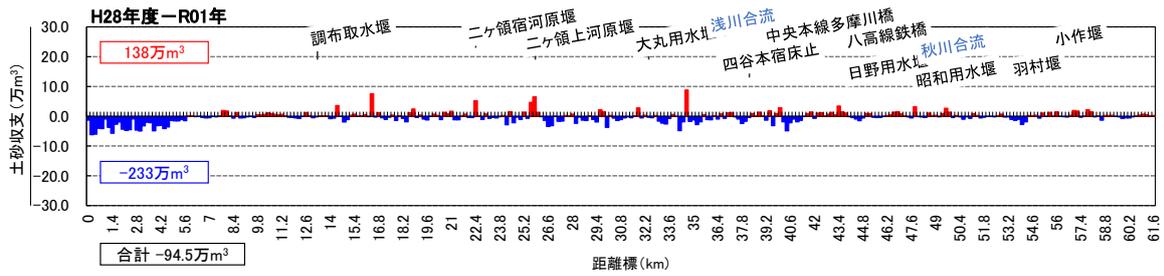


図 1-11 区間別土砂変動量（多摩川）

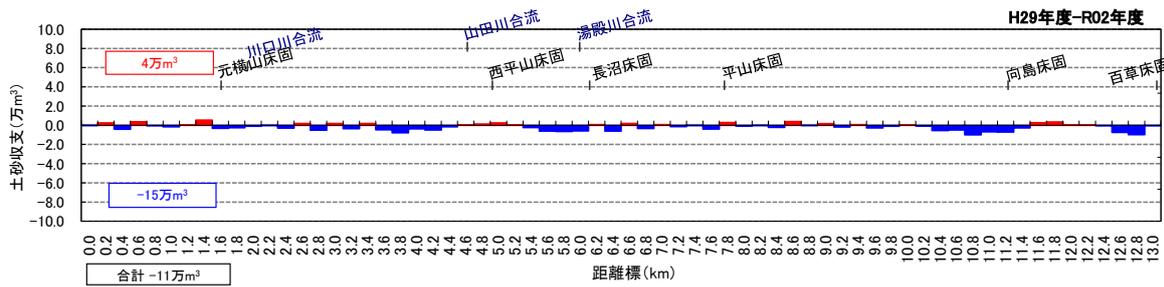


図 1-12 区間別土砂変動量（浅川）

## 1.5 河川環境の状況

### 1.5.1 水利用特性

多摩川の水利用の約70%が発電用水の利用であり、多摩川第一発電所を始めとする5箇所の水力発電所で使用されており、総最大出力46,100kWの電力供給が行われている。また、工業用水として川崎市等に約5m<sup>3</sup>/sが利用され、農業用水は都市化により減少し、現在では沿川の約440haのかんがいに利用されている。

多摩川は、河川水が高度に利用されており、羽村取水堰や小作堰などで河川水のほとんどが取水され、羽村取水堰下流では通年で2.0m<sup>3</sup>/sのみが放流されている。取水された水の一部は下水処理場を経由して直接あるいは支川を経て多摩川に流入しており、石原地点における低水時の河川流量に占める下水処理水の割合は半分以上となっている。

また、一部の支川では河川流量の減少が顕著で、伏没区間・期間を有する。

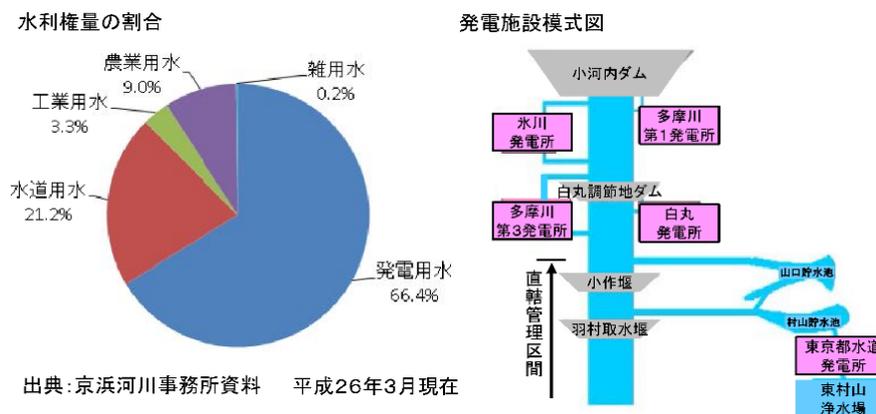


図 1-13 多摩川水系における水利権量の内訳・発電施設模式図

### 1.5.2 河川水質

多摩川の水質については、昭和30年代後半から流域の工場立地や宅地化の進展に伴う都市排水の増加により悪化の一途をたどっていたが、昭和50年代後半からの下水道整備、河川浄化施設の整備などの効果により、河川汚濁の一般的な指標であるBOD(75%値)についてみると平成19年度以降環境基準値を満足している。

一方で、多摩川の河川水はその殆どを羽村取水堰で取水され、年間を通じ堰下流へ2m<sup>3</sup>/Sが放流されているが、流入する下水道処理水に起因する下水臭、水温の上昇が、より良好・良質な人と川がふれあえる河川の保全において課題となっていることから、必要に応じ水質改善対策及び水量確保対策を実施し、良好な水量とその変動及び水質の実現を目指している。

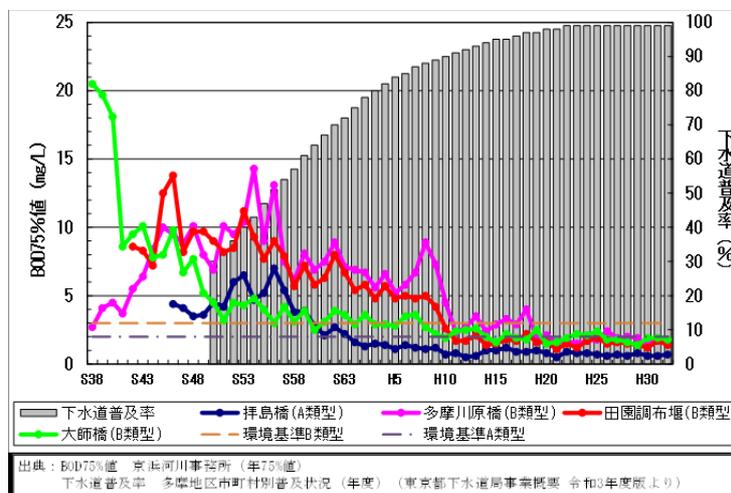


図 1-14 BOD75%値と下水道普及率

### 1.5.3 河川景観

多摩川の特徴的な河川景観として、上流部では雄大な水面と周辺の自然が調和した奥多摩湖、渓谷とそこを流れる清らかな水の織りなす小河内ダム下流、支川では多くの人々が訪れる秋川渓谷、中流部では川面から土丹が突き出し地形的に豊かな表情を見せる多摩大橋付近、広々とした河原と緑豊かな島から構成され人々の憩いの場となっている兵庫島、そして下流部では平野をゆったりと流れる多摩川台公園付近、干潟や州がつくる自然豊かな情景を見せる河口部など、上流から下流まで特色ある顔をみせている。

昭和59年には、これらの多摩川におけるすばらしい景観地から多摩川50景が選出され、さらにその中から市民の投票により、現代の多摩川の象徴として多摩川八景が選出された。また、河川整備基本方針及び河川整備計画において多摩川八景・50景などの保全に努めることが位置づけられている。

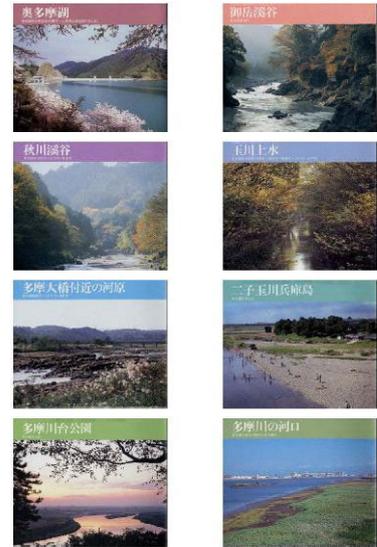


図 1-15 多摩川八景

### 1.5.4 河川空間利用

令和元年度の河川水辺の国勢調査（河川空間利用実態調査）によると、管理区間の年間利用者数（推計値）は、1,170 万人である。多摩川は流域内人口や資産が流域面積の約 1/3 を占める中・下流の平野部に集中し、首都圏における社会、経済、文化等基盤をなすとともに、都市地域における貴重な自然空間となっている。このことから、河川敷の利用については、これを国民の健康、体力増進のため活用すべきとの社会的要請を背景に、昭和 41 年から計画的に河川敷の開放を実施し、公的主体により公園、グラウンド等の整備がなされた。

一方で、昭和 45 年頃より、多摩川の自然を守る市民運動が活発となり、地域社会における多摩川の自然生態系等の河川環境を保全することが重要な課題となった。このような背景の中で住民等の参画を得て、多摩川のもつ可能性を最大限に生かし、過密都市における貴重なオープンスペースの望ましいあり方を示した「多摩川河川環境管理計画（昭和 55 年、平成 13 年改訂）」が全国に先駆け策定された。この計画は、生態系保持空間を設定するとともに、その他の空間についても、自然指向の強いものから人工指向の強いものまで段階的に機能区分し、多摩川の秩序ある保全と利用を促すなど河川環境行政の先駆けとなった。

**■多摩川河川環境管理計画**  
 多摩川の持つ個性を生かすことを基調とし、地域社会からの各種要請に配慮して、利用と保全の調和がとれた、より望ましい多摩川を創出するため、利用または保全の方針を示す5つのタイプのゾーンと8つの機能空間を設定

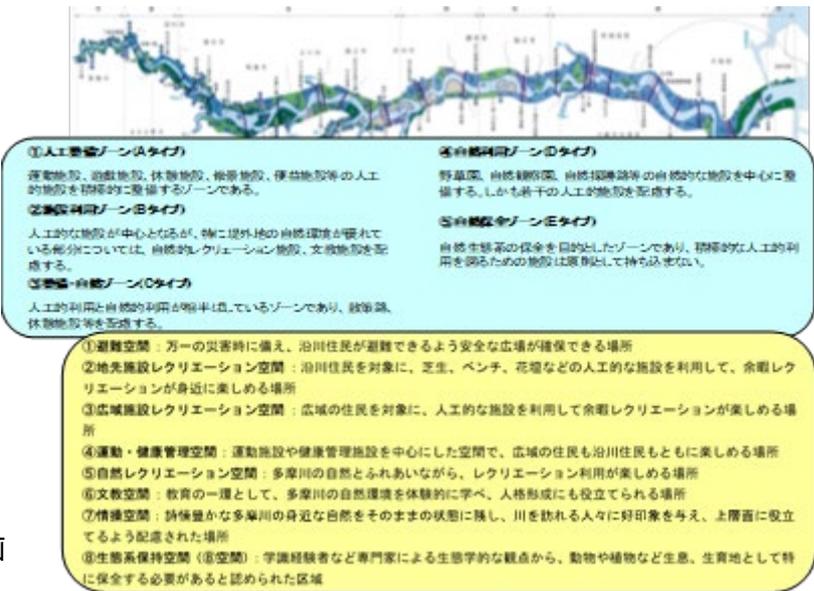


図 1-16 多摩川河川環境管理計画のゾーンと機能区分

### 1.5.5 自然環境

#### ①多摩川における植生

多摩川の国管理区間はその大部分が礫河川であり、多摩川を代表する植物としては、これらの礫河原の固有種であるカワラノギク、カワラヨモギ、カワラニガナ等である。しかし、近年の河川環境の変化によりこれらの植物は減少傾向にある。逆に増加しているのは土砂分の堆積する立地を好むオギやハリエンジュ（ニセアカシア）などである。下流部は高水敷が人工的利用化されているので自然植生は少ないが、河口域では大規模なヨシ群落、塩沼湿地性群落のウラギクやアイアシが特徴的である。

#### ②多摩川の動物

多摩川の動物の代表としてはアユが挙げられるが、遡上環境及び水質の改善等により、遡上数が増加傾向にある。

その他、獣類ではイタチ、タヌキ、キツネなどが生息するが、草地性で広大な自然地を必要とするキツネが多摩川のような都市域に生息していることは特筆される。

鳥の仲間では、礫河原に営巣するイカルチドリ、コチドリなどが代表的な鳥と考えられる。その他、魚を食べるサギ類やカウウ、河口部や堰の湛水部に渡来するカモ類、ヨシ原で営巣するオオヨシキリ等に特徴づけられる。

昆虫類については、様々な種類が生息しているが、河川敷では地表性の甲虫類、草地を生息域とするカメムシ類やバッタ類、水域を生活場とするトンボ類が目立つところである。礫河原の昆虫ではカワラバッタやエゾエンマコオロギなどが河川敷の環境を典型的に示し、草地ではヒメビロウドカミキリ、汽水域のヨシ原ではヒヌマイトトンボなどが特筆される種となる。

#### ③外来種

外来種は、人間が意図的・非意図的に持ち込んだことにより、在来種を減少させたり、在来種と交雑させたりすることによって、在来種の絶滅の可能性を高めるなどの問題を引き起こす恐れがある。多摩川においても、コクチバスやブルーギル、オオキンケイギクやアレチウリ等の特定外来種が多数確認されており、増加が懸念されている。このほか、国管理区間内の堤防においてセイバンモロコシの異常繁茂が顕著化しており、耐侵食性の低下等、植生管理に苦慮している。

#### ④河川環境の変化

多摩川の中、上流部はその大部分が礫河原であり、河原特有のカワラノギク、カワラヨモギ等の植物やカワラバッタ等の昆虫が生息・生育していたが、樹林化等による礫河原の消失により、これらの生物が減少している。また、河口付近の汽水域は干潟や州が形成される多様性のある環境のため、ヨシ原が広がり、塩沼湿地性植物であるウラギクやシオクグ等の群落がみられたものの、近年はヨシ原の拡大に伴う植生の単一化により、これらの干潟環境や植生が減少している。

特に、昭和 55 年に策定された多摩川河川環境管理計画（平成 13 年改訂）において、生態学的な観点から、動物や植物などの生息・生育地として特に保全する必要があると認め、「生態系保持空間」と設定した区域では、当時の状況と合致しない箇所も見られるようになる等、河川環境の変化が生じている。



図 1-17 昭和 50 年頃と現状の植生変化

## 2. 河川の区間区分

### 2.1 計画対象区間

多摩川河川維持管理計画における対象区間は、国管理区間（多摩川 64.3km、支川浅川 13.2km 及び大栗川 1.1km、計 78.6km）とする。

また、対象とする河川管理施設は、表 2-2 および巻末資料に示すとおりとする。

表 2-1 計画対象区間（国管理区間）

河川名	自	至	区間延長(km)	備考
多摩川	河口	青梅市青梅 (万年橋)	64.3	洪水予報対象河川
浅川	多摩川への 合流点	八王子市元本郷 (南浅川合流点)	13.2	洪水予報対象河川
大栗川	多摩川への 合流点	多摩市関戸 (新大栗川橋)	1.1	水位情報周知河川
計			78.6	



図 2-1 多摩川河川維持管理計画における計画対象区間

表 2-2 河川管理施設一覧

河川管理施設		施設名		
洪水、高潮等による災害の防止又は軽減	堤防	直轄管理区間内の堤防整備区間 (多摩川：約 106.3km、浅川：約 25.7km、大栗川：約 1.7km)		
		樋管	多摩川	調布排水樋管
	玉川排水樋管			世田谷区玉堤 (左岸 15.6k)
	新玉川排水樋管			世田谷区玉川 (左岸 17.6k)
	二ヶ領用水宿河原樋管			川崎市多摩区 (右岸 22.4k)
	草花第二排水樋管			羽村市羽中 (右岸 53.6k)
	草花排水樋管			羽村市羽中 (右岸 54.0k)
	浅川		小河原排水樋管	多摩市関戸 (左岸 1.0k)
			滝合排水樋管	日野市東平山 (左岸 5.4k)
			西長沼排水樋管	八王子市長沼町 (右岸 6.0k)
	水門	多摩川	大和田排水樋管	八王子市大和田町 (左岸 10.2k+70)
			羽田水門	太田区羽田 (左岸 1.8k)
			羽田第二水門	太田区羽田 (左岸 2.4k)
	陸閘	多摩川	六郷水門	大田区南六郷 (左岸 4.1k)
			三沢川水門	川崎市多摩区上布田 (右岸 25.7k)
			玉川東陸閘	世田谷区玉川 1 丁目 (左岸 17.6k)
			玉川西陸閘	世田谷区玉川 1 丁目 (左岸 17.6k)
			久地陸閘	世田谷区鎌田 1 丁目 (左岸 18.6k)
	堰	多摩川	調布第一陸閘	調布市多摩川 5 丁目 (左岸 26.9k)
			調布第四陸閘	調布市多摩川 3 丁目 (左岸 27.4k)
	床止め	浅川	二ヶ領宿河原堰	(左岸) 狛江市水神下 (右岸) 川崎市多摩区宿河原 (22.4k)
			四谷本宿床止	(左岸) 国立市泉町 (右岸) 日野市石田 (38.2k)
			百草床固	(左岸) 日野市新井 (右岸) 日野市落川 (0.0k)
			向島床固	(左岸) 日野市万願寺 (右岸) 日野市高幡 (1.8k)
			平山床固	(左岸) 日野市豊田 (右岸) 日野市平山 (5.2k)
			長沼床固	(左岸) 日野市西平山 (右岸) 八王子市長沼町 (7.0k)
			西平山床固	(左岸) 日野市西平山 (右岸) 八王子市北野町 (8.0k)
元横山床固			(左岸) 八王子市中野上町 (右岸) 八王子市元横山町 (11.3k)	
緊急用船着場			幸町緊急用船着場 川崎市幸区幸町 (右岸 6.4k)	
大田区緊急用船着場 大田区多摩川 (左岸 8.4k)				
緊急用河川敷道路	多摩川左岸延長約 22.3km、右岸延長約 14.6km 総延長約 36.9km			
水防拠点	多摩市関戸 (右岸 34.1k)、南田園 (左岸 50.4k)			
備蓄資材基地	田園調布出張所等 18 箇所			
人と川のふれあいの確保	岸辺の散策路	多摩川左岸約 25km、右岸約 10km、計約 35km		
	水辺の学校	多摩川 10 箇所		
	緩傾斜坂路(スロープ)	多摩川 37 箇所		
流水の正常な機能の維持及び河川環境の保全	魚道	多摩川	二ヶ領宿河原堰左右岸	川崎市多摩区宿河原 (22.4k)
			上河原堰左右岸	川崎市多摩区上布田 (25.8k)
			京王線多摩川橋梁左右岸	多摩市関戸 (35.1k)
			四谷本宿床止	国立市泉町 (38.2k)
			JR 中央線多摩川橋梁	日野市本町 (41.4k)
			八高線多摩川橋梁	八王子市平町 (44.8k)
		浅川	羽村堰第 3 床固	羽村市 (53.4k)
			羽村堰第 2 床固	羽村市 (53.6k)
			平山床固	日野市平山 (4.8k)
			長沼床固	八王子市長沼 (6.6k)
元横山床固	八王子市元横山 (10.8k)			

## 2.2 区間区分

多摩川河川維持管理計画では河川の背後地の状況等を踏まえた区分を行い、河川の特性に応じて必要とされる維持管理の実施内容を定める。

多摩川本川・浅川・大栗川は、以下の理由より国管理区間全て重要区間（沖積河川であり、氾濫域に多くの人口・資産を有し、堤防によって背後地が守られている区間）とする。

- はん濫域に多くの人口・資産（想定はん濫区域面積 134.5km<sup>2</sup>、はん濫区域内人口約 198 万人、資産額約 38 兆 3,912 億円）を有すること。（※平成 22 年度国勢調査結果をもとに算定）
- 沖積河川であり、堤防によって背後地を守るべき区間が全川に亘って存在すること。
- 多摩川、浅川が洪水予報対象河川、大栗川が水位情報周知河川に指定され、維持管理上重要であること。

## 2.3 出張所管理区間

多摩川河川維持管理計画における出張所の管理区間は以下のとおりである。

表 2-3 出張所管理区間

出張所名	河川名	管理区間	区間延長 (km)
田園調布出張所	多摩川	河口～東名高速多摩川橋梁	23.1
多摩出張所	多摩川	東名高速多摩川橋梁～浅川合流点	16.4
	浅川	多摩川合流点～南北浅川合流点	13.2
	大栗川	多摩川合流点～新大栗橋	1.1
多摩川上流出張所	多摩川	浅川合流点～万年橋	24.8
計			78.6

### 3. 河川維持管理上留意すべき事項等

#### 3.1 河道管理における現状の課題

##### 3.1.1 土砂堆積状況、河床高の変化状況

土砂の動態に関しては、大丸用水堰、昭和用水堰、羽村取水堰の上流部で堆積した土砂の固定化により洪水流下の阻害となっている。

また、これらの堰の下流では、最深河床が低下傾向となり、土丹層が露出している一部の区間においては局所洗掘を引き起こし、堤防等の施設の安全性が低下している。

樹木の繁茂状況については、局所洗掘の影響により、みお筋が固定化され、冠水頻度の低下等により樹林化が進行している。これは、洪水流下の阻害となるとともに、外来種の繁茂による在来種の減少などの課題も顕在化している。また、高水敷への冠水頻度の低下等により、高水敷部での土砂堆積・樹林化、低水路部では滞筋の固定化・侵食による河床低下・局所洗掘が同時に進行し、いわゆる河道の二極化が顕在化している。



図 3-1 多摩川土砂堆積状況



図 3-2 谷地川合流点河道二極化状況

### 3.1.2 現況流下能力の状況

流下能力については、二ヶ領宿河原堰の改築（平成 11 年度）、四谷下堰の撤去・四谷本宿堰の床止め化（平成 15 年度）、二ヶ領上河原堰の改築（平成 24 年度）により、これらの堰上流部では、大きく向上している。

しかしながら、昭和用水堰の上流区間では、平成 19 年出水において計画高水位を超過するなど課題が残っている。また、中央本線多摩川橋～日野用水堰区間（41.0k～45.0k）では、二極化が顕著であり、樹木繁茂の拡大により流下能力の低下が懸念される。

支川浅川では、平成11年出水に対応した緊急改修の実施における百草床固・長沼床固の改築、新井床固・石田床固の撤去により、中・下流部において流下能力が大きく向上している。

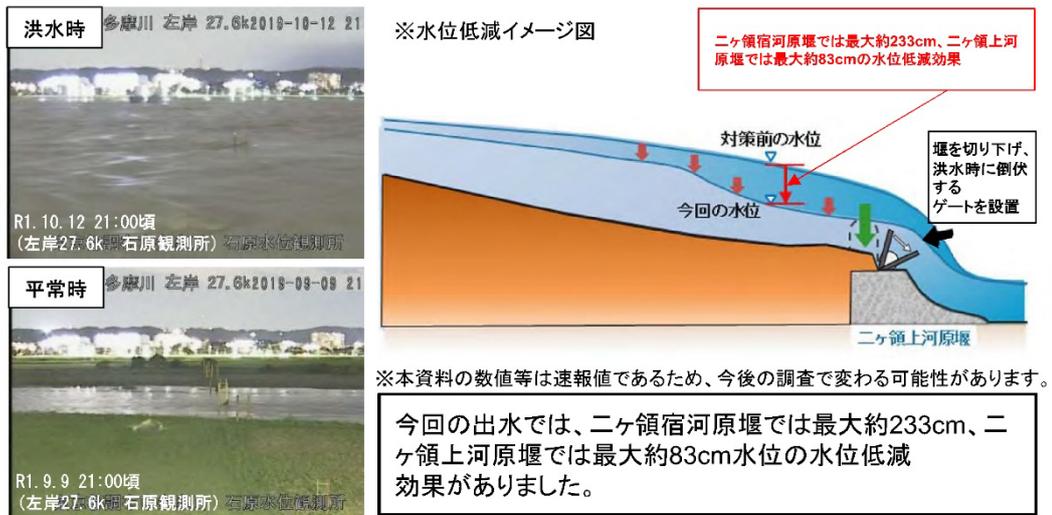


図 3-3 二ヶ領宿河原堰及び二ヶ領上河原堰の改築効果

<出典：「令和元年台風 19 号出水概要」（令和元年 12 月、京浜河川事務所 HP）>

### 3.1.3 滯筋の変化、構造物周辺の洗掘状況

みお筋の変化については、多摩川は過去においてみお筋の変化が見られたが、近年は固定化の傾向である。支川浅川の上流部（湯殿川合流点上流）では、滯筋の変化が著しく、全川が水衝部となっているため、河川整備計画において特殊防護区間と位置づけ、計画的な水衝部対策を進めている。

また、構造物周辺の洗掘状況については、多摩川は河床勾配が急であるため、洪水時には高速流が発生し、上流部は河岸の崩落、中流部は護岸等の被災が発生している。四谷本宿堰では、平成13年9月の出水により堰の中央部が流出し、河道中央部で局所的な河床洗掘が発生したため、堰の撤去及び河床安定化のための床止が設置された。また、二ヶ領宿河原堰では、平成19年9月の出水により、土丹層を基礎としていた堰上流部護床工が被災し、緊急対策を実施している。堰上流では河道形状や堰の影響により、砂州が形成、発達することで、局所洗掘が発生する危険性がある。さらに、多摩川の多摩大橋下流や浅川の平山床固下流では土丹層の露出が著しく局所洗掘が進行していたため、浅川の平山床固と元横山床固が改築され、多摩大橋下流についても護床工を設置して河床高の回復を実施した。



図 3-4 多摩川・浅川の被災箇所



図 3-5 平成19年9月出水時の二ヶ領宿河原堰の被災状況



### 3.2 施設管理における現状の課題

#### 3.2.1 堤防の整備状況

多摩川の堤防整備率は、令和3年3月時点で完成堤防の整備率が約79.4%となっている。（浅川・大栗川を含む）

また、令和3年4月時点で高規格堤防の整備率は18%（区間延長15.3kmに対して2.8k整備済）となっており、整備後は共同事業者と連携した管理を行っている。

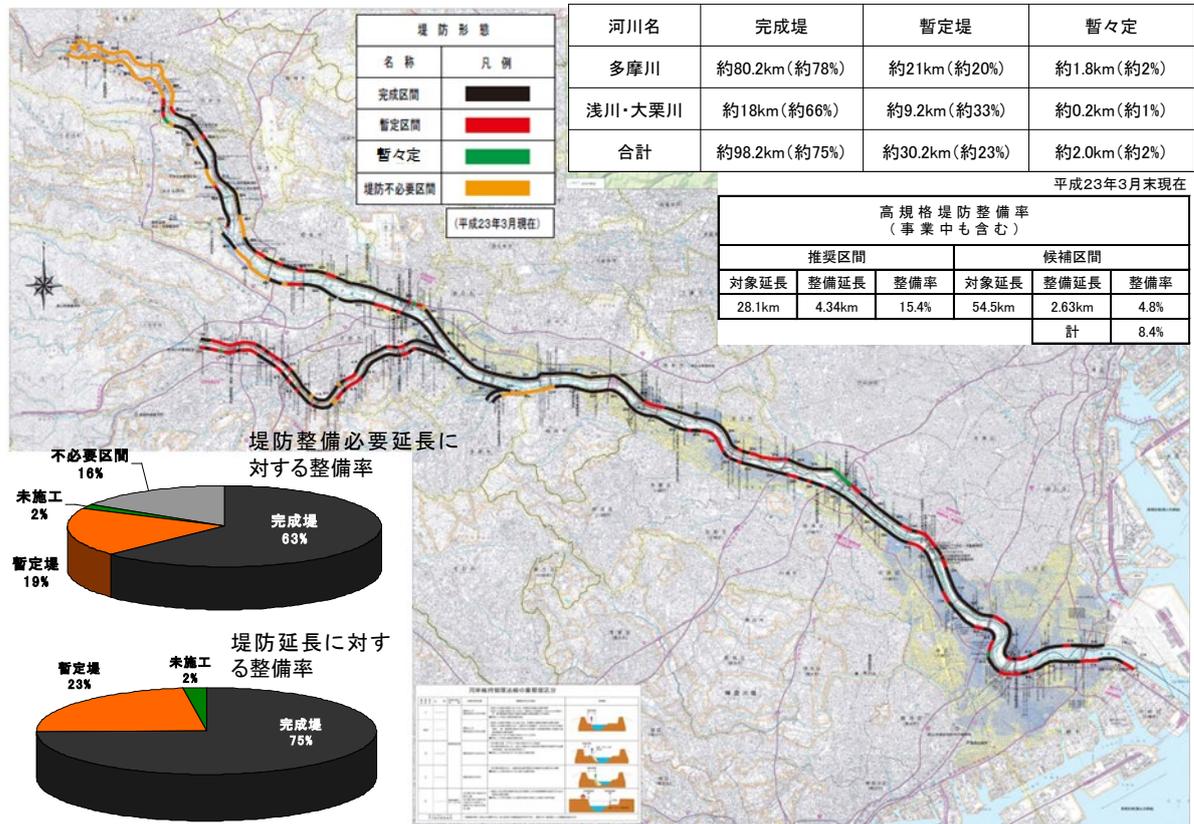


図 3-7 堤防整備状況（多摩川・浅川）

#### 3.2.2 水門、樋管の施設

多摩川の河川管理施設については、水門が4基、樋管が6基、陸閘が5基、堰・床止めが2基ある。操作委託しているものが11基、洪水時は連携が必要。このうち、六郷水門では、首都直下型地震等を想定した耐震対策が必要となっている。

また、支川浅川では、樋管が3基、床止め（床固）が5基ある。操作委託しているものが3基、洪水時は連携が必要。

支川大栗川では樋管が1基ある。操作委託しているものが1基、洪水時は連携が必要。

### 3.2.3 重要水防箇所、危険箇所の状況

多摩川では重要水防箇所 A ランクが 13 箇所・944m、浅川では 1 箇所・22m となっている。

表 3-1 重要水防箇所総括表（令和 3 年度）

河川名	直轄管理区間 延長(km)	要堤防区間 延長(km)	A		B		要注意区間		計	
			箇所	m	箇所	m	箇所	m	箇所	m
多摩川	64.3	105.5	13	944	226	39,022	55	5,471	294	45,437
浅川	13.2	26.6	1	22	75	7,165	37	3,855	113	11,042
大栗川	1.1	1.6	0	0	10	778	2	708	12	1,486

### 3.2.4 高潮堤防の老朽化

昭和 34 年の伊勢湾台風を契機に多摩川では、河口から六郷橋（大田区仲六郷）までの区間（高潮区間という）について、高潮対策に着手している。

高潮対策については、高潮堤防の整備率が約 81% となっている。

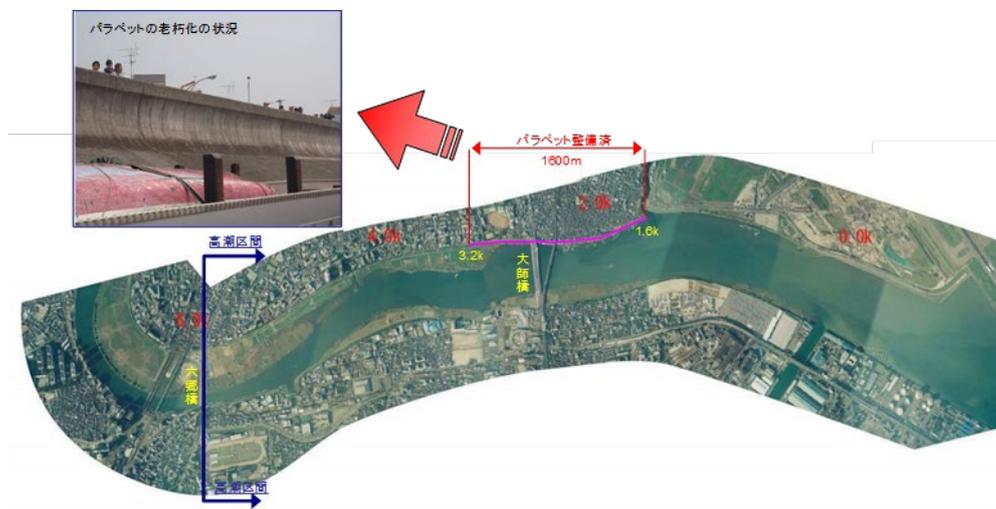


図 3-8 高潮堤防の老朽化の状況

### 3.2.5 河川横断構造物の予防保全

多摩川水系は、固定堰等の河川横断構造物が多く存在し、昭和 49 年の二ヶ領宿河原堰での災害に代表されるように、堰周辺の迂回流や落ち込みによる侵食や破堤（写真 3-1）の危険性が高い。また、多摩川中流部は、河床勾配が 1/200~1/800 と急であることから、河岸等が崩壊する急流河川特有の被災形態を示しており、適切な対応を図らなければ、堤防の崩壊へつながる危険性がある。さらに、構造物近傍での新第三紀層（粘土及びシルトが固結した層）の有無は安全性の確保や河道管理を行う上で重要な判断要素となっている。



写真 3-1 二ヶ領宿河原堰の迂回流災害

このため、多摩川水系においてこれまで発生した河川横断構造物にかかわる被災メカニズムを分析・評価し、対応策について検討するといった予防保全的な河道管理が必要となっている。

### 3.2.6 観測施設、電気通信施設

流域内に設置される水理・水文観測施設や電気通信施設（IT 関連施設）については、確実な情報収集が可能となるよう機能維持を図ることが必要であり、これら施設の活用による流域住民への情報提供の充実や河川管理の効率化が求められている。

観測施設一覧は表 3-2 および巻末資料に示す。

表 3-2 主要な観測施設一覧

観測施設の種類	施設名
水位観測施設	多摩川 8箇所 多摩川河口、戸手、玉川、田園調布(下)、田園調布(上)、石原、日野橋、調布橋
	大栗川 1箇所 報恩橋
	浅川 2箇所 高幡橋、浅川橋
	秋川 1箇所 東秋留橋
低水流量観測施設	多摩川 4箇所 田園調布(下)、石原、日野橋、調布橋
	大栗川 1箇所 報恩橋
	浅川 2箇所 高幡橋、浅川橋
高水流量観測施設	多摩川 4箇所 田園調布(下)、石原、日野橋、調布橋
	大栗川 1箇所 報恩橋
	浅川 2箇所 高幡橋、浅川橋
雨量観測所	多摩川 6箇所 田園調布出張所、多摩出張所、日野橋観測所、多摩川上流出出張所、御岳観測所、小河内観測所
	大栗川 1箇所 柚木観測所
	浅川 3箇所 浅川橋観測所、美山観測所、高屋観測所
	秋川 1箇所 松原観測所
地下水位計	9箇所 聖ヶ丘、狛江、多摩小学校、住吉小学校、潤徳小学校、南富士小学校、多摩小学校、旭が丘小学校
河川情報収集・提供システム	京浜河川事務所、田園調布出張所、多摩出張所、多摩川上流出出張所
CCTV	多摩川124箇所 左岸 68箇所 右岸56箇所
	大栗川 1箇所 左岸 1箇所
	浅川22箇所 左岸 8箇所 右岸14箇所
河川情報板	3箇所 川崎駅構内、八王子駅前、二ヶ領宿河原堰
気象情報板	浅川 8箇所 浅川 左岸1.8k、右岸1.6k、左岸3.0k、左岸4.2k、左岸5.0k、左岸9.1k、右岸11.0k、右岸12.8k

### 3.2.7 防災施設の機能確保

多摩川には、災害時に活用できる施設として、2 つの緊急用船着場と河川敷道路が整備されているが、災害時に有効に活用できるよう施設の機能確保を適切に行う必要がある。

### 3.2.8 許可工作物（河川法 26 条）

許可工作物とは河川管理者以外が設置した施設であり、多摩川水系の国管理区間では樋門・樋管 133 箇所、橋梁 83 橋、水門 3 箇所、堰 7 箇所等が該当するが、多数存在する許可工作物については、洪水時における漏水や構造物の損傷等により堤防が決壊を起こさないように、巡視、定期的な検査を行い、機能確保及び強度維持に向けた管理の徹底として、それぞれの施設管理者と協議し、維持管理や操作に万全を図る必要がある。このため、施設の管理方法について合理的・効率的に実施することが求められている。

主要な許可工作物は表 3-3 に、許可工作物一覧は巻末資料に示す。

表 3-3 主要な許可工作物

工作物の種類	施設名
樋門・樋管	多摩川 中瀬排水樋門、緒方排水樋管、四谷本宿用水樋管など 91 箇所
	大栗川 大栗川樋管など 5 箇所
	浅川 石田用水樋管など 37 箇所
水門	多摩川 河港水門など 3 箇所
堰	多摩川 調布取水堰など 7 箇所
橋梁	多摩川 大師橋、六郷橋、小田急線多摩川橋、羽村大橋など 59 橋
	大栗川 報恩橋など 2 橋
	浅川 高幡橋など 22 橋

### 3.3 河川利用の現状と課題

#### 3.3.1 不法行為

多摩川河口部では漁船やプレジャーボート等の利用が多く、以前は不法係留船が多数あったが、平成16～21年度に行政代執行を実施し、不法係留船はほぼなくなっている。また、中流部に不法係留の集まった箇所がある。

多摩川の河川敷はゴミ等の不法投棄が多く見られ、処理費用も年々増加している。また、都市に近いために、多くのホームレスが河川敷を不法占拠しており、苦情やトラブルの原因となっている。

このほか不法占用、不法工作物、及び不法盛土・掘削も確認されており、不法行為（不法投棄、不法盛土、不法工作物の設置等）に対し、監視・是正の河川管理が必要となっている。

#### 3.3.2 河川敷利用

多摩川は、沿川の都市化が顕著であり、堤防に沿って住宅地が密集し、堤防や高水敷はオープンスペースとして多くの市民に利用されている。このため、河川利用に関する事故やトラブルも発生しており、堤防上の自転車による事故、水際での転落事故や、上流部においては、増水時に中州に利用者が取り残される等、急な増水による水難事故も発生している。

また、多くの人々が利用する河川敷では、河川空間の利用要請が輻輳するため、河川敷のゴルフやラジコン、駐車等の河川敷利用に関するトラブル等が発生している。さらに、近年バーベキューの利用者が増加している。このため、関係機関と連携し、利用マナーの向上や利用ルールの周知・徹底を行い、利用者が安心して安全に河川を利用できるように秩序ある河川空間利用の実現が求められている。

#### 3.3.3 河川空間管理

多摩川河川環境管理計画で定め、多摩川水系河川整備計画で位置づけた「河川敷の区分（ゾーン及び機能空間区分）」に沿った適正な利用がなされていない箇所が存在しているため、関係自治体や地域住民等との共通認識のもと、秩序ある利用及び対策が必要となっている。

### 3.4 その他

#### 3.4.1 日常の維持管理・点検

##### (1) 適正な河川巡視の必要性

多摩川河川区域等における堤防の状況等について異常や変化を発見、把握するため、及び違法行為の発見と抑制を図るため、適正な河川巡視を実施していく必要がある。

##### (2) 市民との協働による河川管理

多摩川・浅川では多くの市民や市民団体が多摩川に関心を持って活動をしている。多摩川は延長も長く、その管理項目も多岐にわたるため、河川管理者としてきめ細かな河川管理を実施するため、こうした市民団体等と連携し、協働による河川管理を推進していく必要がある。

##### (3) 適正な河川区域指定等の必要性

河川区域等の維持管理を適正に行うためには、河川区域の状況及び官民境界を明確にしておく必要があるが、境界杭の管理を行う上において、図面との整合が取れていない等の課題も有している。河川区域の指定または廃止等の河川法あるいは土地の管理に関する事務的手続を的確に実施し、今後とも円滑な河川管理を実施していく必要がある。

#### 3.4.2 危機管理

##### (1) 危機管理体制の確立

多摩川・浅川・大栗川は沿川の多くがほぼ全域都市化され、人口や資産が集中している。現在の多摩川の河川改修は概成しているものの、河川整備計画の目標水準にはまだ達していない。また、近年は狭い範囲の集中豪雨により洪水流量のピークが先鋭化する傾向にあり、浅川では平成20年8月出水において、急激な水位上昇により、避難判断水位の自治体への情報伝達・周知が間に合わなかった事例も発生している。そのため、洪水被害を防止するための観測・洪水予測体制を充実するとともに、洪水が発生した場合でもその被害を最小化するための、危機管理の行動計画を立案するとともに、関係機関の連携を強化することが望まれている。

さらに、甚大な被害が予想される首都圏直下型地震、南関東直下地震、東海地震の発生の逼迫性が危惧されており、震災時の避難空間の確保や緊急動線を利用した復旧活動が円滑に実施できるよう防災関連施設の維持管理の実施が望まれる。また、多摩川河口は東京湾に面しており、東日本大震災の際には、河川内への津波遡上が観測されている。このため、樋管の操作要領の見直しを行い、水門操作関係者への周知徹底、津波警報発令時の操作方法や操作時の安全確保対策を行っている。また通信手段の確保などの対策も必要である。

##### (2) 水質事故

水質事故は、油類や化学物質が流出することで、魚など多くの生物が斃死したり、河川からの水道用などなどの取水ができなくなったりなど、大きな被害をもたらす。

令和2年の原因別の発生割合を見ると、その約8割は油類によるものとなっている。

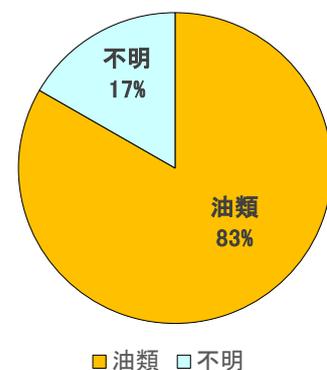


図 3-9 原因別の発生割合

## 4. 河川維持管理目標

多摩川では、明治期以降の洪水被害を受け大正時代に入り本格的な河川改修に着手し、これまでに約 120 キロにも及ぶ堤防をはじめとする河川管理施設を整備し、治水被害の軽減を図るとともに、河川利用の推進、河川環境の保全がなされてきた。

平成 13 年 3 月(平成 29 年 3 月変更)に策定された多摩川水系河川整備計画(直轄管理区間編)では、概ね 20 年から 30 年間の維持管理を含めた河川整備の内容を示しており、この計画を踏まえ以下の通り目標を設定する。

### 4.1 洪水、高潮、津波等による災害の防止

河川の維持のうち、洪水、高潮、津波等による災害の防止又は軽減にあたっては、国土保全管理情報を適確に収集する他、河道、河川敷、堤防及びその他の河川管理施設等を良好な状態に保ちその本来の機能が発揮されるよう、日頃からの河川巡視等やモニタリングにより異常の早期発見に努め機動的な維持管理を行うとともに、河川管理施設等の機能の維持更新を計画的に行う。また、河川管理施設については、操作規則、操作要領等に基づき適切な操作を行い、機能の維持に努める。

一方、洪水、高潮、津波等の発生により堤防等の河川管理施設が被災した場合には、二次災害を防止するため、応急的に機能回復を図り出水期終了後に速やかに本復旧を行うとともに、平常時においても、被害の軽減のため洪水、高潮、津波体制の充実に努めるほか、関係自治体と連携してハザードマップの作成・頒布等の情報提供体制の充実に努める。

### 4.2 河川区域等の適正な利用

河川の適正な利用にあたっては、河川敷の公有化などによる河川の秩序ある利用形態を維持する。具体的には、河川管理者、関係機関、自治体、学識経験者、自治会及び市民団体等が、各々の責務を認識し、有機的に連携を図りながらきめ細かな河川管理を目指す。

### 4.3 河川環境の整備と保全

河川環境の整備と保全に関しては、歴史的に「多摩川河川環境管理計画」の果たしてきた重要な役割を認識し、今後とも「多摩川河川環境管理計画」を踏まえ、河川環境の整備を図るとともに、関係自治体や地域住民等との共通認識のもと秩序ある利用に努め河川環境の保全を図る。

## 5. 河川の状態把握

### 5.1 一般（基本的考え方）

#### a) 実施の基本的な考え方

河川の状態把握は、基本データの収集、河川巡視、点検等により行うこととし、河川維持管理の目標、河川の区間区分、河道特性等に応じて適切に実施するものとする。

#### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

##### ① 場所

河川	地点（区間）	考え方
多摩川	河口～万年橋	国管理区間
大栗川	多摩川合流点～新大栗橋	
浅川	多摩川合流点～南浅川合流点	

##### ② 頻度（手順）

- 基本データの収集、平常時及び出水時の河川巡視、出水期前・台風期・出水中・出水後の点検、及び機械設備を伴う河川管理施設の点検により河川の状態を把握する。
- 河川巡視では、河道、河川管理施設及び許可工作物の状況の把握、河川区域内における不法行為の発見、河川空間の利用に関する情報収集及び河川の自然環境に関する情報収集等を概括的に行う。
- 河川巡視や点検の結果はその後の維持管理にとって重要な情報となるので、RiMaDISを活用しデータベース化を図る。

##### ③ 時期

- 出水期前、台風期の点検では河道や河川管理施設を対象として点検を行う。
- 必要に応じて、出水中の洪水の状況あるいは出水後、地震等の発生後の施設等の点検を実施する。
- 堰、水門・樋管、排水機場等の機械設備を伴う河川管理施設については、定期点検等を行う。

##### ④ 留意点

- 基本データとして、降水量、水位、流量等の水文・水理等の観測、平面、縦横断等の測量、河床材料等の河道の状態に関する資料を収集し収集したデータは、必要に応じて活用できるようデータベース化するなど適切に整理する。
- 河川巡視はあくまでも概括的に異常を発見することを目的として行うものであり、点検とは明確に区分する。河川巡視と点検は効率的に実施すべきであるが、各々の目的とするところが十分に達せられるよう留意する。ただし、不法行為への対応等、発見時に迅速な初動対応が必要な行為については、河川巡視に含める。
- 河川の状態把握の技術は経験による部分が大きく、その分析・評価の手法等も確立されていない場合が多いことから、必要に応じて学識者等の助言を得られるよう体制を整備する。

## 5.2 基本データの収集

### 5.2.1 水文・水理等観測

#### a) 実施の基本的な考え方

水文・水理観測、水質調査は、河川砂防技術基準調査編、水文観測業務規程、河川水質調査要領等に基づき実施するものとする。

#### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

##### ① 場所

観測種目	河川	地点（区間）	考え方
降水量	多摩川	田園調布出張所、多摩出張所、日野橋観測所、多摩川上流出張所、御岳観測所、小河内観測所、田調調布（下）観測所	・流域を概ね均一の降雨状況を示す地域に区分して地域ごとに設置
	大栗川	柚木観測所	
	浅川	浅川橋観測所、美山観測所、高尾観測所	
	秋川	桧原観測所	
水位	多摩川	8箇所（多摩川河口、戸手、玉川、田園調布（下）、田園調布（上）、石原、日野橋、調布橋）	・河川管理上、特に重要となる箇所
	大栗川	1箇所（報恩橋）	
	浅川	2箇所（高幡橋、浅川橋）	
	秋川	1箇所（東秋留橋）	
流量	多摩川	【高水・低水】田園調布（下）、石原、日野橋、調布橋	・河川管理上、特に重要となる箇所 ・流水の正常な機能の維持のため、低水流量の把握が必要な箇所
	大栗川	【高水・低水】報恩橋	
	浅川	【高水・低水】高幡橋、浅川橋	
	秋川	【高水・低水】東秋留橋	
水質	多摩川	13箇所（調布橋、永田橋、拝島橋、日野橋、関戸橋、是政橋、多摩川原橋、多摩水道橋、新二子橋、二子橋、田園調布堰（上）、六郷橋、大師橋）	・公共用水域の水質監視等に必要とされる適切な箇所
	大栗川	1箇所（報恩橋）	
	浅川	2箇所（鶴巻橋、高幡橋）	
	野川	1箇所（兵庫橋）	
底質	多摩川	5箇所（拝島橋、関戸橋、多摩川原橋、田園調布堰（上）、大師橋）	
	大栗川	1箇所（報恩橋）	
	浅川	1箇所（高幡橋）	
	野川	1箇所（兵庫橋）	

##### ② 頻度（手順）

- ・降水量、水位、流量の観測は自動観測が一般的であるが、河川管理上特に重要となる高水流量観測は所要の地点において多摩川の流出特性を踏まえ、計画的、迅速に実施する。
- ・流水の正常な機能の維持のためには、低水流量の把握が重要であり、必要な箇所と時期において実施する。
- ・水質については、公共用水域の水質監視等に必要とされる適切な箇所と時期において実施する。

##### ③ 時期：－

##### ④ 留意点

- ・降水量、水位、流量の観測は自動観測を基本とするものとする。
- ・この他の観測項目として、震度観測、風向・風速観測、地下水位観測等を行う。

## 5.2.2 測量

### (1) 縦横断測量

#### a) 実施の基本的な考え方

現況河道の流下能力、河床の変動状況等を把握するため、適切な時期に縦横断測量等を実施するものとする。

#### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

##### ① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川	河口～万年橋	・河道の状態把握のため、及び適切な許可を行うための基本となるデータが必要な区間
大栗川	多摩川合流点～新大栗橋	
浅川	多摩川合流点～南浅川合流点	

##### ② 頻度（手順）

- ・ 5年以内に1回程度は実施することを基本
- ・ 平均年最大流量規模以上の出水があった場合等を目安にして縦横断測量を実施する
- ・ 河川の縦横断形を現況と大きく変えた場合、堰等の横断工作物を新たに設置した場合等、河床の変動が大きくなると想定される区間では、より高い頻度で実施する
- ・ また、「河川定期縦横断測量における点群測量の実施について」（令和元年6月27日、関東地方整備局 事務連絡）に基づき、点群測量を活用した定期縦横断測量について、必要に応じて実施を検討する。なお、点群測量の実施にあたっては「河川管理用三次元データ活用マニュアル（暫定版）」、「航空レーザ測深機を用いた公共測量マニュアル」（平成31年4月1日、国土地理院）を参考とする。

##### ③ 時期：－

##### ④ 留意点

- ・ 築堤直後や地盤沈下等により堤防高の変化が考えられる箇所については、縦横断測量の範囲、密度の設定に留意する必要がある。
- ・ 得られたデータは、過去の断面との重ね合わせにより顕著な堆積に伴う流下阻害、局所洗掘、河岸侵食等危険箇所の発生や変化の状態を把握し、あるいは流下能力の評価を実施する等、積極的に活用することに努める。
- ・ 変化の大きい低水路部分のみを密に測量する、部分的にレーザープロファイラ等の簡易な手法を導入する等、より効率的、効果的な測量手法についても検討を行う。
- ・ 河床低下が著しい上流・中流にある河川横断工作物については、上下流の河床の状態を把握できるよう測線を追加する。

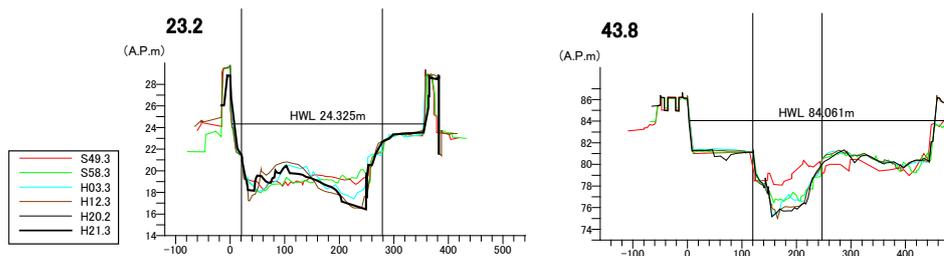


図 5-1 多摩川横断重ね合わせ図例

(2) 空中写真測量（平面測量）

a) 実施の基本的な考え方

空中写真測量（平面測量）は、縦横断測量にあわせて実施するものとする。ただし、河川の平面形状の変化がない場合等、状況により間隔を延ばす、部分的な修正とする等の工夫を行うことができる。

b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川	河口～万年橋	河道の状態把握のため、及び適切な許可を行うための基本となるデータが必要な区間
大栗川	多摩川合流点～新大栗橋	
浅川	多摩川合流点～南浅川合流点	

② 頻度（手順）

- 原則として、縦横断測量にあわせて実施する

③ 時期：－

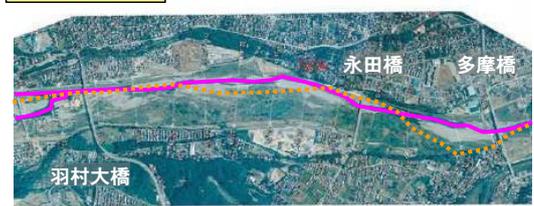
④ 留意点

- 過去の空中写真測量（平面測量）結果との重ね合わせにより、みお筋、平面形状、河道内の樹木等の変化を把握するなど積極的に活用することに努める。
- 河岸の侵食が進み、堤防に河岸が近づく状況が見られる箇所ではより高い頻度で実施する等、対策が必要な状態を見逃さないよう留意する。

昭和22年11月



昭和59年9月



昭和49年12月



平成19年10月



令和2年2月



— : 湍筋  
 ..... : 以前の湍筋

セグメント1（50.0～54.0k 付近）

図 5-2 航空写真による多摩川河道の変遷（50.0k～54.0k）

### 5.2.3 河道の基本データ

#### a) 実施の基本的な考え方

河道の基本データの収集のために、測量に加えて河床材料調査、河道内樹木調査を必要に応じて実施するものとする。

#### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

##### ア 河床材料調査

##### ① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川 大栗川 浅川	河口～万年橋 多摩川合流点～新大栗橋 多摩川合流点～南浅川合流点 上記区間で概ね 1km ピッチ	・河床の変動状況や流下能力等を把握するための基本となる河床材料の粒度分布等のデータが必要な区間 ・河川改修によって河川の川幅、縦断形等を変えた区間
多摩川	取水堰、堰下流、堰上流	・堰等の横断構造物の設置により河床が安定していない区間
浅川	床固下流、上流	

##### ② 頻度（手順）

- ・原則として、河床材料調査は縦横断測量とあわせて実施する

##### ③ 時期

- ・出水状況、土砂移動特性等を踏まえて実施時期を設定する

##### ④ 留意点

- ・過去の結果との比較を行い、他の河道特性との関連分析、河床変動と連動した粒度分布等の特性変化の把握等、積極的に活用する。



図 5-3 河床材料調査状況（令和 2 年度）

## イ 河道内樹木調査

### ① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川 35k～50k 付近	浅川合流点～昭和用水堰	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流下能力や堤防等の施設の機能維持を検討するための基本となる河道内樹木のデータが必要な区間</li> <li>・ 河川の流下能力に影響を及ぼすような大きな変化が見られると判断された区域</li> </ul>
多摩川 53.6k～51.6k 付近 多摩川 50.0k～47.6k 付近 多摩川 45.0k～41.4k 付近 多摩川 37.0k～37.8k 付近 多摩川 1.60k～6.00k 付近	永田地区 小川・玉見ヶ崎地区 谷地川合流点地区 浅川合流点地区 六郷地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伐開した区域の再生状況や新たな樹林化を確認した区域（生態系保全回復関連対策）</li> </ul>
多摩川・浅川・大栗川	全区間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹木の根が堤防等河川管理施設に悪影響を与えている区間</li> </ul>

### ② 頻度（手順）

- ・ 年1回程度の目視点検により確認する。
- ・ 航空写真の撮影や河川巡視等によって樹木分布や密度の概略を把握する。
- ・ 必要な区域の樹木群を対象に調査（樹種、樹木群の高さ、枝下高さ、胸高直径、樹木密度等）を実施する。

### ③ 時期：－

### ④ 留意点

- ・ 河川水辺の国勢調査（河川基図作成調査、植物調査）の成果を活用する。



写真 5-1 樹木繁茂状況  
（多摩川拝島橋付近 46k）

#### 5.2.4 河川環境の基本データ

##### a) 実施の基本的な考え方

河川環境の整備と保全を目的とした河川維持管理を行うに当たっては、河川における生物の生息・生育状況等を把握するものとする。また、河川の利用実態や河川に係る歴史文化の把握に努める。

河川の自然環境や利用実態に関して、河川水辺の国勢調査を中心として包括的、体系的、継続的に基本データを収集するものとする。

##### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

###### ① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川 浅川	河口～万年橋 多摩川合流点～南浅川合流点	国管理区間

###### ② 頻度（手順）

- 河川水辺の国勢調査時、環境整備の追跡調査時

###### ③ 時期：－

###### ④ 留意点

- 河川水辺の国勢調査のように、河川全体、生物相全体について、包括的、体系的な調査成果を用いることに努める。
- 河川環境に関する情報は多岐にわたるため、河川維持管理に活用するためには総括的な地図情報にするとよく、状態把握の結果を河川環境情報図として整理することに努める。
- 基本データの収集・整理に当たっては、学識経験者や地域で活動する市民団体、NPO 等との連携・協働にも努める。

###### <工事実施箇所>

- 環境整備工事実施箇所においては、追跡調査として河川環境の変化を必要に応じて把握する。

## 5.2.5 観測施設、機器の点検観測施設、機器の点検

### a) 実施の基本的な考え方

河川維持管理の基礎的資料である降水量、水位、流量等の水文・水理データを適正に観測するため、定期的に観測施設、機器の点検を行うものとする。

### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

#### ① 場所

観測種目	河川	地点（区間）	考え方
降水量	多摩川	田園調布出張所、多摩出張所、日野橋観測所、多摩川上流出張所、御岳観測所、小河内観測所、田調調布（下）観測所	・流域を概ね均一の降雨状況を示す地域に区分して地域ごとに設置
	大栗川	柚木観測所	
	浅川	浅川橋観測所、美山観測所、高尾観測所	
	秋川	桧原観測所	
水位	多摩川	8箇所（多摩川河口、戸手、玉川、田園調布（下）、田園調布（上）、石原、日野橋、調布橋）	・河川管理上、特に重要となる箇所
	大栗川	1箇所（報恩橋）	
	浅川	2箇所（高幡橋、浅川橋）	
	秋川	1箇所（東秋留橋）	
流量	多摩川	【高水・低水】田園調布（下）、石原、日野橋、調布橋	・河川管理上、特に重要となる箇所 ・流水の正常な機能の維持のため、低水流量の把握が必要な箇所
	大栗川	【高水・低水】報恩橋	
	浅川	【高水・低水】高幡橋、浅川橋	
	秋川	【高水・低水】東秋留橋	

#### ② 頻度（手順）

- 点検の内容等は、河川砂防技術基準調査編による
- 観測施設に付属する電気通信施設については、年1回以上の総合的な点検を実施することを基本とする
- 対策は水文観測業務規程等に基づいて実施することを基本とする

#### ③ 時期

水文・水理観測施設については、適切に点検・整備を行い、必要とされる観測精度を確保できないような変状を確認した場合には、対策を実施する。

#### ④ 留意点

- 樹木の繁茂等により降水量、流量観測等に支障が出るような場合には、必要に応じて伐開等を実施する。
- 水文・水理観測施設に付属する電気通信施設についても、適切に点検・整備を行う。

### 5.3 堤防点検等のための環境整備

#### a) 実施の基本的な考え方

堤防点検、あるいは河川の状態把握のための環境整備として、堤防又は高水敷の規模、状況等に応じた除草を行うものとする。

#### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

##### ① 場所

堤防（川表、川裏、天端）、高水敷

##### ② 頻度（手順）

- 堤防の表面の変状等を把握するために行う堤防の除草は、「河川管理施設等の点検について」（令和元年12月9日付、事務連絡）に基づき、出水期前及び台風期前に限らず、点検及び植生等に配慮し年2回以上実施する。
- 植生の繁茂状況等により年2回では堤防の変状が把握できない場合や、洪水時における漏水の状況等を把握する必要のある場合等には、経済性等を十分に勘案して追加の除草を検討実施することができる。
- 除草の手法等については、「6.2 施設の維持管理対策 2 堤防 (1)土堤 2)除草」による。

##### ③ 時期

- 「河川管理施設等の点検について」（令和元年12月9日付、事務連絡）に基づき、出水期前及び台風期前に限らず、点検及び植生等に配慮し年2回以上実施する。

##### ④ 留意点

- 高水敷等に植生が繁茂し、あるいは樹木が密生する等により河川巡視や水文・水理等観測等に支障を生じる場合には、必要に応じて除草、伐開を実施する。

## 5.4 河川巡視

### 5.4.1 平常時の河川巡視

#### a) 実施の基本的な考え方

平常時の河川巡視は河川の区間区分に応じた適切な頻度とし、重点的に監視が必要な区間では必要に応じて強化して、概括的に河川の状態把握を行うものとする。

#### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

##### ① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川	河口～万年橋	河川巡視の必要な区間
大栗川	多摩川合流点～新大栗橋	
浅川	多摩川合流点～南浅川合流点	

##### ② 頻度（手順）

- 平常時の河川巡視は、バイク巡視による一般巡視を基本とする。
- 徒歩による河川巡視、水上巡視等を含め場所・目的等を絞った目的別巡視を必要に応じて加え、河川巡視計画を立案して実施するものとする。
- 河川巡視は、週7日を基本とし、実施する。（堤防のない掘込河道区間が連続する多摩川上流出張所管内は週6日を基本とする。）
- 河川空間の利用や自然環境に関する日常の状態把握については、瀬、淵、みお筋の状態、砂州の位置、鮎等の産卵場となる河床の状況、鳥類の繁殖場となる河道内の樹木の状況、樹木の洪水流への影響、魚道の状況、堤防や河川敷地の外来植生の状況、河川利用の状況等を把握する。

##### ③ 時期

平常時

##### ④ 留意点

- 河川巡視により、異常な状況等を発見した場合は、ただちにその状況を把握し、適切に是正するよう努める。
- 河道及び河川管理施設の河川巡視に当たっては、河岸、みお筋の状態、河道内の堆砂、河口閉塞、樹木群、あるいは堤防、護岸・根固工、堰・水門等について目視により確認可能な大まかな変状を発見することを基本とする。
- 通常の巡視頻度では十分な状態把握が困難な場合がある。このような場合には、一般巡視に加えて巡視項目、目的、場所等を絞り込んだ目的別巡視を行う。
- 市民団体等と連携した巡視を行うことも有効である。
- CCTV等IT機器を用いる等により、効果的・効率的な河川の状態把握にも努める。

## 5.4.2 出水時の河川巡視

### a) 実施の基本的な考え方

洪水及び高潮による出水時には必要な区間の河川巡視を行い、概括的な河川の状態把握を迅速に行うものとする。

### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

#### ① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川	河口～万年橋	洪水及び高潮による出水時に必要な区間
大栗川	多摩川合流点～新大栗橋	
浅川	多摩川合流点～南浅川合流点	

#### ② 頻度（手順）

- 各河川で出水時の条件（水位）を設定し、出水が生じている区間を対象として出水時の河川巡視を行う。
- 河川巡視は、洪水流、河道内樹木、河川管理施設及び許可工作物、堤内地の浸水等の状況を概括的に把握する。
- 河川巡視により漏水や崩壊等の異常が発見された箇所においては、適切な措置を講じるため、市区町村等との情報連絡を密にする。
- 水防団の活動状況等を把握する

#### ③ 時期

出水時（はん濫注意水位（警戒水位）を上回る規模の洪水及び顕著な高潮の発生時）

#### ④ 留意点

- 許可工作物については出水時に撤去すべき工作物に留意する必要がある。
- 漏水や崩壊等の異常が発見された箇所においては、直ちに報告する。



写真 5-2 出水時の河川巡視の状況

## 5.5 点検

### 5.5.1 出水期前、台風期、出水中、出水後の点検

#### (1) 出水期前、台風期

##### a) 実施の基本的な考え方

毎年、出水期前（堤防のある区間は除草後）の適切な時期に、徒歩を中心とした目視により、あるいは計測機器等を使用して、河道及び河川管理施設の点検を行うものとする。

##### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

#### ① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川	河口～万年橋	河道及び河川管理施設の点検が必要な区間
大栗川	多摩川合流点～新大栗橋	
浅川	多摩川合流点～南浅川合流点	

#### ② 頻度（手順）

- 点検は、徒歩等による目視ないしは計測機器等を使用し、堤防、護岸、水制、根固工、床止め等の変状の把握、樋管、水門、堰等の損傷やゲートの開閉状況の把握等、具体的な点検を行う。

#### ③ 時期

出水期前及び台風期等

#### ④ 留意点

- 河道及び河川管理施設はそれぞれ別々に点検し状態を把握するだけでなく、河川全体としてそれらの状態を把握することにより、対策の必要性、優先度を総合的に判断し、より適切な維持管理を行う。
- 堤防、護岸等の点検・評価は「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領」（平成31年4月）により行う。



写真 5-3 出水期前の点検の状況

(2) 出水中

a) 実施の基本的な考え方

出水中には、洪水の状況等を把握するため、必要に応じて点検（調査）を実施するものとする。

b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川	河口～万年橋	河道及び河川管理施設の点検が必要な区間
大栗川	多摩川合流点～新大栗橋	
浅川	多摩川合流点～南浅川合流点	

② 頻度（手順）

- 点検は、洪水流の流向、流速、水あたり等の洪水の状況を把握するため、はん濫注意水位（警戒水位）を上回る出水等の条件を設定して、出水時に必要に応じて実施する。

③ 時期

出水中

④ 留意点

- 必要に応じて航空写真撮影等の手法も検討する。



図 5-4 出水中の多摩川(昭和 58 年 8 月出水)【垂直図】

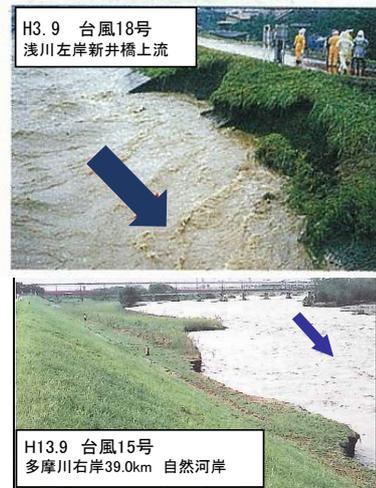


図 5-5 洪水時の出水状況



図 5-7 出水中の多摩川 (53.6k 付近)  
※令和元年東日本台風 斜め写真



図 5-6 出水中の浅川（上：浅川橋、下：高幡橋）

※パノラマ写真

(3) 出水後

a) 実施の基本的な考え方

出水後、津波後等においては、河道、河川管理施設の変状等を把握するために、必要に応じて点検を実施する。

b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川 大栗川 浅川	河口～万年橋 多摩川合流点～新大栗橋 多摩川合流点～南浅川合流点	河道及び河川管理施設の点検が必要な区間
多摩川	河口～六郷橋	津波、高潮により河道及び河川管理施設の点検が必要な区間

② 頻度（手順）

- 点検は、はん濫注意水位（警戒水位）を越える等、河川の状況等に応じて出水の条件を定め、目視により実施することを基本とする。
- 計画高水位を上回るような規模の洪水があった場合には、堤防等の被災状況について必要に応じてさらに詳細な点検を実施する。

③ 時期

出水後

④ 留意点

- 出水後の河床の洗掘、堆積、河岸の侵食、樹木の倒伏状況、流木の発生状況、生物の生息環境等の状況あるいは高潮・津波後の河道の状況、河川管理施設の状況等を把握し、河道計画、維持管理計画等の見直しのための重要なデータを蓄積する。
- 局所的な深掘れ、堆積等が生じた場合には必要に応じて詳細な調査を実施する。
- 洪水の水位到達高さ（洪水痕跡）は、河道計画検討上の重要なデータとなるため、はん濫注意水位を越える等の顕著な規模の出水を生じ、堤防等に連続した痕跡が残存する際に実施する。
- 必要に応じて縦横断測量等を実施する。
- 大規模な河岸侵食等の河床変動が生じた場合には、必要に応じて平面測量も実施する。



図 5-8 出水後の点検の状況（令和元年東日本台風）

## 5.5.2 地震後の点検

### a) 実施の基本的な考え方

一定規模の地震発生後には、安全に十分留意しつつ、河川管理施設の状況等を点検するものとする。

### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

#### ① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川 大栗川 浅川	河口～万年橋 多摩川合流点～新大栗橋 多摩川合流点～南浅川合流点	河川管理施設（堰、水門、堤防、護岸、床止め等）
多摩川	幸町緊急船着場（右岸 6.4k） 多摩川二丁目緊急船着場（左岸 8.4k）	防災施設（船着場、緊急用河川敷道路、アクセス坂路）
	緊急用河川敷道路（左岸延長約 22.3km、右岸延長約 14.6km）	
	アクセス坂路	

#### ② 頻度（手順）

- 地震後の点検要領により、地震の規模等を考慮して必要な点検を実施する
- 津波後の点検は出水後等の点検による。

#### ③ 時期

- 一定規模の地震発生後
- 津波後

#### ④ 留意点

- 点検にあたっては、復旧等に活用される防災対策施設の迅速な状態把握に留意する。
- 状況に応じ CCTV カメラによる状態把握に努める。

### 5.5.3 親水施設等の点検親水施設等の点検

#### a) 実施の基本的な考え方

河川利用は、利用者自らの責任において行われることが原則であるが、親水を目的として整備した施設については、河川利用の観点から施設点検が必要であり、河川利用者が特に多い時期を考慮して、安全利用点検に関する実施要領等に基づいて必要に応じて点検を実施する。

#### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

##### ① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川 大栗川 浅川	河口～万年橋 多摩川合流点～新大栗橋 多摩川合流点～南浅川合流点	・親水を目的として整備した護岸、階段・坂路 ・地域で頻繁に利用又は通行等がされる施設

##### ② 頻度（手順）

- 河川利用者が特に多い時期を考慮して、安全利用点検に関する実施要領等に基づき必要に応じて点検を実施する

##### ③ 時期

河川特性及び地域の実情、一般の利用状況等を勘案して実施時期を定め、点検を実施する

##### ④ 留意点

- 親水目的で整備された施設ではなくても、地域で頻繁に利用又は通行等がされている施設は、その実態を踏まえ、維持管理にあたっては親水施設と同様の配慮が必要である。



写真 5-4 親水施設の点検の状況

#### 5.5.4 機械設備を伴う河川管理施設の点検

##### a) 実施の基本的な考え方

機械設備を伴う河川管理施設（堰、水門・樋管）の信頼性確保、機能維持のため、コンクリート構造部分、機械設備及び電気通信施設に対応した、定期点検、運転時点検、及び臨時点検を行うものとする。

##### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

###### ① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川	羽田第一水門（左岸 1.8k） 羽田第二水門（左岸 2.5k） 六郷水門（左岸 4.0k） 調布排水樋管（左岸 13.2k） 玉川排水樋管（左岸 15.6k） 新玉川排水樋管（左岸 17.6k） 三沢川水門（右岸 25.8k） 二ヶ領宿河原堰（左右岸 22.4k） 二ヶ領用水宿河原樋管（右岸 22.4k） 草花第二排水樋管（右岸 53.5k） 草花排水樋管（右岸 54.0k）	機械設備を伴う河川管理施設（水門・樋管）、電気通信施設
大栗川	小河原排水樋管（左岸 1.0k）	
浅川	滝合排水樋管（左岸 5.4k） 西長沼排水樋管（右岸 5.4k） 大和田排水樋管（左岸 10.2k+70）	

###### ② 頻度（手順）

- 河川特性及び地域の実情、一般の利用状況等を勘案して実施時期を定め、点検を実施する。
- 定期点検は、機器の作動確認、偶発的な損傷発見のため、管理運転を含む月点検（1回/月）、年点検（1回/年）を基本とする。ただし、当該設備の目的、設備の使用状況、地域特性、自然条件等を考慮して点検回数を増減することができる

###### ③ 時期

河川特性及び地域の実情、一般の利用状況等を勘案して実施時期を定め、点検を実施する

###### ④ 留意点

- 計測機器の導入や非出水期の点検の合理化等、効率的な点検とするよう努める。
- コンクリート構造部については、コンクリート標準示方書に準じて、適切に点検、管理を行う。
- 堰、水門・樋管の機械設備については、確実に点検を実施できるよう河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル（案）等により点検を行う。
- ゲート設備の点検の詳細は「6.2 施設の維持管理対策 7 床止め・堰 (5)ゲート設備」を参照。
- ゲート設備等の塗装については、機械工事塗装要領（案）・同解説による。
- 電気通信施設については、電気通信施設点検基準（案）により点検することを基本とする。



写真 5-2 水門の点検実施状況

### 5.5.5 許可工作物の点検

#### a) 実施の基本的な考え方

許可工作物については、出水期前等の適切な時期に設置者による点検を行うものとする。また、河川巡視の結果等により必要に応じて設置者へ点検の指導等を実施する。

#### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

##### ① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川 大栗川 浅川	巻末資料に示す許可工作物	許可工作物

##### ② 頻度（手順）

- 設置者が出水期前等の適切な時期に、必要な点検を実施することを基本とする。
- 河川管理者としては年に1度、履行検査を実施することにより施設の状態を確認する。
- 必要に応じて設置者に立ち会いを求めて点検の結果を確認する等により、適確な点検がなされるよう努める。
- 出水時に河川区域外に撤去すべき施設が存在する場合は、点検時に撤去計画の確認を行うとともに、必要に応じて、河川監理員等の立会いの下、設置者による撤去の演習を実施する。
- 河川巡視により許可工作物の状況を把握し、必要に応じて設置者に臨時の点検実施等を指導する

##### ③ 時期

- 設置者；出水期前等適切な時期
- 河川管理者；河川管理施設に求められる水準に照らす等により施設の安全性が不十分と判断される場合には、早急に改善するよう指導監督を実施する
- 日常にあっても、河川巡視により許可工作物の状況を把握し、必要に応じて設置者に臨時の点検実施等を指導する。

##### ④ 留意点

- 設置者；事前点検を行った上で、検査票に必要な情報を記入する。
- 河川管理者；検査手順、実施者の役割を理解して検査に臨む。



写真 5-6 履行検査の状況

## 5.6 河川カルテ

### a) 実施の基本的な考え方

河川維持管理の履歴は RiMaDIS を活用し、河川管理の基礎資料としてデータベース化を図り蓄積する。河川カルテには点検、補修等の対策等の河川維持管理における実施事項に加え、河川改修等の河川工事、災害及びその対策等、河川管理の履歴として記録が必要な事項を記載するものとする。

### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

#### ① 場所：国管理区間

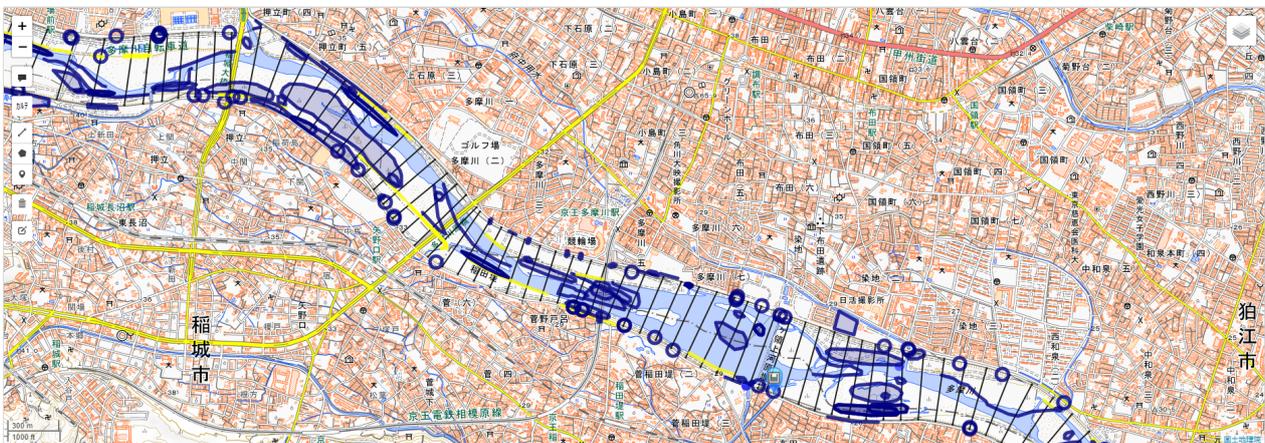
#### ② 頻度（手順）

- 点検、補修、災害復旧、及び河川改修等に関する必要な情報を記載するものであり、河川カルテの作成要領等に基づいて作成し、常に新しい情報を追加するとともに、毎年その内容を確認する

#### ③ 時期：随時

#### ④ 留意点

- 点検や補修の対策の履歴等を保存していくものであり、河道や施設の状態を適切に評価し、迅速な改善を実施し、河川維持管理のPDCAサイクルを実施するための重要な基礎資料となる。
- 河川カルテに取得したデータは、RiMaDIS のその他データと合わせて活用し、データベース化して蓄積を行う。



No	種別	記録日／ 措置実施日	名称／施設 名称	河川名	左右岸	距離標	異常 有無	要 監視	要 対策	対策 状況	項目	状況／記事
1-723438	巡視	2022/02/01 13:41	溝布排水樋 管上流部水 樋岸	多摩川	左岸	25.000kp+007	✓	✓	要 対策	大項目：維持状況、中項目：河川管理施設の 状況、小項目：護岸・水刺の状況、細項目： 護岸の劣化状況	【経道観察】溝布排水樋管上流にて、低水護岸陥没箇所の経道観察を実施し、大きな変化が無い事を確認しました。	
1-725177	巡視	2022/02/08 11:12	違法係留	多摩川	右岸	26.000kp-084	✓	✓	対 策不 要	大項目：空間の利用、中項目：駐車や係留の 状況、小項目：係留・水溜り状況、細項 目：その他	二ヶ領上河原堤上流の二ヶ領用水樋各所にて、不法係留船の状況を確認しました。係留船に特に変化は見えませんでした。	
1-725393	巡視	2022/02/08 14:51	府中市占用 地陥没穴	多摩川	左岸高 水敷	34.200kp+047	✓	✓	要 対策	大項目：維持状況、中項目：河川管理施設の 状況、小項目：堤防の状況、細項目：その他	関戸橋下流府中市野村町(府中市占用)にて、令和3年12月1日前点の陥没箇所(陥没130m×横70cm、堤防割れ斜め長150mの空洞化)が、埋め戻されいるのを確認しました。	
1-728489	巡視	2022/02/22 09:26	違法係留	多摩川	右岸	26.000kp-084	✓	✓	対 策不 要	大項目：空間の利用、中項目：駐車や係留の 状況、小項目：係留・水溜り状況、細項 目：その他	二ヶ領上河原堤上流の二ヶ領用水樋各所にて、不法係留船の状況を確認しました。係留船に特に変化は見えませんでした。	
1-724742	堤防 点検	2022/02/07 10:38	護岸：委 (兼工)	鶴見川	右岸	9.800kp+023	c	✓	対 策不 要	項目：高水・堤防護岸、箇所：橋脚コンクリ ート工、点検事項：破損・損傷、長さ・延 長：4m、幅・傾き：0.33m、深さ・高さ： 0.07m	R04出 変化なし、鉄筋露出確認できない R03維持にて、補修予定 R03出 鉄筋露出のため、ランクをあげる R02出 変化なし、経道観察、R01出 変化なし、経道観察、H31出 変化なし、経道観察 H30出 変化なし、経道観察 H30出 変化無し、経道観察 H29出 変化無し、経道観察 H28出 施工不良？ 表面だけのほつり？ 帯の破損、経道観察	

図 5-9 河川カルテの記載例 (RiMaDIS)

## 5.7 河川の状態把握の分析、評価

### a) 実施の基本的な考え方

適切な維持管理対策を検討するため、河川巡視、点検による河川の状態把握の結果を分析、評価するとともに、評価内容に応じて適宜河川維持管理計画等に反映することに努める。

### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

#### ① 場所：

#### ② 頻度（手順）：

#### ③ 時期：－

#### ④ 留意点

- 河川維持管理は、経験に基づく知見の集積に技術的には強く依存しており、RiMaDIS を活用してその内容を分析・評価することは、効果的・効率的な維持管理としていく上で重要である。
- RiMaDIS に蓄積された内容とその分析・評価の結果が、河川維持管理計画あるいは毎年の実施内容の変更、改善に反映されるように、サイクル型の河川維持管理を進めていく。
- 河川や河川管理施設の状態把握を行い、分析、評価し、適切に維持管理対策を行うに当たっては、これまでの河川維持管理の中で積み重ねられてきた広範な経験や、河川に関する専門的な知識、場合によっては最新の研究成果等を踏まえ、対応を行う。
- 河川維持管理計画に基づく維持管理の実施を通して、個々の河川の具体的な維持管理の実施内容を充実させるためには、河川毎の状況に応じて解明すべき課題は何かを明確にした上で、それらを実施する中で順次分析していくことも重要
- 河川及び河川管理施設の状態を評価するにあたり、学識経験者や専門家から技術的助言が得られるような体制を整備する。

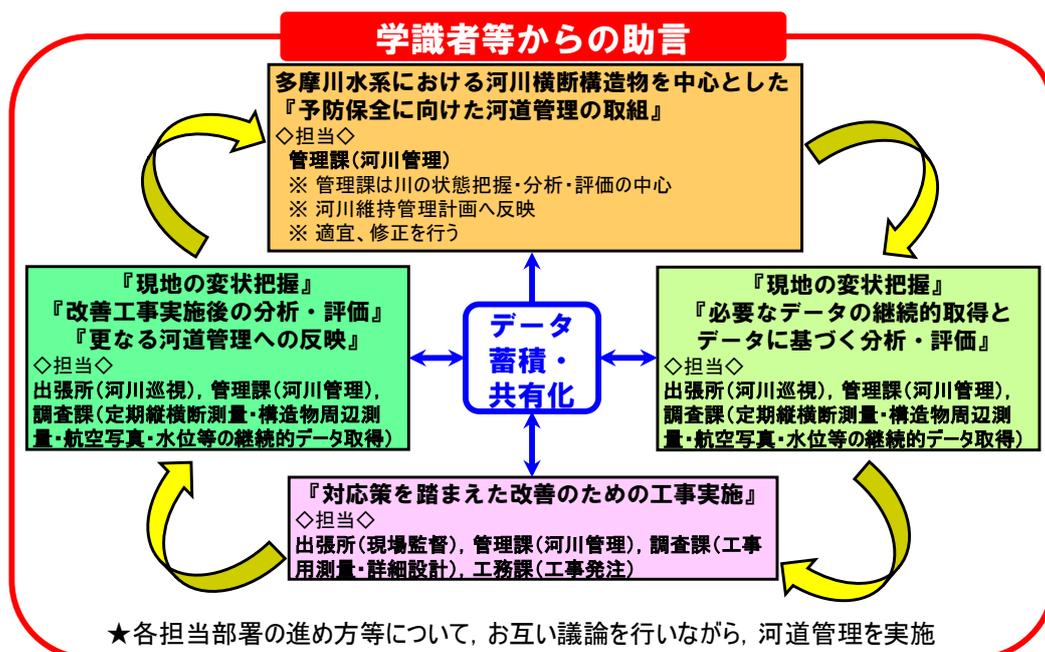


図 5-10 河道を適切に維持管理していくための PDCA サイクル

## 6. 具体的な維持管理対策

### 6.1 河道の維持管理対策

#### 6.1.1 河道流下断面の確保・河床低下対策

##### a) 実施の基本的な考え方

目標とする河道流下断面を確保するため、定期的又は出水後に行う縦横断測量あるいは点検等の結果を踏まえ、流下能力の変化、施設の安全性に影響を及ぼすような河床の変化、樹木の繁茂状況を把握し、河川管理上の支障となる場合は適切な処置を講じるものとする。

##### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

###### ① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川 大栗川 浅川	河口～万年橋 多摩川合流点～新大栗橋 多摩川合流点～南浅川合流点	①土砂堆積により治水上支障のある区間 ②河床が低下、局所洗掘により河川管理上支障のある区間

###### ② 頻度（手順）

- 定期的又は出水後の縦横断測量結果により、変動の状況及び傾向を把握し、一連区間の河道流下断面を確保するよう、河川環境の保全に留意しながら河床掘削等の適切な対策を行う。
- 上流域からの土砂流出の変化等に伴い、護岸や構造物基礎周辺の河床が低下すると災害の原因となるので、早期発見に努める。

###### ③ 時期

河川管理上の支障となった場合には適切な対策を行う。

###### ④ 留意点

- 河川改修の経済性だけでなく、改修後の河川維持管理を含めた総合的な経済性から見て妥当な流下断面としていくことが重要である。
- 河道変化には直接流下能力に影響する樹木の繁茂も十分に考慮する必要がある。
- 砂州によって形成された瀬と淵の保全や水際部の環境の改善等、当該区間の河川環境の保全と整備にも十分考慮する必要がある。
- 勾配の急変箇所等、河床の上昇が生じやすいと想定される箇所をあらかじめ把握し、重点的に監視しつつ、予期せぬ河床変動も起こり得ることに留意する。
- 河床低下には河道の全体的な低下と局所的な洗掘があり、それぞれ対策の考え方や工法が変わるので留意する
- 沖積堆積層が侵食されて土丹層等の洪積層が露出すると従来の対策が効果を持たない場合もある。それらのような場合には河道計画の見直しについて検討する。
- 上流域からの土砂流出の変化等に伴い、護岸や構造物基礎周辺の河床が低下すると災害の原因となるので、早期発見に努める。

## 6.1.2 河岸の対策

### a) 実施の基本的な考え方

出水に伴う河岸の変状については、点検あるいは河川巡視等により早期発見に努めるとともに、堤防防護の支障となる場合等には、河川環境に配慮しつつ適切な措置を講じるものとする。

### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

#### ① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川	河口～万年橋	河岸、河川敷地（高水敷）
大栗川	多摩川合流点～新大栗橋	
浅川	多摩川合流点～南浅川合流点	

#### ② 頻度（手順）

- 河岸の変状については出水後の点検あるいは河川巡視等によって早期発見に努める。

#### ③ 時期

- 出水後の点検あるいは河川巡視等

#### ④ 留意点

- 侵食防止対策の検討にあたっては、侵食の程度、河川敷地（高水敷）の利用状況、堤防の侵食対策の有無などを考慮するとともに、生物の生息・成育・繁殖環境にも十分配慮することを基本とする。
- 多摩川水系河川整備計画で定めた河岸維持管理法線の重要度の区分の考え方に留意する。
- 侵食された河岸を必要以上に強固にすると、対岸の洗掘や侵食の原因となることもあるので、河川特性、河道の変遷など河川全体の状況に応じて慎重に整備の必要性や整備範囲、工法を決定することを基本とする。



図 6-1 浅川河岸部の被災状況（平成 20 年 8 月出水）

### 6.1.3 樹木の対策

#### a) 実施の基本的な考え方

河道内の樹木については、洪水時における水位上昇、堤防沿いの高速流の発生等の治水上の支障とならないよう、また良好な河川環境が保全されるように、点検あるいは河川巡視等による状態把握に基づいて、適切に樹木の伐開等の維持管理を行うものとする。

#### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

##### ① 場所

距離標	地点（区間）	考え方
多摩川	35k～50k 付近 （浅川合流点～ 昭和用水堰）	・洪水流下阻害による流下能力の低下、樹木群と堤防間の流速を増加させることによる堤防の損傷 ・樹木群が土砂の堆積を促進し、河積をさらに狭めてしまう場合
多摩川 大栗川 浅川	全川	・樹木の根は、堤防、護岸等の河川管理施設に損傷を与えるため、堤防等の河川管理施設に対して根が悪影響を助長するおそれのある箇所 ・樹林化は、河川巡視や CCTV を用いた監視の妨げ・不法投棄を助長するおそれのある箇所

##### ② 頻度（手順）

- ・流下能力を維持する観点からは、河道の一連区間の流下能力を確保するよう、樹木の経年変化も踏まえて伐開計画を作成し、計画的に樹木を伐開する。
- ・樹木が河川管理上等の支障となると認められる場合には、樹木の有する治水上及び環境上の機能等に配慮しつつ、支障の大きなものから順次伐開する。

##### ③ 時期：－

##### ④ 留意点

- ・対象とする樹木群の過去からの繁茂状況の変化に留意する。
- ・樹木は繁茂する以前に計画的に伐開をすることを基本とし、あわせて伐開した樹木が再繁茂しないような措置を講じる。
- ・伐開に当たって一部の樹木群を存置する場合には、まとまった範囲を存置する等により洪水時の倒伏・流出のおそれがないよう十分配慮する。
- ・部分的な伐開の範囲によっては、堤防沿いの流速の増大や、残存樹木の流出を生じることが懸念されるので留意する。
- ・リサイクル及びコスト縮減の観点から、地域や関係機関による伐木の有効利用が促進されるよう、廃棄物やリサイクルに係る関連法令等にも留意する。
- ・伐開にあたっては、多摩川河川環境管理計画で定めた機能空間区分の設定に留意するとともに、多摩川で活動する自然保護団体等への情報提供を行う。
- ・対象となる場所には堤外民地が多いことに留意する。



写真 6-1 台風で倒れた樹木による堤防の損壊状況  
（多摩川 45.6k 左岸）

#### 6.1.4 河口部の対策

##### a) 実施の基本的な考え方

河口閉塞が河川管理上の支障となる場合には、土砂の除去等の適切な措置を講じるものとする。

##### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

###### ① 場所

河川	地点（区間）	考え方
多摩川	0k～8.6k	維持管理河床高設定範囲

###### ② 頻度（手順）

- 土砂の除去による流路及び航路の確保の適切な措置を講じるものとする。

###### ③ 時期

- 流水の疎通や水質環境等に支障を生じている箇所

###### ④ 留意点

- 土砂の除去による維持対策では再度閉塞する場合も多く、河道計画の見直しや他の工法（例：導流堤、離岸堤）との併用についても必要に応じて検討する。
- 河口部の水理現象は非常に複雑であり、沿岸流、潮汐等の海域の諸現象と密接不可分の関係にある。適切な対策を決定するため、広範囲の汀線の変化、波浪、漂砂、河川の流送土砂等の調査に留意する。
- 下流部の河口から多摩川大橋の区間については、震災時の危機管理上想定される船舶の航行に必要となる範囲に設定された維持管理河床高の確保に留意する。

## 6.2 施設の維持管理対策

### 6.2.1 河川管理施設一般

#### (1) 土木施設

##### a) 実施の基本的な考え方

河川管理施設のうち土木施設部分については、洪水時に所要の機能が確保できるよう適切に維持管理するものとする。状態把握等により異常を発見した場合には、適切な補修、補強等の必要な措置を講じるものとする。

##### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

###### ① 場所

- 河川管理施設の土木施設部分

###### ② 頻度（手順）

- 土木施設部分について、点検等によりクラック、コンクリートの劣化、沈下等の変状等、各々の施設が維持すべき機能が低下するおそれがみられた場合には、状態把握（点検）を継続する等により原因を調査する。

###### ③ 時期

- 変状の状態から施設の機能の維持に重大な支障が生じると判断した場合には必要な対策を行う。

###### ④ 留意点

- 特に近年では設置後長期間を経過した施設が増加しつつあり、河川管理施設の老朽化対策は重要な課題となっている。そのため、長寿命化対策の検討等により、長期的なコストも考慮し、計画的に補修・補強等の措置を構ずるよう努める。

## (2) 機械設備・電気通信施設

### 1) 機械設備

#### a) 実施の基本的な考え方

河川管理施設の機械設備については、定期点検の結果等に基づいて適切に維持管理するものとする。

#### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

##### ① 場所

- 河川管理施設の機械設備

##### ② 頻度（手順）

- その設備については、機械設備を伴う河川管理施設の点検に示す定期点検の結果等に基づいて、適切な状態把握(状態監視)の継続及び整備(補修、補強等の対策)・更新を行う。

##### ③ 時期

- 変状の状態から施設の機能の維持に重大な支障が生じると判断した場合には必要な対策を行う。

##### ④ 留意点

- ゲート設備等の整備・更新は、河川用ゲート設備の点検・整備等に関するマニュアル等に基づいて行う。
- ゲート設備等の塗装については、機械工事塗装に関するマニュアルに基づいて行う。
- 点検・整備・更新の結果は適切に記録・保存し、経時変化を把握するための基礎資料として活用努める。
- 関係する諸法令に準拠するとともに、点検及び診断の結果による劣化状況、機器の重要性等を勘案し、効果的・効率的に維持管理する。
- 維持管理の経過や河川の状況変化等に応じて継続的に定期点検の内容等を見直す。
- 機械設備の維持管理においては、アセットマネジメントの観点も考慮し、計画的かつ経済的な保守及び更新に努める。



写真 6-2 機械設備点検の状況

## 2) 電気通信施設

### a) 実施の基本的な考え方

河川管理施設の電気通信施設については、定期点検の結果等に基づいて適切に維持管理するものとする。

### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

#### ① 場所

施設名	施設数	機能
CCTV カメラ	147 基	河川の状態監視
河川情報板	3 基	災害・流域情報の提供
気象情報提供板	8 基	気象情報の提供
光ケーブル	127km	拠点間通信、情報収集回線

#### ② 頻度（手順）

- 点検、診断等に関する基準等を基本とした点検及び診断の結果により、施設毎の劣化状況、施設の重要性等を勘案し、効率的、効果的に維持管理する。

#### ③ 時期：－

#### ④ 留意点

- 点検・整備・更新の結果は適切に記録・保存し、経時変化を把握するための基礎資料として活用に努める。
- 点検・整備・更新に当たって長寿命化やライフサイクルコストの縮減の検討を行い、計画的に電気通信施設の維持管理を行うよう努める。
- 障害時の代替通信手段の確保等を目的として、定期的に操作訓練を行うよう努める。



写真 6-3 CCTV カメラの設置状況

## 6.2.2 堤防

### (1) 土堤

#### 1) 堤体

##### a) 実施の基本的な考え方

堤防の治水機能が保全されるよう堤体を維持管理するものとする。なお、必要に応じて堤防及び周辺の河川環境の保全に配慮するものとする。

##### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

###### ① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川	河口～万年橋	国管理区間のうち、土堤区間
大栗川	多摩川合流点～新大栗橋	
浅川	多摩川合流点～南浅川合流点	

###### ② 頻度（手順）

＜状態把握と機能の維持について＞

- 堤防にクラック、わだち、裸地化、湿潤状態等の変状が見られた場合には、点検等による当該箇所の状態把握を継続するとともに必要に応じて原因調査を行う
- 出水期前及び台風期に行う点検により状態把握を行うことを基本とし、河川巡視により日常の状態把握にも努める

＜対策について＞

- 芝等で覆われた法面の耐侵食性の評価については、様々な手法があり、それらを参考に耐侵食機能を評価し、必要に応じて適切な補修等の対策を検討する
- 法面のすべりや崩れについては状態把握に基づいて原因を調べる等により適切な補修等の対策を行う。

###### ③ 時期

＜状態把握と機能の維持について＞

- 維持すべき堤防の耐侵食、耐浸透機能に支障が生じると判断される場合には必要な対策を実施する。
- 点検あるいは原因調査により機能の低下や喪失が認められた場合、あるいはそのおそれがあると判断された場合には、その対策や予防措置を速やかに実施する。
- 点検、対策の結果は、水防、災害実績等の堤防の安全性に関係する他の資料とともに河川カルテ等として必要に応じてRiMaDISを活用し保管、更新する。

###### ④ 留意点

＜状態把握と機能の維持について＞

- 堤防の開削工事は、堤防の構成材料や履歴を把握する貴重な機会であるので、長年にわたって築堤された堤防では、堤防断面調査を実施することが重要である。また、樋管等構造物周辺の堤防についても必要な点検、対策を点検要領等に基づいて実施する。

2) 除草

a) 実施の基本的な考え方

堤防法面等（天端及び護岸で被覆する部分を除く。）においては、点検の条件整備とともに堤体の保全のために必要な除草を適切な頻度で行うものとする（堤防点検等の環境整備の除草については、「5.3 堤防点検のための環境整備」を参照）。

b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川	河口～万年橋	堤防の除草の頻度及び範囲は、河川の区間区分、気候条件、植生の繁茂状況、背後地の状況等を考慮して決定する
大栗川	多摩川合流点～新大栗橋	
浅川	多摩川合流点～南浅川合流点	

② 頻度（手順）

- 堤防の表面の変状等を把握するために行う堤防の除草は、「河川管理施設等の点検について」（令和元年12月9日、関東地整 事務連絡）に基づき、出水期前及び台風期前に限らず、点検及び植生等に配慮し年2回以上実施する。
- 植生の繁茂状況等により年2回では堤防の変状が把握できない場合や、洪水時における漏水の状況等を把握する必要がある場合等には、経済性等を十分に勘案して追加の除草を検討実施することができる。

③ 時期

- 「河川管理施設等の点検について」（令和元年12月9日、関東地整 事務連絡）に基づき、出水期前及び台風期前に限らず、点検及び植生等に配慮し年2回以上実施する。

④ 留意点

- 除草作業にあたっては飛び石による事故等に注意する必要がある
- 河川管理上あるいは廃棄物処理上支障がなく刈草を存置できる場合を除いて、刈草は集草等により適切に処理する。
- 草を集草する場合には、運搬・処分・焼却等の処理を行ってきたが、リサイクル及び除草コスト縮減の観点から、地域や関係機関による刈草の有効利用について、廃棄物やリサイクルに係る関連法令等にも留意しつつ取組に努める。
- 除草の実施に当たっては人為的な植生環境であることを踏まえ、堤防の自然環境あるいは周辺的生活環境への影響に留意する必要がある。
- 堤防上に特定外来生物、希少種が生息する場合には、堤防の点検等に支障の出ない範囲で、除草の実施時期等を考慮する。
- 除草の対象範囲内に河川環境上重要な生物が生息する場合には、繁殖の時期への配慮等について学識経験者等の意見を聞きつつ、対応を検討する。
- 除草作業にあたっては、距離標や光ケーブル等堤防に設置してある施設を損傷しないよう十分配慮する必要がある。
- 除草作業に伴い堤防の亀裂など変状が発見される場合もあるので、施工業者に対してはその旨留意するよう周知する。



写真 6-4 除草・集草の状況

3) 天端

a) 実施の基本的な考え方

天端は堤防の高さや幅を維持するために重要な部分であるが、管理車両や河川利用者の通行等の人為的な作用、降雨や日照り等の自然の作用により様々な変状を生じる場所であるため、適切に維持管理するものとする。また、雨水の堤体への浸透を抑制するよう努める。

b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川	河口～万年橋	天端（法肩部）
大栗川	多摩川合流点～新大栗橋	
浅川	多摩川合流点～南浅川合流点	

② 頻度（手順）

- 天端舗装に当たって雨水の排水に十分配慮するとともに、必要に応じて舗装面を維持管理する。
- 天端を舗装すると、車両等の通行が容易となり河川管理施設の損傷や河川利用上の危険が増加するおそれがあるため、進入禁止措置や自動車等の車止めの設置等の適切な措置を必要に応じて実施する。

③ 時期：－

④ 留意点

- 雨水の堤体への浸透抑制、越水による浸食からの堤体保護及び河川巡視の効率化等の観点から、未舗装の天端補修等の際には天端を可能な限り簡易舗装などを含めて舗装していくことを検討する。
- 天端を舗装した場合には、堤体への雨水の浸透や、法面の雨裂発生を助長しないよう、法肩の状態に留意し、必要に応じて補修やアスカーブ等を施す。
- 堤防のり肩等には河口からの、支川にあっては幹川との合流点からの縦断距離を示す距離標が設置されており、適切に管理する。
- 天端において掘削行為を行う場合には、光ケーブルの敷設状況を確認する。



写真 6-5 天端舗装の状況

#### 4) 坂路・階段工

##### a) 実施の基本的な考え方

坂路、階段工がある箇所では、雨水や洪水による取付け部分の洗掘や侵食に特に留意して維持管理するものとする。

##### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

###### ① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川	河口～万年橋	堤防法面における坂路や階段工の設置箇所
大栗川	多摩川合流点～新大栗橋	
浅川	多摩川合流点～南浅川合流点	

###### ② 頻度（手順）：－

###### ③ 時期

- 変状を発見した場合には、速やかに補修等の対応を行う。

###### ④ 留意点

- 補修の頻度が高くなる場合は、侵食要因の除去や法面の保護について検討する。
- 坂路が高水敷でのモトクロスや車両の暴走に使用されることがある場合には、市区町村等と調整し、進入禁止措置や自動車等の車止めの設置を必要に応じて実施する。
- 坂路・階段工が堤内地から河川へのアクセス路として河川が適正に利用されるよう配慮し、高齢者等が容易にアクセスできるように、地元自治体の協力を得て、坂路の緩傾斜化、階段の段差の改良等バリアフリー化にも努める。その際には、まちづくり等の観点から、堤内地から堤外地にかけて連続的な動線となるように、自治体と連携して進めていく。

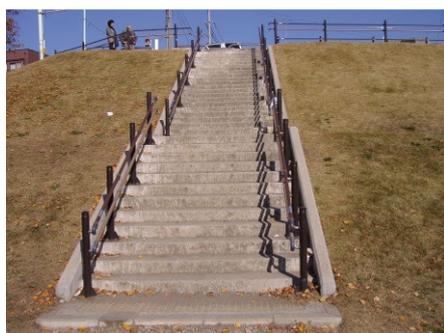


写真 6-6 階段工

5) 堤脚保護工

a) 実施の基本的な考え方

堤脚保護工については、特に局所的な脱石、変形、沈下等に留意して維持管理するものとする。

b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川 大栗川 浅川	河口～万年橋 多摩川合流点～新大栗橋 多摩川合流点～南浅川合流点	堤脚保護工設置箇所

② 頻度（手順）

- 局所的な脱石、変形、沈下等が起こりやすいので、巡視や点検によって異常を発見し適切に維持管理するものとする。

③ 時期

- 局所的な脱石、変形、沈下等の発生時

④ 留意点

- 出水時および出水後の点検で、吸い出しになる濁り水あるいは堤体からの排水不良等の異常を発見したときは必要な措置を実施する。

6) 堤脚水路

a) 実施の基本的な考え方

堤脚水路については、排水機能が保全されるよう維持管理するものとする。

b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川 大栗川 浅川	河口～万年橋 多摩川合流点～新大栗橋 多摩川合流点～南浅川合流点	堤脚水路設置箇所

② 頻度（手順）

- 排水に支障が生じないように必要に応じて堤脚水路内の清掃等の維持管理を実施する。
- 水路の壁面が堤体の排水を阻害していないかについても必要に応じて適宜点検する。

③ 時期

- 異常を発見したときはすみやかに補修する。
- 排水に支障が生じないように必要に応じて堤脚水路内の清掃等の維持管理を実施する。
- 

④ 留意点

水路の壁面が堤体の排水を阻害していないかについても必要に応じて適宜点検する。

7) 側帯

a) 実施の基本的な考え方

側帯については、側帯の種別に応じた機能が保全されるよう維持管理するものとする。

b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川 浅川	河口～万年橋 多摩川合流点～南浅川合流点	側帯設置箇所

② 頻度（手順）

- 側帯は以下に示すように、機能に応じて適切に維持管理するものとする。
- 第1種側帯；維持管理上の扱いは堤防と同等であり、「6.2 施設の維持管理対策 2 堤防 (1)土堤 1)堤体」と同様に維持管理することを基本とする。
- 第2種側帯；非常時に土砂を水防に利用できるよう、市区町村による公園占用を許可する等により、不法投棄や雑木雑草の繁茂等を防ぐ等により、良好な盛土として維持する。
- 第3種側帯；環境を維持するよう努める。

③ 時期：

- 異常を発見したときはすみやかに補修する。

④ 留意点

- 側帯に植樹する場合には河川区域内における樹木の伐採・植樹基準によるものとする。



写真 6-7 側帯

(2) 特殊堤

1) 胸壁構造の特殊堤

a) 実施の基本的な考え方

胸壁（パラペット）構造の特殊堤については、特に天端高の維持、基礎部の空洞発生等に留意して維持管理するものとする。

b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川	河口～六郷橋	胸壁（パラペット）構造の特殊堤

② 頻度（手順）

- 土堤の部分の維持管理については、「6.2 施設の維持管理対策 2 堤防（1）土堤」による。
- 護岸の部分の維持管理については、「6.2 施設の維持管理対策 3 護岸」による。

③ 時期

- 堤防点検時
- 異常を発見した場合には適切に補修等を行う

④ 留意点

- 胸壁は、盛土上の構造物であるので沈下が起こりやすく、天端高の維持に注意する必要がある。また、基礎部の空洞発生にも注意する必要がある。
- 堤防の点検に当たっては、特に、天端高が確保されているか、基礎部に空洞は発生していないか、胸壁が傾いていないか、コンクリートの損傷やクラックが発生していないか等について着目する。



写真 6-8 特殊堤

## 2) コンクリート擁壁構造の特殊堤

### a) 実施の基本的な考え方

コンクリート擁壁構造の特殊堤については、特に不同沈下の発生、目地部の開口やずれの発生等に留意して維持管理するものとする。

### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

#### ① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川	左岸 26.6k～27.7k（調布） 左岸 18.0k～18.2k（二子玉川）	コンクリート擁壁構造の特殊堤

#### ② 頻度（手順）

- 堤防の点検に当たっては、不同沈下が発生していないか、目地部の開口やずれが発生していないか、コンクリートの損傷やクラックが発生していないか等について着目する。

#### ③ 時期

- 異常を発見した場合には適切に補修等を行うものとする

#### ④ 留意点

- 堤防の点検に当たっては、不同沈下が発生していないか、目地部の開口やずれが発生していないか、コンクリートの損傷やクラックが発生していないか等について着目する。



写真 6-9 目地部のずれ

### 6.2.3 護岸

#### (1) 基本

##### a) 実施の基本的な考え方

護岸については、堤防や河岸防護等の所要の機能が保全されるよう維持管理するものとする。なお、維持管理に当たっては、水際部が生物の多様な生息環境であること等に鑑み、可能な限り、河川環境の整備と保全に配慮するものとする。

##### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

#### ① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川	河口～万年橋	護岸（高水護岸、低水護岸、堤防護岸）
大栗川	多摩川合流点～新大栗橋	
浅川	多摩川合流点～南浅川合流点	

#### ② 頻度（手順）

- 点検等により異常の早期発見に努める。

<護岸の状態把握について>

- 空洞化等が疑われる場合には、丁寧に目視を行うとともに、必要に応じて護岸表面を軽量ハンマーでたたき打音調査、物理探査等により目に見えない部分の状態の把握に努める。
- 護岸基礎等の水中部の洗掘については、目視での状態把握はできないので、河床変動の傾向や出水時の変動特性等を既往の資料等により把握するよう努める
- 個別の箇所については護岸前面の水中部の洗掘状況を定期あるいは出水後に横断測量する等により状態把握に努める。
- 点検等により、維持すべき護岸の耐侵食機能が低下するおそれがある目地の開き、吸い出しが疑われる沈下等の変状が見られた場合は、さらに点検を実施する

<補修等の対策について>

- 護岸の変状としては、脱石・ブロックの脱落、はらみ出し、陥没、間隙充填材料の流失、目地ぎれ、天端工や基礎工の洗掘に伴う変状、鉄筋やコンクリート破損等がある。これらの変状に対しては、次のような方法で補修等の対策を行う

##### ア 石・ブロックの脱落の補修

局部的に脱石やブロックの脱落が生じた場合は、張り直すか、又は、コンクリートを充填することを基本とする。

##### イ 空洞化、はらみ出し及び陥没の補修

石積（張）やブロック積（張）の構造に変化がなく、背面が空洞化している場合は、裏込め材、土砂等の充填を行い必要に応じて積（張）替えを行うことを基本とする。充填した箇所を保護するために、必要に応じて天端保護工等を施工する。はらみ出しや陥没が生じている場合は、原因を分析した上で構造を検討し、必要に応じて対策を実施する。

##### ウ 目地ぎれの補修

局部的に目地に隙間が生じたため合端が接していないものは、すみやかにモルタル等で充填することを基本とする。なお、鉄筋やエポキシ系樹脂剤等で補強することもある。

#### エ 天端工の補修

法覆工の天端付近に生じた洗掘を放置すると、法覆工が上部から破損されるおそれがあるので、埋め戻しを行い十分突固める等の対応を行うとともに、必要に応じて天端保護工を施工する。

#### オ 基礎工の補修と洗掘対策

基礎が洗掘等により露出した場合は、根固工又は根継工を実施し、上部の護岸への影響を抑止することを基本とする。

#### カ 鉄筋やコンクリート破損

連結コンクリートブロック張工等で、鉄筋の破断やコンクリートの破損あるいはブロックの脱落等を生じた場合には、状況に応じて鉄筋の連結、モルタル等の充填、あるいはブロックの補充等を行うことを基本とする。

#### <自然環境への配慮について>

- 施工後の出水等による河道の変化や植生の変化等に伴う河川環境の状況を調べ、維持管理あるいは改善のための整備を行いながら川づくりを進めていく必要がある。
- ③ 時期
- 治水上の支障となる異常である場合には、適切な工法によって早期に補修しなければならない。

#### ④ 留意点

- 護岸の工種は種々あるので、工種毎の特性や被災メカニズム、各河川での被災事例等を踏まえつつ、適切に維持管理を行うことを基本とする。
- 補修等が必要とされる場合には、各河川における多自然川づくりの目標等を踏まえ、十分に河川環境を考慮した護岸の工種や構造となるように努める。
- 目地の草木は護岸の損傷を引き起こす恐れがあることに留意する。

#### <補修等の対策について>

- 水際部が生物の多様な生息環境であること等に鑑み、補修等に際しては、可能な限り河川環境の保全・整備に配慮し、工夫や改良を行うことを検討する。

#### <自然環境への配慮について>

- 護岸は、河川が本来有している生物の良好な生息・生育・繁殖環境と多様な河川景観の保全・創出に重要な水際部に設置されることが多いので、護岸の維持管理に当たっては、多自然川づくりを基本として自然環境に十分に配慮する必要がある
- 多自然川づくりが進む中で、多く用いられるようになってきた柳枝工、柵工、覆土工の維持管理に当たっては、それぞれの工法の特性に留意する。

#### <河川利用との関係について>

- 護岸は、水際や高低差のある河川利用に伴い危険が内在しやすい場に設けられるものであり、特に留意が必要である。

## (2) 矢板護岸

### a) 実施の基本的な考え方

矢板護岸には自立式構造とアンカー等によって安定を保つ構造としたものがあるが、どちらの構造でも矢板の倒壊は堤防又は河岸の崩壊に直結するので、洪水時、低水時及び地震時において安全性が確保されるよう維持管理するものとする。

### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

#### ① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川	河口～ 多摩川大橋、その他設置箇所	矢板護岸設置箇所

#### ② 頻度（手順）

- 鋼矢板の場合は腐食が、コンクリート矢板の場合はコンクリートの劣化が、矢板護岸の安全性に大きく影響する要素であるので、その状態把握に努める。

#### ③ 時期：－

#### ④ 留意点

- 特に鋼矢板の水際附近あるいは感潮域にある鋼矢板にあっては、腐食の状況に注意が必要である。
- 点検等により、護岸本体の異常の有無、継手部の開口、背後地の地盤変化等の状況を把握するよう努める。
- 矢板の変位や河床の洗掘は安全性に係わる大きな要因となるので、必要に応じて変位や洗掘の状況等を測定、調査する。

## 6.2.4 根固工

### a) 実施の基本的な考え方

根固工については、治水機能が保全されるよう維持管理するものとする。なお、補修等の際には、水際部が生物の多様な生息環境であることに十分配慮するものとする。

### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

#### ① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川	河口～万年橋	根固工設置箇所
大栗川	多摩川合流点～新大栗橋	
浅川	多摩川合流点～南浅川合流点	

#### ② 頻度（手順）

- 河床変動の状況を把握するように努める。

#### ③ 時期：－

#### ④ 留意点

- 補修等に当たって生物の生息・生育・繁殖環境や河川景観の保全に配慮し、各河川における多自然川づくりの目標を踏まえて対応するように努める。
- 出水期前点検時等に、根固工の水中部の状態並びに河床変動の状況を把握するよう努める。



写真 6-10 根固め工

## 6.2.5 水制工

### a) 実施の基本的な考え方

水制工については、施工後の河状の変化を踏まえつつ、治水機能が保全されるよう維持管理するものとする。なお、補修等に際して、河川環境の保全・整備に十分配慮するものとする。

### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

#### ① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川	河口～万年橋	水制工設置箇所

#### ② 頻度（手順）

- 水制工の工法には種々のものがあり、その維持については、各施設の状況を見ながら適切な補修等を行う必要がある。

#### ③ 時期

- 水制工が破損した場合には補修等の対応を行う。
- （水制と護岸等間の水流阻止のための）間詰めが破損、流失した場合には捨石等で補修し、整形する。

#### ④ 留意点

- 施工後の河道の状態把握に努める。
- 必要に応じてその設置効果について検討を行い配置等の再検討についても考慮する。
- 補修等に当たっても、水制の設置目的や各河川における多自然川づくりの目標を踏まえて、水制の構造、諸元等を可能な限り河川環境に適したものとしていくよう努める。
- 透過水制は流水を透過させるのでゴミや流木等がひっかかりやすく、流水に対する抵抗が増して安定性に影響するので留意する。
- 不透水水制は、水はねの効果は大きいですが、流水に強く抵抗するので周辺の洗掘も大きく、特に水制頭部は、深掘れを生じやすいので注意する必要がある。

## 6.2.6 樋管・水門

### (1) 本体

#### a) 実施の基本的な考え方

樋管・水門については、堤防としての機能、逆流防止機能、取水・排水及び洪水の流下の機能等が保全されるよう、維持管理するものとする。

樋管は、取水又は排水のため、河川堤防を横断して設けられる函渠構造物である。出水時にはゲートを全閉することにより、洪水の逆流を防止し、堤防としての機能を有する重要な河川管理施設であることから、連続する堤防と同等の機能を確保するよう常に良好な状態を保持するものとする。

また、水門は、本川の堤防を分断して設けられる工作物で、堤防としての機能、本川からの逆流を防止（又は高潮の遡上を防止）する機能、それが横断する河川の流量を安全に流下させる機能等を有しており、これらの機能を確保するよう常に良好な状態を保持しなければならない。

#### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

##### ① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川	羽田第一水門（左岸 1.8k）	水門
	羽田第二水門（左岸 2.5k）	水門
	六郷水門（左岸 4.0k）	水門
	調布排水樋管（左岸 13.2k）	樋管
	玉川排水樋管（左岸 15.6k）	樋管
	新玉川排水樋管（左岸 17.6k）	樋管
	三沢川水門（右岸 25.8k）	水門
	二ヶ領用水宿河原樋管（右岸 22.4k）	樋管
	草花第二排水樋管（右岸 53.5k）	樋管
草花排水樋管（右岸 54.0k）	樋管	
大栗川	小河原排水樋管（左岸 1.0k）	樋管
浅川	滝合排水樋管（左岸 5.4k）	樋管
	西長沼排水樋管（右岸 5.4k）	樋管
	大和田排水樋管（左岸 10.2k+70）	樋管

##### ② 頻度（手順）

- 樋管・水門の点検は、「5.5.4 点検 機械設備を伴う河川管理施設の点検」による。
- 高さの高い堤防における杭基礎を有する施設や軟弱地盤上の施設においては問題となる現象が発生しやすいので、施設の規模等を勘案して10年に1回程度の頻度で函渠のクラック調査を行う。
- 過去の空洞やクラックの発生履歴、地盤の状況等に応じた適切な頻度で空洞化調査を行うことを基本とする
- 補修・補強等の対策に当たっては、以上の点検調査結果を十分に検討し、専門家等の助言を得ながら適切な手法を検討の上で実施することを基本とする。

### ③ 時期

- ゲート周辺に土砂やゴミ等が堆積している等により、ゲートの不完全閉塞の原因となる場合には、撤去等の対策を行うものとする
- 護床工の下流側に洗掘等を生じた場合は、護床工の長さを延長する等の適切な措置を講じるものとする。
- 護岸及び高水敷保護工は、接続部の侵食対策として設けられるものであり、沈下や空洞化、あるいは損傷が発見された場合は、それらが拡大して堤防の決壊等の重大災害を引き起こさないよう必要に応じて補修等を実施する。

### ④ 留意点

- 樋管・水門周りの堤防の点検については特に地盤の沈下（圧密沈下、即時沈下）に伴う本体底版下の空洞化、堤体の抜け上がり、陥没、堤体のクラックの発生、堤体や地盤の沈下に伴う本体継手部の開き、止水板の断裂、翼壁との接合部開口、本体、胸壁、翼壁等クラックの発生、本体周辺での漏水や水みちの形成、これに伴う本体周辺の空洞化地盤の沈下に留意する必要がある
- 点検では特に継手部の変位量が許容値内にあるかを把握するよう努める。

## (2) ゲート設備

### a) 実施の基本的な考え方

ゲート設備の機能を保全するため、関連する諸法令に準拠するとともに、必要に応じて適切な方法で機能及び動作の確認を行い、効果的・効率的に維持管理を行うものとする。

### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

#### ① 場所

- 本体に同じ施設のゲート設備

#### ② 頻度（手順）

- ゲート設備の点検・整備等は、河川用ゲートの点検・整備等に関するマニュアル等に基づき、計画的に実施することを基本とする。

#### <点検について>

- 点検は、ゲート設備の信頼性確保、機能維持を目的として、定期点検、運転時点検、臨時点検について実施することを基本とする。
- 取水・制水・放流設備及びそれらの関連設備等の状況把握のため、適切な頻度で巡視（見回り点検）を行うことを基本とする。
- 状態把握、並びに長期的保守管理計画の資料を得るため、当該設備の目的・機能・設備環境に対応した総合点検を必要に応じて実施する。

#### <整備・更新について>

- 整備・更新等の対策は、設備の機能を維持もしくは復旧し、信頼性を確保することを目的として、計画的かつ確実に実施することを基本とする。

③ 時期

- 定期点検（年点検、月点検）、運転時点検、臨時点検

④ 留意点

<点検について>

- 点検において不具合を発見した場合に適切な対応ができるよう、整備・更新等の体制を確保することを基本とする。
- 点検結果の評価に基づいて具体の対策を検討し、適切に維持管理計画等へ反映させるよう努める。

<整備・更新について>

- 対策の実施に当たっては、点検作業との調整を行うとともに、同時に実施する機器の範囲を設定するなど効率化に努める。
- ゲート設備の維持管理を適確に実施していくために、運転、故障、点検、補修、補強、更新等の内容を記録、整理することを基本とする。
- 整備・更新に当たっては、ゲート設備の機能・目的、設置環境、稼動条件、当該施設や機器等の特性等を考慮し、計画的に補修等の対策を実施していく必要がある。そのためには、予防保全と事後保全を適確に使い分け、対応することに努める。

(3) 電気通信施設、付属施設

a) 実施の基本的な考え方

電気通信施設を構成する機器ごとの特性に応じて、適切に点検を行い、機能を保全するものとする。

b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川 大栗川 浅川	(1) 本体に同じ	電気通信設備

② 頻度（手順）

- 「5.5.4 機械設備を伴う河川管理施設の点検」により適切な点検を行うものとする。
- 点検方法等は、点検、診断等に関する基準等による。

③ 時期：－

④ 留意点

- 電気通信施設については致命的な障害を発生する可能性があるため、点検や診断結果等により部品交換等を計画的に実施することを基本とする。

## 6.2.7 床止め・堰

### (1) 本体及び水叩き

#### a) 実施の基本的な考え方

本体及び水叩きは、護床工の変状等についても注意しつつ、点検により下部の空洞発生状況及び洗掘状況の把握を行うことを基本とし、適切に維持管理するものとする。コンクリート構造部分のひびわれ、劣化等については、必要に応じて、計測によりその進行状況を把握する。

#### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

##### ① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川	ニヶ領宿河原堰（22.4k） 四谷本宿床止（38.2k）	本体及び水叩き
浅川	百草床固（0.4k） 向島床固（1.8k） 平山床固（5.6k） 長沼床固（6.8k） 西平山床固（8.2k） 元横山床固（11.3k）	

##### ② 頻度（手順）

- 出水期前点検時に、護床工の変状等についても留意しつつ、下部の空洞発生状況及び洗掘状況の把握を行うとともに、点検時には目視により状態把握を行う

##### ③ 時期：－

##### ④ 留意点

- 本体のコンクリート構造部分のひびわれや劣化にも注意する必要がある、出水期前の点検等により状態を把握することを基本とする。
- ひびわれ、劣化等が新たに発生していないかどうかに着目するとともに、既に発見されている箇所については、必要に応じて計測によりその進行状況を把握する。
- 水叩きや扉体は、流水や転石の衝撃により表面の侵食や摩耗が生じる箇所であり、鉄筋が露出することや扉体が磨耗することもあるので、点検によって侵食、摩耗の程度を把握する。

(2) 護床工

a) 実施の基本的な考え方

護床工の沈下、あるいは上下流における河床低下や洗掘の発生は、その被害が本体に及ぶ場合もあるので、特に注意して維持管理するものとする。

b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

① 場所

● 護床工

② 頻度（手順）：－

③ 時期：出水前後

④ 留意点

- コンクリートブロックや捨石を用いた護床工では、洪水時に河床材の吸出しによって沈下、あるいはブロックや捨石の流失を生じる場合があること。
- 床止めや堰の下流部の河床低下や洗掘は、洪水時の上下流の水位差を大きくして、災害を助長する要因ともなることから、必要に応じ、平均年最大出水後に横断測量を行い状況を把握する。
- 上流側の河床低下や洗掘によっても、上流側護床工あるいは本体の被災の要因となることから、必要に応じ、平均年最大出水後に横断測量を行い状況を把握する。
- 粗朶沈床、木工沈床等は、木材の腐食が問題となるので、腐食の状況と護床機能の状況が重要であること。
- 補修等に際しては、必要に応じて、護床工の延長、あるいはブロックや捨石の重量の増大等の措置も検討する。

(3) 護岸、取付擁壁及び高水敷保護工

a) 実施の基本的な考え方

護岸、取付擁壁及び高水敷保護工については、「6.2.2 堤防(2)特殊堤」、「6.2.3 護岸」に準じて適切に維持管理するものとする。取付擁壁部は、跳水が発生するなど流水の乱れが激しい区間にあるので、特に注意して維持管理しなければならない。

b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

① 場所

- 取付擁壁部に変状が見られた場合には、必要に応じて補修、補強等の対策を実施する。

② 頻度（手順）：－

③ 時期

- 取付擁壁部に変状が見られた場合には、必要に応じて補修、補強等の対策を実施する。
- 床止めや堰の下流部において河床低下や洗掘が発生している場合は、河床の状況に留意して維持管理する必要がある。
- 出水前後

④ 留意点

- 沈下や、空洞化、損傷等が発生した場合は、それが拡大して堤防の決壊等の重大災害を引き起こすおそれがある。
- 特に取付擁壁部は、跳水が発生するなど流水の乱れが激しい区間にあるので注意する。

(4) 魚道

a) 実施の基本的な考え方

魚類等の遡上・降下環境を確保するために、土砂の除去や補修等、魚道の適切な維持管理を行うものとする。

b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川	二ヶ領宿河原堰左右岸（22.4k）	魚道設置箇所
	上河原堰左右岸（25.8k）	
	京王線多摩川橋梁左右岸（35.1k）	
	四谷本宿床止（38.2k）	
	JR中央線多摩川橋梁（41.4k）	
	八高線多摩川橋梁（44.8k）	
	羽村堰第3床固（53.4k）	
羽村堰第2床固（53.6k）		
浅川	平山床固（5.3k）	魚道設置箇所
	長沼床固（6.9k）	
	元横山床固（11.3k）	

② 頻度（手順）

- 点検時に魚道本体に加え周辺の状況も調査して、適切に維持管理する。

③ 時期

- 出水等により土砂等が堆積し、魚類等の遡上・降下の支障となった場合

④ 留意点

- 単に現況の機能を確保するだけでなく、現況の遡上状況等を踏まえて補修等にあわせて機能の改善を図ることに努める。
- 魚道が設置されていないこと等により、当該施設が魚類等の遡上・降下の支障となっている場合は、補修等に際して、魚道の設置等の対応を可能な限り実施し、魚類等の遡上・降下環境の確保に配慮するよう努める。
- 水系の一体的な魚道管理のため、施設管理者（国及び沿川自治体等）で連携する魚道管理連絡会において作成した多摩川魚道管理ガイドライン（案）に基づき適切な管理に努める。

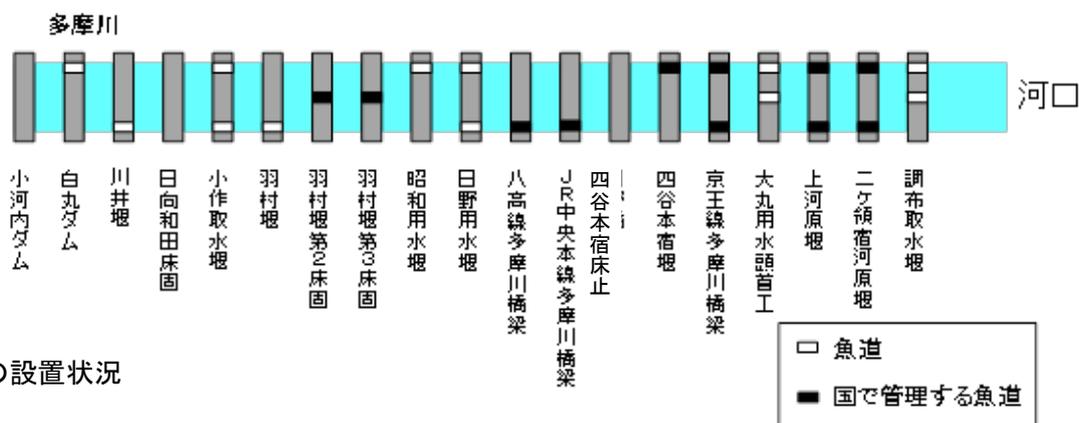


図 6-2 魚道の設置状況

(5) (5) ゲート設備

a) 実施の基本的な考え方

ゲート設備の機能を保全するため、関連する諸法令に準拠するとともに、必要に応じて適切な方法で機能及び動作の確認を行い、効果的・効率的に維持管理を行うものとする。

b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川	二ヶ領宿河原堰	ゲート設備

② 頻度（手順）

- ゲート設備の点検・整備等は、河川用ゲートの点検・整備等に関するマニュアル等に基づき、計画的に実施することを基本とする。

<点検について>

- 点検は、ゲート設備の信頼性確保、機能維持を目的として、定期点検、運転時点検、臨時点検について実施することを基本とする。
- 取水・制水・放流設備及びそれらの関連設備等の状況把握のため、適切な頻度で巡視（見回り点検）を行うことを基本とする。
- 状態把握、並びに長期的保守管理計画の資料を得るため、当該設備の目的・機能・設備環境に対応した総合点検を必要に応じて実施する。

<整備・更新について>

- 整備・更新等の対策は、設備の機能を維持もしくは復旧し、信頼性を確保することを目的として、計画的かつ確実に実施することを基本とする。

③ 時期

- 定期点検（年点検、月点検）、運転時点検、臨時点検

④ 留意点

<点検について>

- 点検において不具合を発見した場合に適切な対応ができるよう、整備・更新等の体制を確保することを基本とする。
- 点検結果の評価に基づいて具体の対策を検討し、適切に維持管理計画等へ反映させるよう努める。

(6) 電気通信 施設

a) 実施の基本的な考え方

電気通信施設を構成する機器ごとの特性に応じて、適切に点検を行い、機能を保全するものとする。

b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川	二ヶ領宿河原堰	電気通信施設

② 頻度（手順）

- 「5.5.4 点検 機械設備を伴う河川管理施設の点検」と同じ。

③ 時期：－

④ 留意点

- 電気通信施設については致命的な障害を発生する可能性があるため、点検や診断結果等により部品交換等を計画的に実施することを基本とする。

(7) 付属施設

a) 実施の基本的な考え方

付属施設の機能が保全されるよう維持管理するものとする。

b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川	二ヶ領宿河原堰	付属設備（管理所、操作室、警報設備、水位観測設備、照明設備、管理用橋梁、管理用階段等）

② 頻度（手順）

- 各施設が機能するよう良好な状態に保つため、点検方法等は、関連する基準等により点検を行う。

③ 時期：－

④ 留意点

- 操作室は河川景観上の重要な要素でもあるので、補修等に際しては可能な限り周辺の景観との調和に配慮する。

## 6.2.8 陸閘

### a) 実施の基本的な考え方

陸閘については、確実にゲート操作が行えるよう維持管理するものとする。

### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

#### ① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川	玉川東陸閘（左岸 17.6k） 玉川西陸閘（左岸 17.6k） 久地陸閘（左岸 18.6k） 調布第一陸閘（左岸 26.9k） 調布第四陸閘（左岸 27.4k）	陸閘

#### ② 頻度（手順）

- 確実にゲート操作が行え、堤防としての機能を果たせるよう常に良好な状態を保持すること。

#### ③ 時期：－

#### ④ 留意点

- 陸閘のゲートは、洪水や高潮の堤内への流入防止を実現する重要な施設であり、確実に開閉し、かつ、必要な水密性及び耐久性を有すること。
- 角落し構造の場合には、必要が生じた場合には直ちに使用可能な状態としておくこと。
- 出水時等には適切な対応が行われるよう自治体に指導する。

## 6.2.9 防災対策施設の管理

### a) 実施の基本的な考え方

防災対策施設については、震災時・洪水時に復旧活動等が行えるよう関係自治体と連携し、適切に維持管理するものとする。

### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

#### ① 場所

施設種類	施設名称（区間）	備考（関係自治体等）
緊急用河川敷道路	河川敷道路	災害時に円滑に施設を活用するために管理が必要な箇所
緊急用船着場	幸町緊急船着場（右岸 6.4k） 多摩川二丁目緊急船着場（左岸 8.4k）	
地域防災活動拠点・河川防災ステーション・水防拠点	大師河原河川防災ステーション 水防拠点：右岸 34.1k 左岸 50.4k	

#### ② 頻度（手順）

- 出水等による損傷により防災対策の利用に支障となった場合には直ちに対策を行う。
- 船着場については、機器管理上想定される船舶の航行が支障となる場合には、必要となる範囲について適切な対応を行う。

#### ③ 時期

- 流水の疎通や水質環境等に支障を生じている箇所

#### ④ 留意点

- 地域防災活動拠点においては、水防訓練等の実施を行うなど平常時から施設の運用を見据えた活動に努める。
- 定期縦横断測量の実施にあたっては、緊急用船着場周辺の河床の状態把握に努める。
- 防災対策施設のうち、関係自治体が策定する地域防災計画への位置づけがなされていない施設については、調整に努める。
- 河口部に位置する施設では、港湾管理者等との情報交換や連携に努める。

## 6.2.10 災害対策用機械・関係車両等

### a) 実施の基本的な考え方

災害時の未然防止と災害発生時の被害の拡大防止を目的に対策機器の特性に応じて、点検を行い、機能を保全するものとする。

### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

#### ① 場所

機器名	施設数	機能
排水ポンプ車	2台	氾濫水等の排水
排水ポンプパッケージ	1台	氾濫水等の排水（可搬式）
照明車	1台	災害対策作業時等の照明支援
投光器（発電機付）	8基	災害対策作業時等の照明支援

#### ② 頻度（手順）

- 災害発生を想定し、常時出動できるよう機器の点検（年点検、月点検等）を実施する。

#### ③ 時期

- —

#### ④ 留意点

- 車両については、取扱説明書及び関係法令に定められた点検を実施する。

## 6.2.11 情報収集・提供システム

### a) 実施の基本的な考え方

河川管理に必要な情報の収集と提供を迅速に行うため、機器の特性に応じて、点検を行い、機能を保全するものとする。

### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

#### ① 場所

施設名	施設数	機能
CCTV カメラ	147 基	河川の状態監視
河川情報板	3 基	災害・流域情報の提供
気象情報提供板	8 基	気象情報の提供
光ケーブル	127km	拠点間通信、情報収集回線

#### ② 頻度（手順）

- 施設の設置環境に応じて、機器の状態確認を行う巡回点検、機器単体の性能・機能確認を行う個別点検、施設の総合的な性能・機能確認を行う総合点検を実施する。

#### ③ 時期

- 総合点検：個別点検に併せて年 1 回実施
- 個別点検：出水期前を基本とし年 1 回実施
- 巡回点検：現地に設置されている CCTV カメラを基本とし、個別点検とは別に年 1 回実施

#### ④ 留意点

- 光ケーブル回線については、多重無線回線網と連携した複合的なループ化整備を図り、災害や事故発生時においても必要情報の収集を可能とするよう検討する。
- CCTV カメラについては、機能維持のため、有効性評価及び劣化診断に基づき機能評価を行い、計画的な更新検討を行う。
- CCTV カメラ映像は、ホームページによる提供、地域テレビ会社への映像提供を行っているため、適切な運用に努める。

## 6.2.12 河川管理施設の操作

### a) 実施の基本的な考え方

河川管理施設の操作に当たっては、降水量、水位、流量等を確実に把握し、操作規則又は操作要領に定められた方法に基づき、適切に行わなければならない。

### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

#### ① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川	羽田第一水門（左岸 1.8k） 羽田第二水門（左岸 2.5k） 六郷水門（左岸 4.0k） 調布排水樋管（左岸 13.2k） 玉川排水樋管（左岸 15.6k） 新玉川排水樋管（左岸 17.6k） 三沢川水門（右岸 25.8k） 二ヶ領宿河原堰（左右岸 22.4k） 二ヶ領用水宿河原樋管（右岸 22.4k） 草花第二排水樋管（右岸 53.5k） 草花排水樋管（右岸 54.0k）	大田区操作委託 大田区操作委託 世田谷区操作委託 世田谷区操作委託  川崎市操作委託 羽村市操作委託 羽村市操作委託
大栗川	小河原排水樋管（左岸 1.0k）	多摩市操作委託
浅川	滝合排水樋管（左岸 5.4k） 西長沼排水樋管（右岸 5.4k） 大和田排水樋管（左岸 10.2k+70）	日野市操作委託 八王子市操作委託 八王子市操作委託

#### ② 頻度（手順）

- 河川法令に該当する施設については、操作要領等に基づいて操作を行う。
- 河川管理施設の操作に当たっては、水位制御や流量制御の基本数値である降水量、水位、流量等を確実に把握することを基本とする。

#### <樋管等の操作の委託・委嘱について>

- 樋管等の河川管理施設の操作を河川法令に基づき地方公共団体に委託する場合は、操作委託契約を締結する。

#### ③ 時期：－

#### ④ 留意点

- 水位観測施設や雨量観測施設が洪水時等に故障しないように、また正確なデータが得られるように、日常から維持管理に努める。
- 突発的事故等により手動操作や機側操作が必要となる場合があるので、そのために必要な体制の確保を図り、操作員の技術の維持に努める。

### 6.2.13 許可工作物

#### a) 実施の基本的な考え方

許可工作物については、設置者により河川管理施設に準じた適切な維持管理がなされるよう、許可に当たっては必要な許可条件を付与するとともに、設置後の状況によっては必要に応じて指導等を実施する。

#### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

##### ① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川 大栗川 浅川	巻末に示す許可工作物	河川法の許可を受けて設置される工作物

##### ② 頻度（手順）

- 許可工作物と堤防等の河川管理施設の接合部は弱点部となりやすいので、そのような箇所については各々の施設の点検の中で河川管理者が必要な点検を行うことを基本とする。

##### ③ 時期：－

##### ④ 留意点：－

- 設置後の状況によっては必要に応じて指導・監督等を実施する。
- 許可工作物の点検は、設置者により実施されることが基本であるが、河川巡視等により許可工作物についても概括的な状態把握にも努める。
- 許可工作物にあっても、河川管理施設と同様に設置後長期間を経過した施設が増加してきており、施設の老朽化の状況等に留意する。



写真 6-12 指導・監督等の状況

## 6.3 河川区域内等の維持管理対策

### 6.3.1 一般

#### a) 実施の基本的な考え方

河川には、河川の流水の利用、河川区域内の土地の利用、土石等の採取、舟運等種々の利用等があり、これらの多様な河川利用者間の調整を図り、河川環境に配慮しつつ、河川の土地及び空間が公共用物として適正に利用されるように維持管理するものとする。また、河川保全区域、河川予定地及び高規格堤防特別区域においても、指定の目的に応じて、その土地や空間を適切に維持管理するものとする。

また、河川環境の保全や河川利用については、市区町村との一層の連携を図るとともに、地域住民、NPO、市民団体等との協働により清掃や除草を実施する等、地域の特性を反映した維持管理を促進する。

#### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

##### ア 河川区域の維持管理

##### ① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川	河口～万年橋	河川区域
大栗川	多摩川合流点～新大栗橋	
浅川	多摩川合流点～南浅川合流点	

##### ② 頻度（手順）

＜河川区域境界及び用地境界について＞

- 河川区域の土地の維持管理を適正に行う前提として、官民の用地境界等を明確にしておく必要があり、官民境界杭等を設置するものとする。

＜河川敷地の占用について＞

- 河川敷地の占用許可に当たっては、河川敷地の適正利用が図られるよう河川敷地占用許可準則等に照らし合わせて、審査するものとする。
- 河川区域内の工作物の設置許可に当たっては、河川管理の支障とならないよう工作物設置許可基準等に基づいて適切に審査するものとする。

##### ③ 時期：－

##### ④ 留意点

＜河川区域境界及び用地境界について＞

- 官民境界杭等については、破損や亡失した場合に容易に復旧できるよう、その位置を座標により管理することに努める。
- 必要に応じて河川管理者名等を明記した標識等を設置し、官民の用地境界等の周知に努める。

＜河川敷地の占用について＞

- 地域に密着している河川敷地の利用等に関しては、できるだけ地元市区町村等の主体性が尊重されるよう、市区町村等が参画できる範囲を拡大するための措置としての包括占用許可の活用についても検討する。
- 都市再生、地域再生等に資する占用許可についても、地域の合意を図りつつ適切に対処するものとする。

- 河川敷地において公園、運動場等の施設を占用許可した場合には、河川管理者は維持管理等の行為が当該計画及び許可条件どおりに適切に行われるように占用者を指導監督するものとする。

#### イ 高規格堤防特別区域の維持管理

##### ① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川	左岸 1.6k～40.0k（日野橋） 右岸 0k～40.0k（日野橋） のうち、高規格堤防整備区間	高規格堤防特別区域

##### ② 頻度（手順）

- 高規格堤防特別区域においては、高規格堤防の治水上の機能の保持に支障が及ばないよう、河川巡視等を通じて適切に維持管理するものとする。

##### ③ 時期：－

##### ④ 留意点：－

#### ウ 河川保全区域及び河川予定地の維持管理

##### ① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川 大栗川 浅川	河口～万年橋 多摩川合流点～新大栗橋 多摩川合流点～南浅川合流点	河川保全区域及び河川予定地

##### ② 頻度（手順）

- 河川保全区域は、河岸又は河川管理施設の保全に支障を及ぼさないように、巡視等により状況を把握するものとする。
- 河川予定地については、河川保全区域に準じて維持管理を行うとともに、河川管理者が権原を取得した河川予定地については、河川区域に準じて維持管理を行うものとする。

##### ③ 時期：－

##### ④ 留意点：－

## エ 河川の台帳の調製

### ① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川 大栗川 浅川	多摩川水系	国管理区間、都県管理区間

### ② 頻度（手順）

- 河川管理者は、河川の台帳（河川現況台帳）を調製し、保管する。

### ③ 時期：－

### ④ 留意点

- 台帳の調製は、法令で定める様式に関して漏れの無いよう、適切な時期に実施するものとする。

### 6.3.2 不法行為への対策

#### (1) 基本

##### a) 実施の基本的な考え方

不法行為を発見した場合は、速やかに口頭で除却、原状回復等の指導を行い、行為者が不明な場合には警告看板を設置する等、必要な初動対応を行い、法令等に基づき適切かつ迅速に不法行為の是正のための措置を講じるものとする。

##### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

不法行為とは次の行為を言う。

- ①流水の占用関係：不法取水、許可期間外の取水
- ②土地の占用関係：不法占用、占用範囲の逸脱、許可条件違反、不法係留
- ③産出物の採取に関する状況：盗掘、不法伐採、採取位置や仮置き違反、汚濁水の排出
- ④工作物の設置状況：不法工作物の設置、工作物の許可条件等からの違反
- ⑤土地の形状変更状況：不法掘削・堆積、形状変更の許可条件等からの違反
- ⑥竹木の流送やいかだの通航状況：不法係留、竹木の不法な流送、舟又はいかだの不法な通航
- ⑦河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の状況：河川の損傷、ごみ等の投棄、指定区域内の車両乗り入れ、汚水の排出違反
- ⑧河川保全区域、河川予定地及び高規格堤防特別区域における行為の状況：不法工作物の設置、不法な形状変更

#### ① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川	河口～万年橋	不法行為箇所
大栗川	多摩川合流点～新大栗橋	
浅川	多摩川合流点～南浅川合流点	

#### ② 頻度（手順）

- 不法行為については、河川巡視の一般巡視の中で状況把握することが重要である。
- 不法行為による治水への影響、河川利用者への影響、水防活動への影響等により重点的な巡視が必要な場合には、目的別巡視等により対応することが重要である。
- 不法行為の内容によっては、市区町村、警察等の関係機関とも連携した河川巡視等を実施するものとする。
- 悪質な不法行為に関しては、必要に応じて刑事告発を行う。

#### ③ 時期

- 不法行為を発見した場合には、迅速かつ適正な指導監督による対応を行うものとする。

#### ④ 留意点

- 不法行為の内容によっては、市区町村、警察等の関係機関とも連携した河川巡視等を検討するものとする。
- 多摩川は砂利採取規制計画において全川禁止区域となっている。



(3) 不法占用（不法係留船を除く。）

a) 実施の基本的な考え方

不法占用（不法係留船を除く）を発見した場合には、行為者の特定に努め、速やかに口頭で除却、原状回復等の指導監督等を行うものとする。

b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川	河口～万年橋	不法占用（不法係留船を除く）
大栗川	多摩川合流点～新大栗橋	
浅川	多摩川合流点～南浅川合流点	

② 頻度（手順）

- 不法占用（不法係留を除く）に関しては、個々の状況に照らして迅速かつ適正に是正のための措置を講じるものとする。

③ 時期

- 不法占用（不法係留船を除く。）を発見した場合には、行為者の特定に努め、速やかに口頭で除却、原状回復等の指導監督等を行うものとする。

④ 留意点

- ホームレスによる不法占用については、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法等を踏まえ、地元自治体の福祉部局等と連携して是正のための措置を講じるものとする。
- 行為者が特定できない場合には、警告看板を設置したり、河川巡視を強化したりするといった対応を行い、行為者の特定はもとより、再発防止に向けた取り組みを行う。

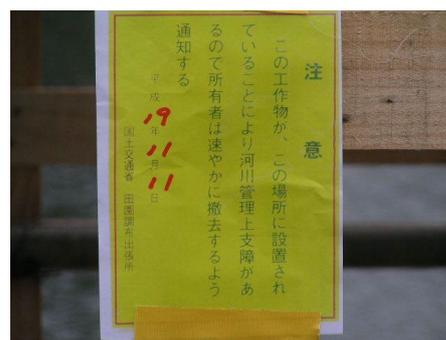


写真 6-13 不法工作物への対応

(4) 不法係留船への対策

a) a) 実施の基本的な考え方

河川区域内に不法係留船がある場合には、是正のための対策を適切に実施するものとする。

b) b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川 大栗川 浅川	河口～万年橋 多摩川合流点～新大栗橋 多摩川合流点～南浅川合流点	不法係留船（河川区域内）

② 頻度（手順）

- 不法係留船の数が多し等の理由により計画的な不法係留船対策を講じる必要がある河川については、不法係留船対策に関する通知に則り不法係留船対策に係る計画を地域の実態に応じて水系又は主要な河川ごと等に策定し、不法係留船の計画的な撤去を行うものとする。
- その他の河川においても、河川管理上の必要性に応じ、不法係留船の強制的な撤去措置を適正に実施するものとする。
- 不法係留船の強制的な撤去に関する手続きは、不法行為の一般的な処理フローを基本とする。
- 所有者不明船舶は、河川管理上の必要性に応じ、簡易代執行により撤去を実施していく。

③ 時期：－

④ 留意点

- 恒久的な係留・保管施設の設置は、工作物設置許可基準等に基づいて検討するものであり、死水域や洪水時における流量配分のない河川、遊水地等の洪水の流下しない河川の区域への設置に努める。
- 暫定係留施設は、洪水時、高潮時等における治水上の支障のおそれが少なく、かつ、河川環境の保全上も比較的問題のない場所のうち、係留施設の適切な構造及び係留船舶の適切な管理方法と相まって、治水上及び河川環境上支障のない場所において設置することができる。
- 具体の係留・保管施設の設置の可否等の判断は、船舶係留施設等の一般的な設置フローによることを基本とする。

### 6.3.3 河川の適正な利用

#### (1) 状態把握

##### a) 実施の基本的な考え方

河川利用は常時行われるものであり、日常の河川の利用状況の把握は河川巡視により行う。

##### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

###### ① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川	河口～万年橋	河川区域
大栗川	多摩川合流点～新大栗橋	
浅川	多摩川合流点～南浅川合流点	

###### ② 頻度（手順）

河川巡視では、以下のような状況を把握するものとする。

- 危険行為等：危険な利用形態、不審物・不審者の有無、他の河川利用等へ悪影響を及ぼす迷惑行為（ラジコン、ゴルフ、バーベキュー等）
- 河川区域内における駐車や係留等の状況：河川区域内の駐車、係留・水面利用等の状況
- 河川区域内の利用状況：イベント等の開催状況、施設の利用状況、河川環境に悪影響を及ぼす利用形態

###### ③ 時期：

- 河川巡視時

###### ④ 留意点

- 河川空間の利用に関する情報収集として、河川利用者数、利用形態等に関して特に把握が必要な場合には、重点的な目的別巡視や別途調査を実施することを検討する。

## (2) 河川の安全な利用

### a) 実施の基本的な考え方

河川利用の安全のために必要な場合には、適切な措置を講じるよう努めるものとする。

### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

#### ① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川	河口～万年橋	河川利用施設
大栗川	多摩川合流点～新大栗橋	
浅川	多摩川合流点～南浅川合流点	

#### ② 頻度（手順）

- 利用者の自己責任による安全確保とあわせて、河川利用の安全に資するため、安全利用点検に関する実施要領に基づいて必要に応じて関係施設の点検を実施する。

#### ③ 時期：

- 河川利用に対する危険又は支障を認めた場合には、河川や地域の特性等も考慮して陥没等の修復、安全柵の設置、危険性の表示、情報提供、河川利用に伴う危険行為禁止等の教育・啓発の充実等の必要な対応を検討することを基本とする。

#### ④ 留意点

- 河川管理者は、関係行政機関や河川利用者等とともに、川に内在する様々な危険や急な増水等による水難事故の可能性を認識した上で、必要な対応に努める。

## (3) 水面利用

### 1) 実施の基本的な考え方

水面利用が特に盛んであり動力船の航行もある河口から調布取水堰（13.2km）までの区間について、河川敷における機能空間区分を考慮し、水面と水際に分けて具体的な利用又は保全の内容を示す空間を設定し、秩序ある利用を図る。

### 2) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

#### ① 場所

下図のとおり設定する。

##### (1) 水面の空間設定

設定の考え方は、次のとおりとする。

##### 1. 船舶航行空間

動力船（機関を使用する船舶）が安全に航行できるゾーンで、災害時には、災害復旧等に用いる船舶の航路とする。

##### 2. 多目的利用空間

原則的に非動力船の航行を主体にしたゾーンで、水上バイク等の利用にあたっては、当空間で必要に応じて利用域が決められるものとする。

##### 3. 手こぎボート空間

手こぎボート等の活動が盛んなエリアで原則的に非動力船が安全に航行できるゾーン、2. 多目的利用空間と〈水際の空間〉の間に設定している。

#### 4. 緩衝空間

多摩川の自然環境の保全と船舶の安全性確保のために設けられたゾーン、機能空間区分の⑧生態系保持空間の前面と、1. 船舶航行空間と〈水際の空間〉の間に設定している。

#### (2) 水際の空間設定

設定の考え方は、次のとおりとする。

##### 1. 水際活動空間

機能空間区分の②地先レクリエーション空間、③機能空間区分のレクリエーション空間、④運動・健康管理空間に設定されている箇所に接する水際ゾーンで、釣り、水遊び、魚採りなどが安全に行える空間とする。

##### 2. 自然利用空間

機能空間区分の⑤自然レクリエーション空間、⑥文教空間、⑦情操空間に設定されている箇所に接する水際ゾーンで、自然観察、散策などが安全に行える空間とする。

##### 3. 自然保全空間

機能空間区分の⑧生態系保持空間に設定されている箇所に接する水際ゾーンで、良好な自然環境を保全し、動植物の生育環境を支える空間とする。

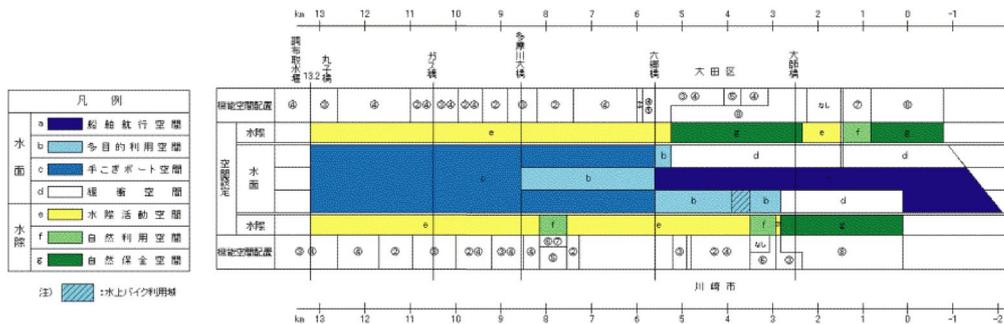


図 6-4 水面の区分の設定

## 6.4 河川環境の維持管理対策

### a) 実施の基本的な考え方

河川整備計画に基づいて良好な河川環境が保全されるよう、自然環境や河川利用に係る河川の状態把握を行いながら、適切に河川環境の維持管理を行うものとする。

#### ① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川	河口～万年橋	国管理区間全川において、自然環境に関する情報を包括的、体系的に把握する
大栗川	多摩川合流点～新大栗橋	
浅川	多摩川合流点～南浅川合流点	

### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

#### ア 河川の自然環境に関する状態把握について

##### ① 頻度（手順）

- 河川の自然環境に関する情報を包括的、体系的に把握するとともに個別の維持管理目標に対応した状態把握を行うことが重要であり、以下のように状態把握を行うことを基本とする。

##### <自然環境の状態把握>

- 河川の自然環境としては、河川の水質に関する状況、河川の水位に関する状況、季節的な自然環境の変化、河川環境上重要な生物の生息状況等について把握することを基本とする。
- 包括的、体系的な状態把握は、河川水辺の国勢調査等を中心として実施する
- 日常の状態把握は平常時の河川巡視にあわせて行うことを基本とする。
- 目視により所要の状態把握ができない場合には、河川維持管理目標として設定した個別の課題等に関する調査を必要に応じて実施する。

##### <河川利用による自然環境への影響>

- 自然環境に影響を及ぼすような河川利用はいつ行われるかわからないため、河川巡視により状態把握を行うことを基本とする。
- 重点的な監視が必要となる場合には、別途目的別巡視等を検討の上、実施する。

##### ② 時期：－

##### ③ 留意点

- 学識経験者等からの助言も踏まえて状態把握の内容、箇所、時期等を検討するとよい。
- 状態把握に当たっては、地域のNPO、市民団体等とも連携した取り組みにも努める。
- 河川環境上重要な生物の生息・生育域における河川利用による生息環境の改変等、河川利用により自然環境に影響を及ぼすことがあるため留意する。

#### イ 生物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全について

##### ① 頻度（手順）

- 河川維持管理に当たっては多自然川づくりを基本として、河川の生物及びそれらの生息・生育・繁殖環境の現状と過去からの変遷及びその背景を踏まえて、その川にふさわしい生物の生息・生育・繁殖環境が保全・整備されるように努める。
- 許可工作物の補修等の対策に当たっても設置者により多自然川づくりが進められるよう努める。

② 時期：－

③ 留意点

- 河川が生物群集の多様性を保つ上で重要な役割を果たすことを十分認識した上で、学術上又は希少性の観点から重要なもの、その川に典型的に見られるもの、川への依存性が高いもの、川へのダイナミズムにより維持されているもの、川の上下流等の連続性の指標となるもの、その川の特殊な環境に依存しているもの等に着目し、現状及び歴史的な経緯並びにその背景等を踏まえ、その川にふさわしい生物群集と生息・生育・繁殖環境が将来にわたって維持されるよう努める。
- 河川維持管理に当たって、外来魚、外来植物等の外来生物の駆除等を必要に応じて考慮するとともに、関係機関や地域の NPO、市民団体等と連携・協働した取り組みにも努める。

ウ 良好な河川景観の維持・形成について

① 頻度（手順）

- 河川維持管理に当たっては、その川の自然景観や地域の歴史的・文化的な背景を踏まえ、河川が本来有する良好な河川景観を維持・形成されるよう努める。
- 景観法に基づく景観行政団体が景観計画に河川法第 24 条の占用許可の基準を定めている場合には、当該基準に沿うものとする。

② 時期：－

③ 留意点

- 河川敷地の占用や工作物の設置等の許可に際しては、河川整備計画や河川環境管理基本計画等で定められている河川景観の目標像等を踏まえ、良好な景観の維持・形成に努める。
- 河川維持管理にあたっては、景観整備方針、多摩川景観形成の考え方を踏まえ、良好な景観の維持形成に努める。

## エ 人と河川とのふれあいの場の維持について

### ④ 頻度（手順）

- 人と河川との豊かなふれあいの場の維持に当たっては、施設及び場の維持管理とともに、活動の背景となっている自然環境や景観等の河川環境自体の保全が重要である。

### ⑤ 時期： ー

### ⑥ 留意点

- 河川利用は自己責任が原則であるが、安全で楽しく水辺で遊べるために、安全に関する情報提供の充実、河川利用者等への啓発、流域における関係機関の連携、緊急時への備えに努める。
- 川とのふれあい活動そのものが河川環境に悪影響を及ぼさないよう留意する必要がある。

#### 多摩川水系水辺の楽校

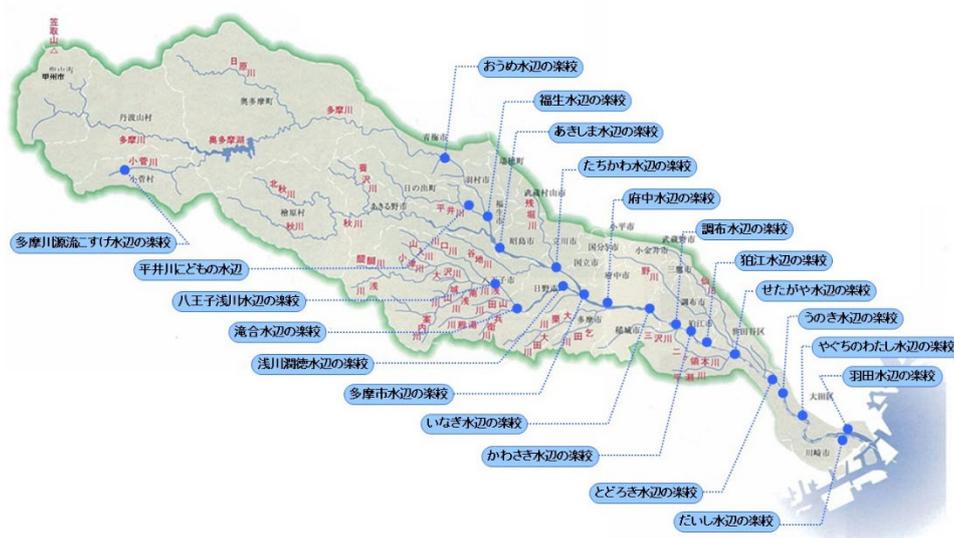


図 6-5 水辺の楽校位置図

## オ 良好な水質の保全について

### ① 頻度（手順）

- 河川における適正な水質が維持されるよう河川の状態把握に努めるとともに、水質事故や異常水質が発生した場合に備えて、関係行政機関と連携し、実施体制を整備することを基本とする。
- 水質調査の手法等は河川砂防技術基準調査編による。

### ② 時期： ー

### ③ 留意点： ー

## 6.5 水防等のための対策

### 6.5.1 水防のための対策

#### (1) 水防活動等への対応

##### a) 実施の基本的な考え方

洪水や高潮による出水時の対応のために、所要の資機材の確保等に努めるとともに、水防管理団体が行う水防活動等との連携に努める。

##### b) 実際の場合、頻度、時期、実施に当たっての留意点

###### ① 場所

- 国管理区間

###### ② 頻度（手順）

- 出水時の対応のため、所要の資機材を適切に備蓄し、必要に応じて迅速に輸送し得るようあらかじめ関係機関と十分協議しておくとともに、応急復旧時の民間保有機材等の活用体制を整備するよう努める。
- 市区町村等の水防管理団体が洪水時等に迅速、かつ適確な水防活動が実施できるよう、次の事項に留意する必要がある。
  1. 重要水防箇所の周知；洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所を定めて、その箇所を水防管理団体に周知徹底する。必要に応じて、出水期前等に水防管理者、水防団等と合同で河川巡視を実施する。
  2. 水防訓練；関係者間の出水時における情報伝達が確実になされるよう、出水期前に訓練を行うことを基本とする。

###### ③ 時期

- 出水時

###### ④ 留意点

- 出水中には、異常が発見された箇所において直ちに水防活動を実施できるように、水防管理団体との情報連絡を密にし、水防管理団体を通じて水防団の所在、人員、活動状況等を把握するよう努める。
- はん濫の発生が予想される場合には、出水の見通し、はん濫の発生の見通し等の情報提供により、市区町村が避難勧告等を適確に実施できるよう、河川管理者から市区町村長への連絡体制の確保等に努める。
  1. 重要水防箇所の周知
    - ・ 重要水防箇所は、従来の災害の実績、河川カルテの記載内容等を勘案のうえ、堤防・護岸等の点検結果を十分に考慮して定める
  2. 水防訓練
    - ・ 水防管理団体が洪水時等に迅速、かつ適確な水防活動が行えるよう水防管理団体等が実施する水防訓練に河川管理者も積極的に参加し、水防工法等の指導、助言に努める。

(2) 水位情報等の提供

a) 実施の基本的な考え方

出水時における水防活動、あるいは市区町村及び地域住民における避難に係る活動等に資するよう、法令等に基づいて適切に洪水予報あるいは水位に関する情報提供を行うものとする。

b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

① 場所

河川	地点（区間）	関係都県	関係土木事務所	関係水防団体	考え方
多摩川	調布橋	東京都	西多摩建設事務所 北多摩北部建設事務所 南多摩西部建設事務所	青梅市、羽村市、福生市、 あきる野市、昭島市、 立川市、国立市、八王子 市、日野市	洪水予報 河川 水防警報
	日野橋	東京都	北多摩北部建設事務所 南多摩西部建設事務所	(昭島市、立川市、国立 市、八王子市、日野市)	水防警報
	石原	東京都 神奈川県	北多摩北部建設事務所 南多摩西部建設事務所 横浜川崎治水事務所 川崎治水センター	府中市、調布市、狛江市、 多摩市、稲城市、川崎市	洪水予報 河川 水防警報
	田園調布(上)	東京都 神奈川県	第二建設事務所 横浜川崎治水事務所 川崎治水センター	大田区、世田谷区、 川崎市	洪水予報 河川 水防警報
	多摩河口	東京都 神奈川県	第二建設事務所 横浜川崎治水事務所 川崎治水センター	(大田区、川崎市)	水防警報
浅川	浅川橋	東京都	南多摩西部建設事務所	八王子市、日野市	洪水予報河川 水防警報
大栗川	報恩橋	東京都	南多摩東部建設事務所	多摩市	水防警報 特別警戒水位

② 頻度（手順）

- 河川管理者は、それらの活動に資するよう、水防法に基づく洪水予報、水位の通報、水位情報の周知、浸水想定区域の指定等を行い、適切な情報提供に努める。
- 水防法では、指定された直轄河川においてはん濫を生じた場合に、はん濫により浸水する区域及び水深を情報提供することについても規定されている。
- 情報提供の基本となる河川の各種水位の設定については、河川整備の状況等に応じて、その設定目的を踏まえて適宜見直しを行うことを基本とする。

③ 時期

- 出水時

④ 留意点

- 情報提供の際、実施要領等に基づいて情報の受け手にとって分かりやすい情報とするように努める。

## 6.5.2 水質事故対策

### a) 実施の基本的な考え方

水質事故が発生した際には、事故発生状況に係わる情報収集を行い、速やかに関係行政機関等に通報するとともに、関係行政機関等と連携し、適切な対策を緊急に講じるものとする。

### b) 実施の場所、頻度、時期、実施に当たっての留意点

#### ① 場所

河川（距離標）	地点（区間）	考え方
多摩川 大栗川 浅川	多摩川水系	水系全体として対策を講じる必要がある

#### ② 頻度（手順）

- 突発的に発生する水質事故に対処するため、流域内の水質事故に係る汚濁源情報の把握に努めるとともに、河川管理者と関係行政機関等により構成する連絡協議会による情報連絡体制の整備、水質分析、応急対策等の実施体制の整備等の必要な措置を講じることを基本とする。
- 水質汚濁防止に関する連絡協議会等については、常時情報の交換を行うとともに、夜間、土日問わず緊急事態の発生した場合に即応できるようにする等、連絡体制、協力体制を整備することを基本とする。
- 水質事故に係わる対応は、原因者によってなされることが原則である。
- 水質事故処理等の河川の維持についても原因者に行わせることができ、又はその費用を負担させることとしているので、原因者が判明した場合には、これに従って適正に処理するものとする。

#### ③ 時期

- 水質事故時

#### ④ 留意点

- 連絡協議会等は、役割分担を明確にし、緊急事態の発生した場合に実施する応急対策、水質分析、原因者究明のための調査、及び原因者への指導等速やかに実施可能な体制とするよう努める。
- 情報連絡体制、緊急時の対策を確実かつ円滑に実施できるよう情報伝達訓練、現地対策訓練等を定期的実施するよう努める。
- 緊急時の事故対応のための資材等の備蓄に当たっては、過去に発生した水質事故等を勘案の上、河川管理者自ら水質事故対策資材の備蓄を行うほか、関係機関等の備蓄状況についても把握し、事故発生時に速やかに資材等の確保が図れるよう対処するよう努める。
- 河川管理者としては必要な指導等を行うとともに、水質事故対応が緊急を要する場合や、事故による水質汚濁が広範囲に及ぶ場合等、原因者のみによる対応では適切かつ効果的な対応ができない場合には、河川管理者は必要な措置に努める。

## 7. 地域連携等

### 7.1 河川管理者と市区等で連携して行うべき事項

#### 7.1.1 水防連絡会・災害情報協議会

多摩川、鶴見川、相模川沿川の水防関係機関と京浜河川事務所の協力及び連絡を密にし、河川管理に万全を期すことを目的に開催する。また、災害情報協議会は、洪水ハザードマップの作成、普及の推進を目的に開催する。

#### 7.1.2 関東地方水質汚濁対策連絡協議会

多摩川をはじめとする関東の一級水系の河川、湖沼、関係海域について、水質の実態を把握するとともに、汚濁の過程を解明し、防止対策を立てることを目的として昭和33年に設立された。協議会では、水質の調査及び解析、汚濁対策の調査・研究、情報交換、研究会・講習会等の開催を行う。

#### 7.1.3 多摩川流域協議会

昭和61年に建設大臣、東京都知事、神奈川県知事、流域関係自治体の首長が参加した『多摩川サミット』が開催され、「多摩川を水と緑で親しめる清流に復活させ、次代に継承するため流域が一体となって取り組もう」との宣言が採択された。このサミット宣言を推進し、豊かで潤いのある多摩川を次世代に継承するため、様々な事業を推進することにより多摩川の河川環境を改善することを目的に流域3都県、30市区町村で構成する『多摩川流域協議会』が発足し、多摩川流域の河川管理にかかわる意見交換及び情報連絡を行っている。

令和2年度において、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、多摩川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる河川整備、流域対策、「流域治水」ならびに多摩川の河川環境、河川管理を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを協議会の目的に加え、また構成員を流域の関係行政43機関に拡充した。

#### 7.1.4 多摩川の河道管理に関する連絡会

河川管理者の取り組みを各施設の管理者へ情報提供するとともに、多摩川の河道管理方針について、許可工作物管理者相互の技術の共有化を図ることを目的に開催する。

#### 7.1.5 多摩川・鶴見川・相模川大規模氾濫減災協議会

平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、都県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的に、計画的に推進することにより、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、平成28年5月24日に「大規模氾濫に関する減災対策専門部会」を開催した。

平成30年6月には「多摩川・鶴見川・相模川大規模氾濫減災協議会」に移行し、令和2年5月29日にはダム管理者、令和2年9月2日には鉄道事業者を構成員として追加し、令和2年度を目途にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進した。

当初の取組方針の目標時期は令和2年度までであったが、取組推進のため令和3年度から令和7年度までを新たな目標時期に定め、継続した取組を実施している。

#### 7.1.6 共同点検

「水防災意識社会 再構築ビジョン」の取り組みの1つとして、出水期前に洪水のリスクが高い区間（重要水防箇所等）を自治体、消防団、水防団、地元自治会等地域の方とともに点検を実施する。

## 7.2 河川管理者と市区、NPO・市民団体等が連携して行っている、又は行う予定がある事項

### 7.2.1 川の安全利用点検

河川利用が増えるゴールデンウィーク前の時期に安全利用促進という観点で、管内の多摩川の一斉点検を行っている。点検では、より安全に安心して河川に接することができるように、川や河川構造物周辺などを中心に危険箇所がないか、注意喚起が必要な箇所がないかの確認を市民団体等の協力を得て実施している。

### 7.2.2 リバーシビックマネージャー（RCM）

多摩川についての自然・環境、福祉、防災、スポーツ、歴史・文化、国際協力など、様々な分野の専門知識を有する住民の方、及び河川に深く関心を持つ住民の方のボランティア活動の支援を得て、河川管理者と住民の協働作業による河川管理を行い、河川の適正な維持管理を推進することを目的に、リバーシビックマネージャー（川の市民管理者）制度を平成12年度に創設している。

今後も、自然環境の保全、秩序ある利用や河川とのふれあいの場の確保等について、きめ細やかな管理を実現するため、リバーシビックマネージャー（RCM）制度を活用し、住民のボランティア活動の一環として、河川管理行為の一部の支援を求め、河川管理を適切かつ効果的に実施する。

### 7.2.3 流域懇談会

多摩川流域懇談会は、「パートナーシップで始める“いい川づくり”」を具体化するために、平成10（1998）年12月19日に設立された。流域の自治体と河川管理者で構成される「行政部会」、市民団体が運営する「多摩川市民フォーラム」、そして企業や学識経験者が、継続的に情報や意見を交換し、多摩川とその流域の理想像「いい川」「いいまち」の実現に向けて、ゆるやかな合意形成を図ることを目的としている。

### 7.2.4 河川相談室

京浜河川事務所では、河川行政に対する沿川住民の方々のニーズを把握し、いい川づくりに反映させるため、「河川相談室」を開設し、河川行政に関する問い合わせや水質事故等の通報、意見・要望・提言等を受け付けている。

### 7.2.5 自然保護団体等への工事情報等の提供について

多摩川の河川環境の充実を図るため、多摩川活動する市民団体等へ管内で実施される河川工事（国以外が実施するものを含む）の着手前に工事計画の情報提供を実施している。

### 7.2.6 ニヶ領せせらぎ館

ニヶ領せせらぎ館は、宿河原堰管理所の一画にあり、水防活動資材を備蓄している。平常時はその一部を防災、環境、歴史、文化に関する学習などの情報発信拠点として活用されている。このニヶ領せせらぎ館は京浜河川事務所が進めている「多摩川流域リバーミュージアム（TRM）」や川崎市が進めている「多摩川エコミュージアムプラン」と連携を図っており、その管理・運営は京浜河川事務所や川崎市がサポートを行いながら市民が主体となって行われている。

### 7.2.7 大師河原干潟館

大師河原干潟館は、多摩川の洪水時などの防災活動や自然環境、地域の歴史・文化などについて、情報発信・環境学習を行う市民活動の拠点であり、京浜河川事務所が管理する大師河原河川防災ステーションの一面にある大師河原水防センターの一部を利用し、市民グループで構成する運営委員会と川崎市の協働により、平成20年1月から管理・運営を行っている。

館内は、洪水等の防災情報の発信、多摩川の河川環境の紹介、河口域の生物水槽展示、地域の歴史や文化に関する展示などを行っている。また、干潟館周辺の自然観察会（干潟や野鳥など）や自然の素材を使ったエコクラフト教室の他、学校やグループへの環境学習支援も行っている。

### 7.2.8 河川協力団体制度

河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う団体等を支援するものです。

河川協力団体に指定されると、活動を行う上で必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることになります。

多摩川では令和2年3月時点で、次の7団体が河川協力団体として指定されています。

- ・公益財団法人河川財団
- ・特定非営利活動法人自然環境アカデミー
- ・特定非営利活動法人多摩川センター
- ・特定非営利活動法人とどろき水辺
- ・特定非営利活動法人多摩川干潟ネットワーク
- ・一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会
- ・特定非営利活動法人砧・多摩川あそび村

## 8. 効率化・改善に向けた取り組み

### 8.1 地域協働

#### 8.1.1 水門の操作委託

水門等の河川管理施設のうち、羽田第一水門、羽田第二水門、三沢川水門以外の11施設については、点検・操作管理を自治体に委託している。これら施設については、連絡体制を確保し、適正な点検・操作管理を実施する。

#### 8.1.2 環境モニタリング

河川環境の悪化が著しい、生態系保持空間については学識者、市民、沿川自治体と連携を図りながら自然再生・保全対策に取り組んでいる。永田地区においては、平成13年度に礫河原再生の試験工事を実施した。実施後、市民との協働によるカワラノギクの保全に取り組んでいる。

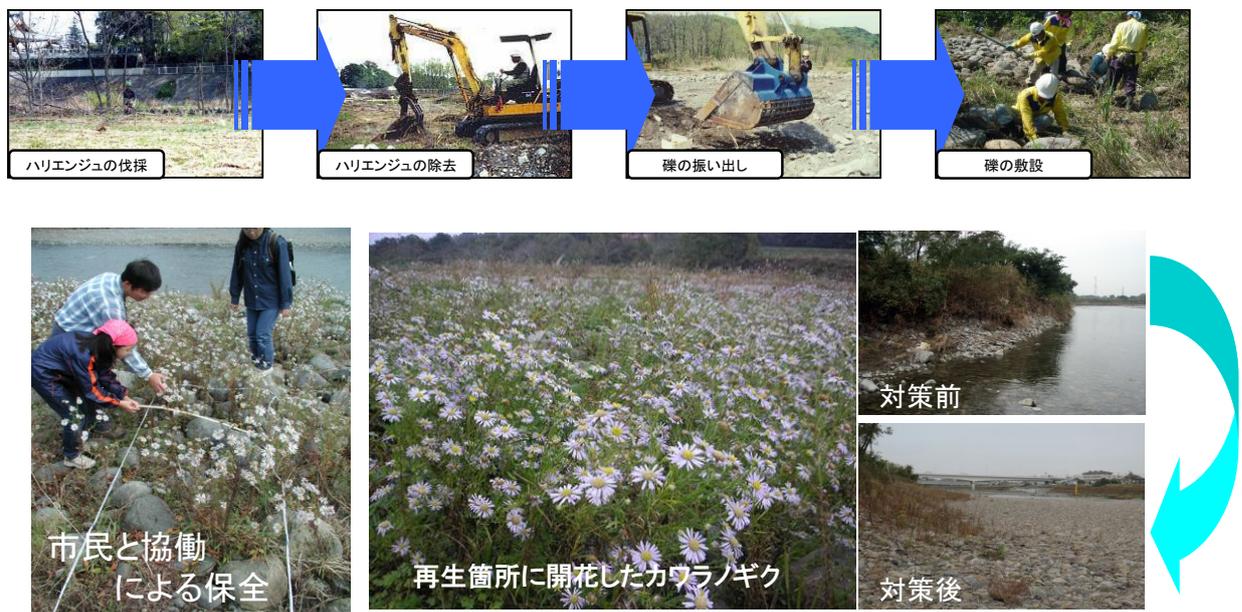


図 8-1 永田地区礫河原再生

### 8.2 施設の老朽化に備えた長寿命化対策

多摩川には、国が管理する施設として樋管、水門、堰等、河川管理施設が21箇所設置されている。その多くは、昭和50年以前に築造されたもの（設置後40年以上経過）が半数以上を占め、今後老朽化の進行等により施設更新や補修時期が集中することが考えられるため、施設の重要度や不具合の状況に応じた効率的、適切な維持管理を行う必要がある。

樋管、水門、排水機場、堰等の構造物については、ゲート等の機械設備や電気設備の機能保全とともに、コンクリート構造物の老朽化や出水、地震等によるコンクリートのクラックや構造物周辺の土質の空洞化の進行による漏水等の補修対策を行う必要がある。

一方、近年の水害の多発により確実な安全の確保が求められるため、厳しい財政状況の中ではあるものの、河川構造物については、中長期の展望を持って、今後の維持管理に当たるとともに、長寿命化等を促進して、確実な安全性を確保しつつ更新需要の平準化、コストの抑制を図っていく。

### 8.3 サイクル型維持管理

河道や河川構造物の被災箇所とその程度はあらかじめ特定することが困難である。河川維持管理はそのような制約のもとで、河道や河川構造物において把握された変状を分析・評価し、対策等を実施せざるを得ないという性格を有している。実際、河川管理では、従前より河川の変状の発生とそれへの対応、出水等による災害の発生と対策や新たな整備等の繰り返しの中で順応的に安全性を確保してきている。そのため、多摩川の河川維持管理に当たっては、河川巡視、点検による状態把握、維持管理対策を長期間にわたり繰り返し、それらの一連の作業の中で得られた知見を分析・評価して、河川維持管理計画あるいは実施内容に反映していくというPDCAサイクルの体系を構築していく（図8-2参照）。

その際、状態把握の結果を分析・評価し、所要の対策を検討する手法等が技術的に確立されていない場合も多いため、学識者等の助言を得る体制を整備することも重要である。

また、河川整備計画は、河川の維持を含めた河川整備の全体像を示すものであり、河川維持管理におけるPDCAサイクルの中で得られた知見を多摩川水系河川整備計画にフィードバックし、必要に応じて河川整備計画の内容を点検し変更する。

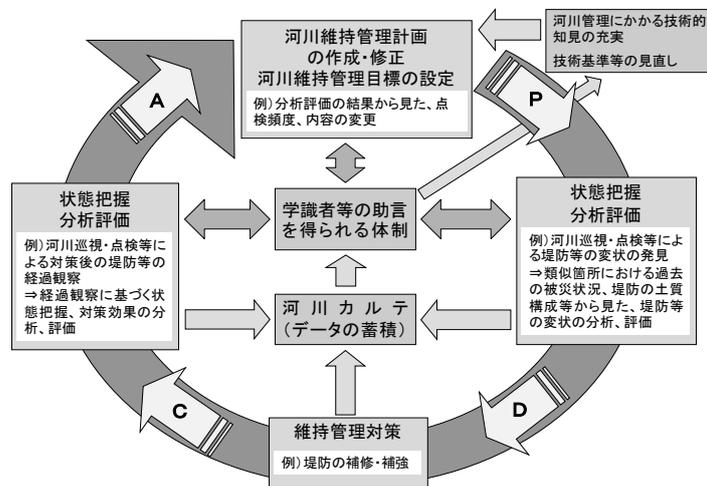


図 8-1 サイクル型維持管理体系のイメージ

# 卷 末 資 料

### 河川管理施設一覧

河川管理施設		施設名		
洪水、高潮等による災害の防止又は軽減	堤防		直轄管理区間内の堤防整備区間（多摩川：約 106.3km、浅川：約 25.7km、大栗川：約 1.7km）	
	樋管	多摩川	調布排水樋管	太田区田園調布（左岸 13.2k）
			玉川排水樋管	世田谷区玉堤（左岸 15.6k）
			新玉川排水樋管	世田谷区玉川（左岸 17.7k）
			二ヶ領用水宿河原樋管	川崎市多摩区（右岸 22.4k）
			草花第二排水樋管	羽村市羽中（右岸 53.6k）
			草花排水樋管	羽村市羽中（右岸 54.0k）
		大栗川	小河原排水樋管	多摩市関戸（左岸 1.0k）
		浅川	滝合排水樋管	日野市東平山（左岸 5.4k）
			西長沼排水樋管	八王子市長沼町（右岸 6.0k）
	大和田排水樋管		八王子市大和田町（左岸 9.9k）	
	水門	多摩川	羽田水門	太田区羽田（左岸 1.8k）
			羽田第二水門	太田区羽田（左岸 2.4k）
			六郷水門	大田区南六郷（左岸 4.1k）
			三沢川水門	川崎市多摩区上布田（右岸 25.7k）
	陸閘	多摩川	玉川東陸閘	世田谷区玉川 1 丁目（左岸 17.6k）
			玉川西陸閘	世田谷区玉川 1 丁目（左岸 17.6k）
			久地陸閘	世田谷区鎌田 1 丁目（左岸 18.6k）
			調布第一陸閘	調布市多摩川 5 丁目（左岸 26.9k）
			調布第四陸閘	調布市多摩川 3 丁目（左岸 27.4k）
	堰	多摩川	二ヶ領宿河原堰	（左岸）狛江市水神下（右岸）川崎市多摩区宿河原（22.4k）
	床止め	浅川	四谷本宿床止	（左岸）国立市泉町（右岸）日野市石田（38.2k）
			百草床固	（左岸）日野市新井（右岸）日野市落川（0.0k）
			向島床固	（左岸）日野市万願寺（右岸）日野市高幡（1.8k）
			平山床固	（左岸）日野市豊田（右岸）日野市平山（5.2k）
			長沼床固	（左岸）日野市西平山（右岸）八王子市長沼町（7.0k）
西平山床固			（左岸）日野市西平山（右岸）八王子市北野町（8.0k）	
元横山床固			（左岸）八王子市中野上町（右岸）八王子市元横山町（11.3k）	
緊急用船着場	幸町緊急用船着場		川崎市幸区幸町（右岸 6.4k）	
	多摩川二丁目緊急用船着場		大田区多摩川（左岸 8.4k）	
緊急用河川敷道路	多摩川左岸延長約 22.3km、右岸延長約 14.6km			
	総延長約 36.9km			
水防拠点	多摩市関戸（右岸 34.1k）、南田園（左岸 50.4k）			
備蓄資材基地	田園調布出張所等 18 箇所			
人と川のふれあいの確保	岸辺の散策路 多摩川左岸約 25km、右岸約 10km、計約 35km			
	水辺の学校 多摩川 10 箇所			
	緩傾斜坂路（スロープ） 多摩川 37 箇所			
流水の正常な機能の維持及び河川環境の保全	魚道	多摩川	二ヶ領宿河原堰左右岸	川崎市多摩区宿河原（22.4k）
			上河原堰左右岸	川崎市多摩区上布田（25.8k）
			京王線多摩川橋梁左右岸	多摩市関戸（35.1k）
			四谷本宿床止	国立市泉町（38.2k）
			JR 中央線多摩川橋梁	日野市本町（41.4k）
			八高線多摩川橋梁	八王子市平町（44.8k）
			羽村堰第 3 床固	羽村市（53.4k）
			羽村堰第 2 床固	羽村市（53.6k）
			平山床固	日野市平山（4.8k）
			長沼床固	八王子市長沼（6.6k）
	元横山床固	八王子市元横山（10.8k）		
	浅川			

観測施設等一覧

観測種目	施設名（観測地点）	
水位観測所	多摩川	多摩川河口、戸手、玉川、田園調布（下）、田園調布（上）、石原、日野橋、調布橋
	大栗川	報恩橋
	浅川	高幡橋、浅川橋
	秋川	東秋留橋
流量観測所	多摩川	【高水・低水】田園調布（下）、石原、日野橋、調布橋
	大栗川	【高水・低水】報恩橋
	浅川	【高水・低水】高幡橋、浅川橋
	秋川	【高水・低水】東秋留橋
雨量観測所	多摩川	田園調布出張所、多摩出張所、日野橋観測所、多摩川上流出張所、御岳観測所、小河内観測所、田調調布（下）観測所
	大栗川	柚木観測所
	浅川	浅川橋観測所、美山観測所、高尾観測所
	秋川	松原観測所
水質	多摩川	調布橋、永田橋、拝島橋、日野橋、関戸橋、是政橋、多摩川原橋、多摩水道橋、新二子橋、二子橋、田園調布堰（上）、六郷橋、大師橋
	大栗川	報恩橋
	浅川	鶴巻橋、高幡橋
	野川	兵庫橋
底質	多摩川	拝島橋、関戸橋、多摩川原橋、田園調布堰（上）、大師橋
	大栗川	報恩橋
	浅川	高幡橋
	野川	兵庫橋

許可工作物（橋梁）(1/3)

No	出張所	水系名	河川名	施設名	管理者	左岸位置	右岸位置
1	田園調布	多摩川	多摩川	多摩川スカイブリッジ	川崎市川崎区役所道路公園センター	0.8 k	0.8 k
2	田園調布	多摩川	多摩川	大師橋	川崎市建設局土木建設部道路課	2.4km-41m	2.6km-41m
3	田園調布	多摩川	多摩川	高速横浜羽田空港線橋梁	首都高速道路公団東神奈川維持事務所	2.4km-8m	2.6km-60m
4	田園調布	多摩川	多摩川	六郷橋	国土交通省横浜国道事務所	5.6km-41m	5.6km+40m
5	田園調布	多摩川	多摩川	東海道本線六郷橋梁	JR 東日本（株）横浜支社川崎保線区	6.0km-6m	6.0km+152m
6	田園調布	多摩川	多摩川	京浜急行多摩川鉄橋	京浜急行電鉄（株）	5.8km	6.0km+63m
7	田園調布	多摩川	多摩川	京浜東北線多摩川橋	JR 東日本（株）東京圏運行本部	6.0km+18m	6.2km-23m
8	田園調布	多摩川	多摩川	多摩川大橋	国土交通省横浜国道事務所	8.4km+125m	8.4km+102m
9	田園調布	多摩川	多摩川	多摩川専用橋	東京電力（株）	8.4km+150m	8.4km+70m
10	田園調布	多摩川	多摩川	ガス橋	神奈川県中原土木事務所	10.4km+56m	10.4km+74m
11	田園調布	多摩川	多摩川	JR 東日本横須賀線多摩川橋梁	JR 東日本（株）東京圏運行本部	12.6km+13m	12.6km+14m
12	田園調布	多摩川	多摩川	東海道新幹線多摩川鉄橋	JR 東海（株）新幹線鉄道事業本部	12.6km+28m	12.6km+30m
13	田園調布	多摩川	多摩川	丸子橋	東京都第二建設事務所	13.0km+87m	13.0km+114m
14	田園調布	多摩川	多摩川	東横線多摩川鉄橋	東急電鉄（株）	13.2km+57m	13.2km+45m
15	田園調布	多摩川	多摩川	第3京浜多摩川橋梁	日本道路公団東京第一管理局	16.4km+144m	16.4km+157m
16	田園調布	多摩川	多摩川	田園都市線多摩川鉄橋	東急電鉄（株）	17.8km-16m	17.6km+216m
17	田園調布	多摩川	多摩川	二子橋	東京都建設局第七建設事務所 補習課補習係	17.8km+13m	17.8km+20m
18	田園調布	多摩川	多摩川	新二子橋	国土交通省横浜国道事務所	18.0km+53m	18.0km+94m
19	田園調布	多摩川	多摩川	東久地橋	川崎市高津区役所道路公園センター 整備課		18.6km
20	田園調布	多摩川	多摩川	東名高速道路多摩川橋 （上・下線）	日本道路公団東京第一管理局	20.4km+47m	20.6km+21m
21	多摩	多摩川	多摩川	小田急線多摩川橋梁	小田急電鉄（株）	23.0km-44m	23.0km-82m
22	多摩	多摩川	多摩川	多摩川水道橋	東京都北多摩南部建設事務所	23.2km+15m	23.2km+25m
23	多摩	多摩川	多摩川	新布田橋	多摩区役所道路公園センター整備課		25.8km
24	多摩	多摩川	多摩川	布田橋	神奈川県建設局土木建設部道路課		25.8km+100m
25	多摩	多摩川	多摩川	京王相模原線鉄道橋	京王帝都電鉄（株）	27.0km-92m	27.0km+37m
26	多摩	多摩川	多摩川	多摩川原橋	東京都北多摩南部建設事務所	27.8km+48m	27.8km+163m
27	多摩	多摩川	多摩川	多摩川原水道橋	東京都水道局南部第2支所	28.0km-40m	28.0km-1m
28	多摩	多摩川	多摩川	稲城大橋	東京都道路公社	29.4km	29.4km

許可工作物(橋梁)(2/3)

No	出張所	水系名	河川名	施設名	管理者	左岸位置	右岸位置
29	多摩	多摩川	多摩川	是政橋	東京都北多摩南部建設事務所工事第1課橋梁工事係	31.6km-81m	31.4km+119m
30	多摩	多摩川	多摩川	南武線多摩川橋	JR 東日本(株) 東京圏運行本部	32.0km-120m	31.8km+110m
31	多摩	多摩川	多摩川	武蔵野線多摩川橋	JR 東日本(株) 東京圏運行本部	32.0km-100m	31.8km+136m
32	多摩	多摩川	多摩川	関戸橋	東京都北多摩南部建設事務所	34.6km+25m	34.6km+14m
33	多摩	多摩川	多摩川	新関戸橋	東京都北多摩南部建設事務所	34.6km+38m	34.6km+25m
34	多摩	多摩川	多摩川	京王多摩川橋梁	京王電鉄(株)	35.0km+68m	35.0km+72m
35	多摩	多摩川	多摩川	府中四谷橋	東京都北多摩南部建設事務所	36.2km	36.2km
36	多摩上	多摩川	多摩川	石田大橋	国土交通省相武国道事務所	38.2km+118m	38.4km-84m
37	多摩上	多摩川	多摩川	中央自動車道多摩川橋(上下線)	日本道路公団八王子管理事務所	38.8km+31m	39.0km-38m
38	多摩上	多摩川	多摩川	日野橋	国土交通省相武国道事務所	39.8km+95m	39.8km+107m
39	多摩上	多摩川	多摩川	立日橋	東京都南多摩西部建設事務所	40.4km+44m	40.4km+26m
40	多摩上	多摩川	多摩川	JR 中央線多摩川橋梁(下り)	JR 東日本(株) 東京地域本社長	41.4km-93m	41.4km-83m
41	多摩上	多摩川	多摩川	JR 中央線多摩川橋梁(上り)	JR 東日本(株) 東京地域本社長	41.4km-93m	41.4km-83m
42	多摩上	多摩川	多摩川	多摩大橋	東京都北多摩北部建設事務所	43.6km+29m	43.6km+75m
43	多摩上	多摩川	多摩川	八高線多摩川橋梁	JR 東日本(株) 東京地域本社長	44.8km+20m	44.8km+23m
44	多摩上	多摩川	多摩川	拝島橋	国土交通省相武国道事務所	46.2km+110m	46.2km+17m
45	多摩上	多摩川	多摩川	多摩川横断水道橋	東京都下水道局多摩川水道対策本部	47.2km-16m	47.2km-61m
46	多摩上	多摩川	多摩川	睦橋	東京都西多摩建設事務所	49.2km-25m	49.2km+110m
47	多摩上	多摩川	多摩川	JR 五日市線多摩川橋梁	JR 東日本(株) 東京圏運行本部	50.0km+80m	50.0km+35m
48	多摩上	多摩川	多摩川	新多摩橋	東京都西多摩建設事務所	51.0km-30m	51.0km-40m
49	多摩上	多摩川	多摩川	永田橋	東京都西多摩建設事務所	51.6km+90m	51.6km+75m
50	多摩上	多摩川	多摩川	羽村大橋	東京都西多摩建設事務所	53.2km+55m	53.2km+30m
51	多摩上	多摩川	多摩川	羽村堰下橋	羽村市	53.6km+30m	53.6km+5m
52	多摩上	多摩川	多摩川	多摩川橋	東京都西多摩建設事務所	56.4km+20m	56.4km+25m
53	多摩上	多摩川	多摩川	友田水管橋	青梅市	56.4km+70m	56.4km+80m
54	多摩上	多摩川	多摩川	首都圏中央連絡自動車道(多摩川橋)	NEXCO 東日本関東支社所沢管理事務所	56.8km+36.9m	
55	多摩上	多摩川	多摩川	下奥多摩橋	東京都西多摩建設事務所	59.0km-5m	59.0km+5m
56	多摩上	多摩川	多摩川	調布橋	東京都西多摩建設事務所	59.8km+5m	59.8km+5m
57	多摩上	多摩川	多摩川	鮎美橋	青梅市	60.6km+35m	60.6km+35m
58	多摩上	多摩川	多摩川	柳瀬橋	青梅市都市開発部公園緑地課	61.2km+4m	61.2km+5m
59	多摩上	多摩川	多摩川	万年橋	東京都西多摩建設事務所	61.8km-30m	61.8km-15m
60	多摩	多摩川	浅川	新井橋	東京都建設局南多摩西部建設事務所補修課工事係	1.6km+20m	1.6km+12m
61	多摩	多摩川	浅川	万願寺歩道橋	東京都建設局南多摩西部建設事務所補修課工事係	2.2km-50m	2.2km-50m
62	多摩	多摩川	浅川	高幡橋	東京都南多摩建設事務所	2.8km+14m	2.8km+46m
63	多摩	多摩川	浅川	一番橋	日野市建設管理部	4.2km+31m	4.2km+37m
64	多摩	多摩川	浅川	平山橋	東京都南多摩西部建設事務所	5.8km-48m	5.8km-45m
65	多摩	多摩川	浅川	滝合橋	日野市建設管理課	6.2km+90m	6.2km+100m
66	多摩	多摩川	浅川	長沼橋	八王子市建設部建設総務課	7.4km+83m	7.4km+102m
67	多摩	多摩川	浅川	JR 中央線浅川橋梁(上り)	JR 東日本(株)東京圏運行本部施設部工事課	8.4km+77m	8.4km+106m
68	多摩	多摩川	浅川	JR 中央線浅川橋梁(下り)	JR 東日本(株)東京圏運行本部施設部工事課	8.4km+77m	8.4km+106m
69	多摩	多摩川	浅川	浅川水管橋	東京都下水道局多摩ニュータウン水道事務所	8.8km-22m	8.8km-43m
70	多摩	多摩川	浅川	下中田橋	道路事業部管理課		8.4km
71	多摩	多摩川	浅川	新浅川橋	国土交通省相武国道事務所	9.0km+155m	9.0km+85m
72	多摩	多摩川	浅川	八高線浅川橋梁	JR 東日本(株)東京圏運行本部施設部工事課	9.4km+40m	9.4km+45m
73	多摩	多摩川	浅川	大和田専用橋	日本電信電話公社東京地方電通部	10.0km+75m	10.0km+68m
74	多摩	多摩川	浅川	大和田橋	国土交通省相武国道事務所日野出張所	10.0km+88m	10.0km+81m

許可工作物（橋梁）(2/3)

No	出張所	水系名	河川名	施設名	管理者	左岸位置	右岸位置
75	多摩	多摩川	浅川	暁水管橋	八王子市水道部工務課	10.6km-43m	10.6km-44m
76	多摩	多摩川	浅川	浅川大橋	八王子市総務部庶務課	10.8km+76m	10.8km+28m
77	多摩	多摩川	浅川	暁橋	東京都南多摩西部建設事務所補修課	11.2km-35m	11.2km-57m
78	多摩	多摩川	浅川	中野橋	道路事業部管理課	11.6km	
79	多摩	多摩川	浅川	浅川橋	国土交通省相武国道事務所八王子出張所	11.8km-20m	11.8km+30m
80	多摩	多摩川	浅川	萩原橋	東京都南多摩西部建設事務所	12.4km+110m	12.4km+68m
81	多摩	多摩川	浅川	鶴巻橋	八王子市都市計画部計画課	13.0km+135m	13.0km+150m
82	多摩	多摩川	大栗川	報恩橋	東京都多摩市管理課	0.6km+15m	0.6km+15m
83	多摩	多摩川	大栗川	向ヶ岡大橋	東京都南多摩東部建設事務所課	0.8km+100m	0.8km+100m

許可工作物（水門）

No	出張所	水系名	河川名	施設名	管理者	左右岸	位置	地先名
1	田園調布	多摩川	多摩川	河港水門	川崎市建設緑政局道路河川整備部河川課	右岸	4.8km+61m	神奈川県川崎市川崎区港町
2	多摩	多摩川	多摩川	北多摩1号処理場排水樋門	東京都下水道局流域下水道本部技術部北多摩一号水再生センター	左岸	29.4km-115m	東京都府中市押立五丁目
3	多摩上	多摩川	多摩川	第一水門	東京都水道局浄水課	左岸	53.8km+60m	東京都羽村市羽

許可工作物（堰）

No	出張所	水系名	河川名	施設名	管理者	左右岸	位置	地先
1	田園調布	多摩川	多摩川	調布取水堰	東京都水道局玉川浄水管理事務所	両岸	13.2km+20m	左岸：東京都大田区田園調布1丁目 右岸：神奈川県川崎市中原区上丸子天神町
2	多摩	多摩川	多摩川	二ヶ領上河原堰	川崎市多摩土木事務所	両岸	25.8km+75m	左岸：東京都調布市染地二丁目 右岸：神奈川県川崎市多摩区上布田
3	多摩	多摩川	多摩川	大丸用水堰	大丸用水土地改良区	両岸	32.4km	左岸：東京都府中市是政630 右岸：東京都稲城市大丸1472
4	多摩上	多摩川	多摩川	日野用水堰	日野市産業経済課	両岸	45.2km+45m	左岸：東京都昭島市大神町 右岸：東京都八王子市市平町
5	多摩上	多摩川	多摩川	昭和用水堰	昭島市昭島用水土地改良区	両岸	47.8km+170m	左岸：東京都昭島市拝島5丁目 右岸：東京都八王子市高月町
6	多摩上	多摩川	多摩川	羽村取水堰	東京都水道局東村山浄水管理	両岸	54.0km	左岸：東京都羽村市羽東3丁目 右岸：東京都秋川市草花
7	多摩上	多摩川	多摩川	小作取水堰	東京都水道局水源管理事務所	両岸	56.0km-40m	左岸：東京都羽村市羽村西2-1599 右岸：東京都青梅市友田2丁目

許可工作物（床止め）

No	出張所	水系名	河川名	施設名	管理者	左右岸	位置	地先
1	多摩上	多摩川	多摩川	羽村堰第3床固	東京都水道局 東村山浄水管理	左岸	53.2km+130m	東京都羽村市玉川町
2	多摩上	多摩川	多摩川	羽村堰第2床固	東京都水道局 東村山浄水管理	左岸	53.4km+47m	東京都羽村市玉川町
3	多摩上	多摩川	多摩川	羽村堰第1床固	東京都水道局 東村山浄水管理	左岸	53.6km+67m	東京都羽村市玉川町

許可工作物（河川横過トンネル）

No	出張所	水系名	河川名	施設名	管理者	左右岸	位置	地先
1	田園調布	多摩川	多摩川	東海道貨物支線羽田トンネル	JR 東日本（株）川崎保線区	両岸	左岸 1.6km+100m 右岸 1.6km+100m	左岸：東京都大田区羽田 右岸：神奈川県川崎市殿町
2	多摩	多摩川	多摩川	上水道送水管	東京都多摩水道改革推進本部	両岸	左岸 31.6km 右岸 31.6km	左岸：東京都府中市是政五丁目 右岸：東京都稲城市大丸
3	多摩	多摩川	多摩川	下水道送水シールド	東京都下水道局流域下水道本部	両岸	左岸 32.0km+146m 右岸 32.0km+190m	左岸：東京都府中市是政六丁目 29 番 右岸：東京都稲城市大丸 2200 番地
4	多摩上	多摩川	多摩川	上水道送水管	東京都多摩水道改革推進本部	両岸	左岸 39.0km+100m 右岸 39.0km+100m	左岸：東京都府中市是政五丁目 右岸：東京都稲城市大丸
5	多摩上	多摩川	多摩川	多摩川上流水再生センター・八王子水再生センター間連絡管	流域下水道本部技術部多摩川上流水再生センター	右岸	右岸 43.6km	右岸：東京都八王子市
6	多摩	多摩川	浅川	上水道送水管	東京都多摩水道改革推進本部	両岸	左岸 2.6km+100m 右岸 2.6km+101m	左岸：東京都府中市是政五丁目 右岸：東京都稲城市大丸
7	多摩	多摩川	浅川	多摩川流域下水道浅川処理区浅川幹線	流域下水道本部技術部施設管理課	両岸	左岸 0.6km 右岸 0.6km	左岸：日野市石田 右岸：日野市新井
8	多摩	多摩川	浅川	檜原高区系配水管	八王子市水道部給水課	両岸	左岸 12.8km+52m 右岸 12.8km+52m	左岸：東京都八王子市 右岸：東京都八王子市
9	多摩	多摩川	大栗川	都市計画下水道管渠埋設（向ノ岡大橋下）	東京都下水道局	両岸	左岸 0.9km 右岸 0.9km	左岸：東京都多摩市関戸 右岸：東京都多摩市連光寺

許可工作物（鉄塔）

番号	出張所	水系名	河川名	施設名	管理者	左右岸	位置	地先名
1	田園調布	多摩川	多摩川	東電荻中線No.7	東京電力	右岸	2.6k+113m	川崎市川崎区大師河原1丁目地先
2	田園調布	多摩川	多摩川	東電南大田線No.2	東京電力	左岸	3.2k+110m	大田区本羽田2丁目地先
3	田園調布	多摩川	多摩川	ラジオ日本川崎送信局	ラジオ日本	右岸	7.8k-12m	川崎市幸区小向地先
4	田園調布	多摩川	多摩川	東電相武線No.23	東京電力	右岸	9.6k+100m	川崎市幸区古市場地先
5	田園調布	多摩川	多摩川	東電千南線No.特8.	東京電力	左岸	20.9k-4m	世田谷区宇奈根2丁目地先
6	多摩	多摩川	多摩川	桜ヶ丘線No.31	東京電力	右岸	36.8k	日野市落川1556-1地先
7	多摩	多摩川	浅川	桜ヶ丘線No.30	東京電力	左岸	0.2k+ m	日野市大字新井219-4地先

許可工作物（樋管）（1/3）

No	出張所	水系名	河川名	施設名	管理者	左右岸	位置	地先
1	田園調布	多摩川	多摩川	第4放流口	(株)ヨドバシカメラ	右岸	0.3k	川崎市川崎区殿町3-25-1
2	田園調布	多摩川	多摩川	第3放流口	(株)ヨドバシカメラ	右岸	0.4k+30m	川崎市川崎区殿町3-25-1
3	田園調布	多摩川	多摩川	第2放流口	(株)ヨドバシカメラ	右岸	0.6k+10m	川崎市川崎区殿町3-25-1
4	田園調布	多摩川	多摩川	第1放流口	(株)ヨドバシカメラ	右岸	0.7k+40m	川崎市川崎区殿町3-25-1
5	田園調布	多摩川	多摩川	中瀬樋管	味の素(株)川崎事業所総務・エリア管理部	右岸	3.4km+79m	川崎市川崎区中瀬1-1
6	田園調布	多摩川	多摩川	三工樋管	味の素(株)川崎事業所総務・エリア管理部	右岸	3.8km+120m	川崎市中瀬1丁目1番地
7	田園調布	多摩川	多摩川	六郷ポンプ所排水樋管	東京都下水道局南部下水道事務所ポンプ施設課ポンプ施設係	左岸	4.0km-70m	大田区南六郷1丁目32番地
8	田園調布	多摩川	多摩川	鈴木町樋管	味の素(株)川崎事業所総務・エリア管理部	右岸	4.2km+160m	川崎市川崎区鈴木町1-1
9	田園調布	多摩川	多摩川	味の素樋管	味の素(株)川崎事業所総務・エリア管理部	右岸	4.6km-50m	川崎市川崎区鈴木町1-1
10	田園調布	多摩川	多摩川	雑色ポンプ所放流渠吐口	東京都下水道局南部下水道事務所ポンプ施設課ポンプ施設係	左岸	4.7km+81m	大田区南六郷3丁目
11	田園調布	多摩川	多摩川	味の素本取水口	味の素(株)川崎事業所総務・エリア管理部	右岸	5.0km-50m	川崎市川崎区港町1-6
12	田園調布	多摩川	多摩川	六郷ポンプ場排水樋管	川崎市上下水道局下水道部管路課維持管理担当	右岸	6.0km+35m	川崎市川崎区本町2-4
13	田園調布	多摩川	多摩川	堀川町排水樋管	川崎市上下水道局下水道部管路課維持管理担当	右岸	6.0km+94m	川崎市川崎区駅前本町3-3
14	田園調布	多摩川	多摩川	幸町排水樋管	川崎市上下水道局下水道部管路課維持管理担当	右岸	6.6km+46m	川崎市幸区幸町三丁目
15	田園調布	多摩川	多摩川	戸手樋管	川崎市上下水道局下水道部管路課維持管理担当	右岸	7.2km-50m	川崎市幸区戸手四丁目
16	田園調布	多摩川	多摩川	小向排水樋管	川崎市上下水道局下水道部管路課維持管理担当	右岸	7.6km+11m	川崎市幸区小向仲野町
17	田園調布	多摩川	多摩川	古市場ポンプ排水樋管	川崎市上下水道局下水道部管路課維持管理担当	右岸	9.0km-34m	川崎市幸区古市場
18	田園調布	多摩川	多摩川	古市場排水樋管	川崎市上下水道局下水道部管路課維持管理担当	右岸	9.0km-13m	川崎市幸区古市場
19	田園調布	多摩川	多摩川	矢口ポンプ所排水樋管	東京都下水道局南部下水道事務所ポンプ施設課ポンプ施設係	左岸	9.4km-25m	大田区矢口三丁目
20	田園調布	多摩川	多摩川	上平間樋管	川崎市上下水道局下水道部管路課維持管理担当	右岸	10.6km+27m	川崎市中原区上平間
21	田園調布	多摩川	多摩川	丸子ポンプ場排水樋管	川崎市上下水道局下水道部管路課維持管理担当	右岸	10.6km+68m	川崎市中原区上平間
22	田園調布	多摩川	多摩川	山王排水樋管	川崎市上下水道局下水道部管路課維持管理担当	右岸	12.2km+75m	川崎市中原区上丸子山王町
23	田園調布	多摩川	多摩川	沼部排水樋管	東京都下水道管理局南部下水道事務所お客様サービス課管路施設係	左岸	12.4km+134m	大田区田園調布南
24	田園調布	多摩川	多摩川	中原調布排水樋管	東京都下水道管理局南部下水道事務所お客様サービス課管路施設係	左岸	13.0km+100m	大田区田園調布1-53
25	田園調布	多摩川	多摩川	調布取水口	東京都水道局玉川浄水管理事務所	左岸	13.3km	大田区田園調布一丁目
26	田園調布	多摩川	多摩川	調布取水所防潮堰水門	東京都水道局玉川浄水管理事務所	左岸	13.3km	大田区田園調布一丁目
27	田園調布	多摩川	多摩川	調布取水所防潮堰閘門	東京都水道局玉川浄水管理事務所	左岸	13.3km	大田区田園調布一丁目
28	田園調布	多摩川	多摩川	小杉樋管	川崎市上下水道局下水道部管路課維持管理担当	右岸	13.8km+152m	川崎市中原区小杉
29	田園調布	多摩川	多摩川	上沼部排水樋管	東京都下水道管理局南部下水道事務所お客様サービス課管路施設係	左岸	14.2km+25m	大田区田園調布五丁目56
30	田園調布	多摩川	多摩川	等々力排水樋管	東京都下水道管理局南部下水道事務所お客様サービス課管路施設係	左岸	15.0km+127m	世田谷区玉堤一丁目21
31	田園調布	多摩川	多摩川	宮内排水樋管	川崎市上下水道局下水道部管路課維持管理担当	右岸	15.6km+6m	川崎市中原区宮内
32	田園調布	多摩川	多摩川	下野毛排水樋管	東京都下水道管理局南部下水道事務所お客様サービス課管路施設係	左岸	16.4km+27m	世田谷区野毛二丁目29
33	田園調布	多摩川	多摩川	諏訪排水樋管	川崎市上下水道局下水道部管路課維持管理担当	右岸	17.0km+116m	川崎市高津区諏訪261
34	田園調布	多摩川	多摩川	谷川排水樋管	東京都下水道管理局南部下水道事務所お客様サービス課管路施設係	左岸	18.0km+28m	世田谷区玉川三丁目3
35	田園調布	多摩川	多摩川	二子排水樋管	川崎市上下水道局下水道部管路課維持管理担当	右岸	18.0km+121m	川崎市高津区二子
36	田園調布	多摩川	多摩川	久地排水樋管	川崎市建設緑政局道路河川整備部河川課	右岸	18.6km	川崎市高津区溝ノ口984

許可工作物（樋管）（2/3）

No	出張所	水系名	河川名	施設名	管理者	左右岸	位置	地先
37	田園調布	多摩川	多摩川	宇奈根排水樋管	東京都下水道管理局南部下水道事務所お客様サービス課管路施設係	右岸	20.0km+50m	世田谷区宇奈根 2-2
38	田園調布	多摩川	多摩川	宇奈根排水樋管	東京都下水道管理局南部下水道事務所お客様サービス課管路施設係	左岸	20.0km+115m	世田谷区宇奈根 2-2
39	田園調布	多摩川	多摩川	堰坎樋管	川崎市建設緑政局道路河川整備部河川課	右岸	20.2km+70m	川崎市多摩区堰
40	多摩	多摩川	多摩川	砧取水口	東京都水道局玉川浄水管理事務所	左岸	20.8km	世田谷区喜多見二丁目九番一号
41	多摩	多摩川	多摩川	猪方排水樋管	狛江市環境建設部下水道課	左岸	21.6km+4m	狛江市駒井町 501
42	多摩	多摩川	多摩川	宿河原排水樋管	川崎市上下水道局北部下水道管理事務所	右岸	22.0km+10m	川崎市多摩区宿河原
43	多摩	多摩川	多摩川	登戸排水樋管	川崎市上下水道局下水道部等々力水処理センター	右岸	22.8km	川崎市多摩区登戸 3529
44	多摩	多摩川	多摩川	六郷排水樋管	狛江市建設環境部下水道課	左岸	24.2km+52m	狛江市元和泉三丁目 3660
45	多摩	多摩川	多摩川	調布排水樋管		左岸	25.0km-32m	
46	多摩	多摩川	多摩川	二ヶ領用水上河原樋管	川崎市多摩区役所道路公園センター	右岸	25.8km+82m	川崎市多摩区稲田堤三丁目 724
47	多摩	多摩川	多摩川	稲田取水口	川崎市上下水道局部水道計画課	右岸	26.0km	川崎市多摩区菅稲田堤 3 丁目地先
48	多摩	多摩川	多摩川	矢野口排水樋管	稲城市都市建設部管理課	右岸	28.0km-80m	稲城市矢野口字中島 3750
49	多摩	多摩川	多摩川	大丸谷戸川排水樋管	稲城市都市建設部管理課	右岸	29.8km+60m	稲城市東長沼
50	多摩	多摩川	多摩川	矢崎都市下水路吐口	府中市都市整備部下水道課	左岸	31.8km-103m	府中市是政五丁目
51	多摩	多摩川	多摩川	南多摩処理場排水樋管	東京都下水道局流域下水道本部技術部北多摩一号水再生センター	右岸	32.0km+150m	稲城市大丸
52	多摩	多摩川	多摩川	大丸用水溢水口	大丸用水土地改良区理事長	右岸	32.2km+75m	稲城市大丸
53	多摩	多摩川	多摩川	是政樋管	府中市都市整備部下水道課	左岸	32.2km+114m	府中市是政六丁目
54	多摩	多摩川	多摩川	大丸用水樋管	大丸用水土地改良区理事長	右岸	32.4km	稲城市大丸
55	多摩	多摩川	多摩川	北多摩 2 号処理場排水樋管	東京都下水道局流域下水道本部技術部北多摩二号水再生センター	左岸	36.8km	府中市四谷五丁目 41 番
56	多摩上	多摩川	多摩川	国立谷保排水樋管	国立市都市整備部道路下水道課	左岸	38.0km+146m	国立市谷保 7543 番地
57	多摩上	多摩川	多摩川	四谷本宿用水樋管	府中市生活環境部経済観光課	左岸	38.2km+39m	国立市谷保
58	多摩上	多摩川	多摩川	緑川排水樋管	立川市環境下水道部下水道管理課	左岸	39.2km+120m	国立市青柳
59	多摩上	多摩川	多摩川	府中三ヶ村用水樋管	府中用水土地改良区(国立市生活環境部産業振興課)	左岸	39.2km+140m	国立市青柳
60	多摩上	多摩川	多摩川	錦町排水樋管	立川市環境下水道部下水処理場	左岸	40.0km+180m	立川市錦町五丁目 35 番
61	多摩上	多摩川	多摩川	日野排水樋管	日野市環境共生部下水道課	右岸	40.4km+39m	日野市日野 1247
62	多摩上	多摩川	多摩川	栄町排水樋管	日野市環境共生部下水道課	右岸	41.4km+110m	日野市栄町一丁目 22 番地
63	多摩上	多摩川	多摩川	富士見排水樋管	立川市都市整備部道路課	左岸	41.6km+127m	立川市富士見町六丁目 319
64	多摩上	多摩川	多摩川	野水堀一号幹線樋管	昭島市都市整備部下水道課	左岸	42.6km+114m	昭島市福島町三丁目 1350
65	多摩上	多摩川	多摩川	八王子排水樋管	八王子市水循環部下水道課	右岸	43.2km+100m	八王子市小宮町
66	多摩上	多摩川	多摩川	立川用水溢水樋管	昭島用水土地改良区(昭島市環境部環境課)	左岸	43.4km+37m	昭島市福島町三丁目 25 番地
67	多摩上	多摩川	多摩川	多摩川上幹線樋管	東京都下水道局流域下水道本部技術部施設管理課	左岸	43.8km+70m	昭島市宮沢町
68	多摩上	多摩川	多摩川	日野用水樋管	日野用水土地改良区(日野市環境共生部緑と清流課)	右岸	45.2km+54m	八王子市平町
69	多摩上	多摩川	多摩川	多摩川西部丸山団地排水施設	八王子市水循環部水環境整備課	右岸	45.6km	
70	多摩上	多摩川	多摩川	西部 1 号排水樋管	昭島市都市整備部下水道課	左岸	46.2km+82m	昭島市田中町四丁目
71	多摩上	多摩川	多摩川	西部 6 号排水樋管	昭島市都市整備部下水道課	左岸	47.4km+21m	昭島市拜島五丁目
72	多摩上	多摩川	多摩川	1 町 2 ヶ村用水樋管	昭島用水土地改良区(昭島市環境部環境課)	左岸	47.8km+72m	昭島市拜島五丁目
73	多摩上	多摩川	多摩川	熊川第二排水樋管	福生市都市建設部施設課下水道グループ	左岸	49.8km+100m	福生市南田園二丁目 7 番地
74	多摩上	多摩川	多摩川	排水管	あきる野市都市整備部管理課	右岸	50.2km	あきる野市二宮東三丁目 11 番
75	多摩上	多摩川	多摩川	福生排水樋管	福生市都市建設部施設課下水道グループ	左岸	51.0km+15m	福生市北田園二丁目

許可工作物（樋管）（3/3）

No	出張所	水系名	河川名	施設名	管理者	左右岸	位置	地先
76	多摩上	多摩川	多摩川	多摩川上流雨水幹線吐口	東京都下水道局	左岸	51.7km	福生市北田園 2-15
77	多摩上	多摩川	多摩川	青梅・羽村・福生都市下水路	福生市都市建設部施設課下水道グループ	左岸	52.2km+100m	福生市福生 119
78	多摩上	多摩川	多摩川	羽村市排水樋管	羽村市下水道課	左岸	53.0km+96m	羽村市玉川二丁目
79	多摩上	多摩川	多摩川	羽村排水区第4分区排水樋管	羽村市下水道課	左岸	53.6km-10m	羽村市玉川一丁目 5-1
80	多摩上	多摩川	多摩川	那賀樋管	羽村市下水道課	左岸	54.0km+100m	羽村市羽中四丁目 688-4
81	多摩上	多摩川	多摩川	羽村用水組合樋門	羽村市羽村用水組合(羽村市産業環境部産業活性化推進室農業観光振興係)	左岸	55.0km+70m	羽村市羽賀美四丁目 1174 番地
82	多摩上	多摩川	多摩川	雨水排水吐口	羽村市下水道課	左岸	55.4km	羽村市羽賀美四丁目
83	多摩上	多摩川	多摩川	雨水排水吐口	羽村市下水道課	左岸	55.8km-50m	羽村市羽賀美四丁目
84	多摩上	多摩川	多摩川	小作取水樋門	東京都水道局水源管理事務所	左岸	56.0km+30m	羽村市羽西二丁目
85	多摩上	多摩川	多摩川	霞台放流渠	青梅市都市整備部下水管理課	左岸	57.0km	青梅市河辺町一丁目
86	多摩上	多摩川	多摩川	釜ヶ淵緑地内排水施設	青梅市都市整備部公園緑地課	右岸	60.6km+127m	青梅市駒木一丁目
87	多摩上	多摩川	多摩川	柳瀬橋下排水口	青梅市建設部管理課	左岸	61.2km	青梅市青梅
88	多摩	多摩川	浅川	石田用水排水樋管	日野市向島用水組合(日野市環境共生部緑と清流課)	右岸	1.0km+2m	日野市石田
89	多摩	多摩川	浅川	上田排水樋管	日野市環境共生部下水道課	左岸	1.2km+132m	日野市新井
90	多摩	多摩川	浅川	向島排水樋管	日野市向島用水組合(日野市環境共生部緑と清流課)	右岸	1.8km+55m	日野市新井
91	多摩	多摩川	浅川	南平排水樋管	日野市環境共生部下水道課	右岸	2.4km+73m	日野市南平五丁目
92	多摩	多摩川	浅川	高幡用水樋管	七生東部連合組合(日野市環境共生部緑と清流課)	右岸	2.4km+73m	日野市南平五丁目
93	多摩	多摩川	浅川	向川原団地市営住宅排水	日野市総務部財産管理課	右岸	2.8km+110m	日野市南平五丁目
94	多摩	多摩川	浅川	上田用水樋管	上田用水組合(日野市環境共生部緑と清流課)	左岸	3.2km+80m	日野市東豊田一丁目
95	多摩	多摩川	浅川	東豊田排水樋管	日野市環境共生部下水道課	左岸	3.2km+80m	日野市東豊田一丁目
96	多摩	多摩川	浅川	豊田排水樋管	日野市環境共生部下水道課	左岸	3.6km+40m	日野市東豊田一丁目
97	多摩	多摩川	浅川	七生中学排水樋管	日野市教育委員会	右岸	3.8km+115m	日野市南平六丁目
98	多摩	多摩川	浅川	南平西排水樋管	日野市環境共生部下水道課	右岸	4.4km-50m	日野市南平六丁目
99	多摩	多摩川	浅川	日野平山排水樋管	七生西部連合組合(日野市環境共生部緑と清流課)	右岸	4.6km+31m	日野市南平六丁目
100	多摩	多摩川	浅川	平山排水樋管	日野市環境共生部下水道課	右岸	5.2km+113m	日野市平山四丁目
101	多摩	多摩川	浅川	旭ヶ丘排水樋管	日野市環境共生部下水道課	左岸	5.2km+160m	日野市豊田二丁目
102	多摩	多摩川	浅川	豊田用水樋管	豊田・堀之内用水組合(日野市環境共生部緑と清流課)	左岸	5.2km+160m	日野市東平山一丁目
103	多摩	多摩川	浅川	平山排水樋管	日野市環境共生部下水道課	右岸	5.8km+15m	日野市平山四丁目
104	多摩	多摩川	浅川	滝合橋排水樋管	日野市まちづくり部道路課	右岸	5.8km+92m	日野市平山五丁目
105	多摩	多摩川	浅川	平山用水樋門	日野市七生西部連合用水組合	右岸	6.0km+108m	日野市平山五丁目
106	多摩	多摩川	浅川	長沼東排水口	八王子市水循環部水環境整備課	右岸	6.2km+120m	八王子市長沼町 91 番地 4
107	多摩	多摩川	浅川	長沼団地排水樋管	八王子市水循環部水環境整備課	右岸	7.2km+100m	八王子市長沼町
108	多摩	多摩川	浅川	長沼排水樋管	八王子市水循環部水環境整備課	右岸	7.8km+158m	八王子市北野町
109	多摩	多摩川	浅川	川北用水樋管	七生西部連合用水組合	左岸	8.0km+40m	日野市西平山四丁目
110	多摩	多摩川	浅川	西平山排水樋管	日野市環境共生部下水道課	左岸	8.2km	日野市西平山五丁目
111	多摩	多摩川	浅川	新浅川橋排水樋管	八王子市水循環部水環境整備課	左岸	8.6km+105m	八王子市大和田一丁目
112	多摩	多摩川	浅川	高倉排水樋管	八王子市水循環部水環境整備課	左岸	9.0km+13m	八王子市大和田一丁目
113	多摩	多摩川	浅川	浅川第5排水樋管	八王子市水循環部水環境整備課	左岸	9.2km+15m	八王子市大和田三丁目
114	多摩	多摩川	浅川	明神町排水口	八王子市水循環部水環境整備課	右岸	9.6km+165m	八王子市元横山町一丁目
115	多摩	多摩川	浅川	浅川右岸排水口(元横山下排水口)	八王子市水循環部下水道課	右岸	10.2km+98m	八王子市元横山町一丁目
116	多摩	多摩川	浅川	暁排水口	八王子市水循環部水環境整備課	左岸	10.4km+160m	八王子市大和田町
117	多摩	多摩川	浅川	中野町排水口	八王子市水循環部水環境整備課	左岸	11.0km+7m	八王子市中野町
118	多摩	多摩川	浅川	中野山王排水口	八王子市水循環部水環境整備課	左岸	11.4km+133m	八王子市中野上町一丁目
119	多摩	多摩川	浅川	排水口(平岡町排水口)	八王子市水循環部下水道課	右岸	11.8km-8m	
120	多摩	多摩川	浅川	中野町排水樋管	八王子市水循環部水環境整備課	左岸	12.8km-12m	八王子市中野上町四丁目
121	多摩	多摩川	浅川	元本郷町浄水場排水口	東京都水道局多摩水道改革推進本部多摩給水管理事務所	右岸	12.8km+85m	八王子市元本郷町 4-19-1
122	多摩	多摩川	大栗川	大川樋管(水無川排水樋管)	多摩市都市環境部下水道課	左岸	0.4km-36m	多摩市関戸
123	多摩	多摩川	大栗川	大栗川樋管(大栗樋管)	多摩市都市環境部下水道課	左岸	0.5km	多摩市連光寺
124	多摩	多摩川	大栗川	排水口	桜ヶ丘社会事業協会桜ヶ丘記念病院	右岸	0.6km+70m	
125	多摩	多摩川	大栗川	排水口	桜ヶ丘社会事業協会桜ヶ丘記念病院	右岸	0.6km+120m	